

平成20年第4回西予市議会定例会会期日程表

会期12月3日(水)～12月16日(火)

(会期14日間)

月 日	曜日	日 程	備 考
12月 3日	水	本会議(開会)	・理事者提案説明
12月 4日	木	本 会 議	・一般質問、質疑
12月 5日	金	常任委員会	
12月 6日	土	休 会	
12月 7日	日	休 会	
12月 8日	月	常任委員会	
12月 9日	火	常任委員会	
12月10日	水	常任委員会	
12月11日	木	常任委員会	
12月12日	金	常任委員会(予備日)	
12月13日	土	休 会	
12月14日	日	休 会	
12月15日	月	予 備 日	
12月16日	火	本会議(閉会)	・委員長報告 ・質疑・討論・採決

平成20年第4回西予市議会定例会会議録(第1号)

- 1.招集年月日 平成20年12月3日  
 1.招集の場所 西予市議会議場  
 1.開 会 平成20年12月3日  
 午前10時00分  
 1.散 会 平成20年12月3日  
 午前11時42分

1.出席議員

- 1番 兵頭 竜  
 2番 二宮 一郎  
 3番 兵頭 学  
 4番 明智 祥勝  
 5番 井上 勲  
 6番 小野 正昭  
 7番 松山 清  
 8番 宇都宮 明宏  
 9番 松島 義幸  
 10番 元親 孝志  
 11番 嶋川 武文  
 12番 沖野 健三  
 13番 森川 一義  
 14番 藤井 朝廣  
 15番 浅野 忠昭  
 16番 岡山 清秋  
 17番 酒井 宇之吉  
 18番 兵頭 勇  
 19番 山本 昭義  
 20番 梅川 光俊  
 21番 菊地 ミスギ  
 22番 大竹 忠盛  
 23番 二宮 元  
 24番 坂本 隆重

1.欠席議員

なし

1.会議録署名議員

- 7番 松山 清  
 8番 宇都宮 明宏

1.地方自治法第121条により

説明のため出席した者の職氏名

- 市 長 三好 幹二  
 副 市 長 別宮 静  
 教 育 長 森 英二  
 公営企業部長 九鬼 則夫  
 会 計 管 理 者 角 藤 和幸

- 総務企画部長 清水 忠夫  
 産業建設部長 安藤 芳夫  
 生活福祉部長 炭倉 貞明  
 教 育 部 長 森 精一  
 明浜総合支所長 高岡 和廣  
 野村総合支所長 西田 光和  
 城川総合支所長 清水 享司  
 三瓶総合支所長 芝 則重  
 消防本部消防長 中野 竹夫  
 総 務 課 長 上甲 憲章  
 財 政 課 長 河野 敏雅  
 監 査 委 員 正司 哲浩

1.本会議に職務のため出席した者の職氏名

- 事務局 長 岩本 明定  
 議事係 長 井上 千浪

1.議事日程

別紙のとおり

1.会議に付した事件

別紙のとおり

1.会議の経過

別紙のとおり

議 事 日 程

1 会議録署名議員の指名

(7番 松山 清、8番 宇都宮明宏)

2 会期の決定

(12月3日～12月16日 14日間)

3 議案第121号 建物の取得について

議案第122号 財産の無償譲渡について

4 議案第123号 西予市大野ヶ原集落環境  
管理施設条例制定につ  
いて

5 議案第124号 西予市道路占用料徴収条  
例の一部を改正する条例  
制定について

議案第125号 西予市税条例の一部を改  
正する条例制定につ  
いて

議案第126号 西予市衛生センター条例  
の一部を改正する条例制  
定につ  
いて

議案第127号 西予市デイサービスセン  
ター条例の一部を改正す  
る条例制定につ  
いて

議案第128号 西予市特別養護老人ホー  
ム条例を廃止する条例制  
定につ  
いて

- 議案第 1 2 9 号 西予市軽費老人ホーム条例を廃止する条例制定について
- 議案第 1 3 0 号 西予市居宅介護支援事業所設置条例を廃止する条例制定について
- 6 議案第 1 3 1 号 平成 2 0 年度西予市一般会計補正予算(第 3 号)
- 7 議案第 1 3 2 号 平成 2 0 年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号)
- 議案第 1 3 3 号 平成 2 0 年度西予市老人保健特別会計補正予算(第 3 号)
- 議案第 1 3 4 号 平成 2 0 年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 3 号)
- 議案第 1 3 5 号 平成 2 0 年度西予市介護保険特別会計補正予算(第 3 号)
- 議案第 1 3 6 号 平成 2 0 年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第 3 号)
- 議案第 1 3 7 号 平成 2 0 年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第 3 号)
- 議案第 1 3 8 号 平成 2 0 年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算(第 3 号)
- 議案第 1 3 9 号 平成 2 0 年度西予市上水道事業会計補正予算(第 3 号)
- 議案第 1 4 0 号 平成 2 0 年度西予市病院事業会計補正予算(第 2 号)
- 議案第 1 4 1 号 平成 2 0 年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第 1 号)
- 追加 議案第 1 4 2 号 西予市営土地改良事業の施行について

本日の会議に付した事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 議案第 1 2 1 号 建物の取得について
- 議案第 1 2 2 号 財産の無償譲渡について
- 4 議案第 1 2 3 号 西予市大野ヶ原集落環境管理施設条例制定について
- 5 議案第 1 2 4 号 西予市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 1 2 5 号 西予市税条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 1 2 6 号 西予市衛生センター条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 1 2 7 号 西予市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 1 2 8 号 西予市特別養護老人ホーム条例を廃止する条例制定について
- 議案第 1 2 9 号 西予市軽費老人ホーム条例を廃止する条例制定について
- 議案第 1 3 0 号 西予市居宅介護支援事業所設置条例を廃止する条例制定について
- 6 議案第 1 3 1 号 平成 2 0 年度西予市一般会計補正予算(第 3 号)
- 7 議案第 1 3 2 号 平成 2 0 年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号)
- 議案第 1 3 3 号 平成 2 0 年度西予市老人保健特別会計補正予算(第 3 号)
- 議案第 1 3 4 号 平成 2 0 年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 3 号)
- 議案第 1 3 5 号 平成 2 0 年度西予市介護保険特別会計補正予算(第 3 号)
- 議案第 1 3 6 号 平成 2 0 年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第 3 号)

- 議案第137号 平成20年度西予市公共  
下水道事業特別会計補正  
予算(第3号)
- 議案第138号 平成20年度西予市簡易  
水道事業特別会計補正予  
算(第3号)
- 議案第139号 平成20年度西予市上水  
道事業会計補正予算(第  
3号)
- 議案第140号 平成20年度西予市病院  
事業会計補正予算(第2  
号)
- 議案第141号 平成20年度西予市野村  
介護老人保健施設事業会  
計補正予算(第1号)
- 追加 議案第142号 西予市営土地改良事業の  
施行について

開会 午前10時00分

議長 ただいまの出席議員は24名でありま  
す。これより平成20年第4回西予市議会定例会  
を開会いたします。

三好市長より今議会招集のあいさつがありま  
す。

三好市長。

三好市長 平成20年第4回西予市議会の定例  
会の開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げま  
す。

師走に入りまして何かと気ぜわしいこのごろで  
ございますが、議員の皆様におかれましては、公  
私ともにご多忙のところをご出席を賜り、厚くお  
礼を申し上げます。

さて、麻生内閣発足から2カ月余り、サブプ  
ライムローン問題に端を発し、100年に一度と言  
われる世界的金融危機で、日本の景気も急速に悪  
化をしている今日、政府・与党は政局より景気対  
策にかじを切り、第1次補正予算に続き、さらに  
追加経済対策として事業総額が約27兆円規模を  
掲げ、雇用対策や中小企業向けの融資拡大また定  
額給付金や住宅ローン減税を行う政策に力を注い  
ていることは、ご案内のとおりでございます。こ  
のように、政局より政策を選択した麻生首相は、  
みずから発表した諸政策のぶれに国民から批判を  
浴び、求心力は低落傾向にあり、大変危惧をして  
いるところでございます。

一方、これに対して野党サイドは、独自の金融  
危機対策で徹底抗戦の構えを見せており、今後ま  
すます激化するであろう与・野党攻防の行方を注  
視していかなければならないと認めているところ  
でございます。

加えて、世界経済はかつてない事態に直面し、  
どこまで深い長い谷が続くのか、だれしも予想で  
きない現状を十分認識しておかなければならない  
と強く感じるものでございます。

年の瀬におきましてこのような暗い話はここま  
でとさせていただきます、次に、西予市内の身  
近な出来事に触れさせていただきます。

せんだっては乙亥大相撲が盛大に開催された  
ところではありますが、ご案内のとおり、私たち西予  
市民が最も誇りとする大相撲の元関脇玉春日関  
が、去る秋場所13日の9月26日を最後に、約  
15年間の土俵生活に別れを告げられました。テ

レブ中継の中で呼び出しと同時に愛媛県西予市野村町出身というアナウンスが場内に流れるごとに、その響きに心が躍り、さらに突きと押しで真っすぐに進む相撲をとる姿は、常に私たち西予市民に勇気と感動を与えていただきました。そうした光景をもう見ることはできないのは、まことに残念ですが、今までの活躍に対して、改めましてこの上もない感謝とお礼の気持ちを表す次第であります。ここに市民を代表いたしまして、心からお疲れさまと申し上げますとともに、今後は楯山親方として後進のご指導に当たっていただきながら、第2の玉春日を誕生させていただくことを心から念じてやみません。私が言うまでもございませんが、玉春日関は、敢闘賞などの三賞を5度、金星7個を獲得されており、その金星の中には、当時人気と実力を兼ね備えた横綱貴乃花から上げられたものがあるなど大変すばらしい成績を残しておられます。また、その成績の陰には、不断の努力とたゆまない精進の積み重ねがあったものと容易に想像できるところでございます。このように玉春日関は、個人の成績もさることながら、その人柄、人格ともに広く市民に希望と感動を与えていただきました。なおかつ西予市の知名度のアップに貢献をいただいたことは、市民の模範とするところでございます。後日その功績をたたえ、西予市表彰選考委員会に諮り、特別栄誉賞の推薦を求めたいと考えております。

さて、本定例会におきましては、議員の皆様からの一般質問をお受けするとともに、財産の取得及び処分の2件、条例制定1件、改正4件、廃止3件、補正予算11件の合計21議案につきましてご審議をお願い申し上げるものでございます。諸議案の提案理由につきましては、上程の際にご説明いたしますので、何とぞ慎重にご審議をいただき、それぞれ決定、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。簡単でございますが、招集のごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長 次に、前定例会以降における諸般の報告及び月例出納検査報告書は、お手元に配付のとおりでありますので、お目通しを願います。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

(日程1)

議長 まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今回の会議録署名議員に7番松山清君、8番宇都宮明宏君の両名を指名いたします。

(日程2)

議長 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今回の会期は、本日から12月16日までの14日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、今回の会期は、本日から12月16日までの14日間と決定いたしました。

(日程3)

議長 次に、日程第3、議案第121号「建物の取得について」及び議案第122号「財産の無償譲渡について」の2件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

三好市長。

三好市長 議案第121号「財産の取得について」提案理由のご説明を申し上げます。

去る平成19年5月、東宇和農業協同組合から同農協本所の土地、建物を市が取得され、西予市まちづくりの中で利活用を願いたい旨の要望が提示され、今日まで検討を進めてまいりましたが、このたび農協本所建物について、買い取り金額2,128万円で建物売買仮契約を締結いたしましたので、議会の議決を求めるものであります。

本建物は、市庁舎に隣接するとともに、JR卯之町駅前であり、市の中心部として、人、もの、情報が動く都市的機能を有する位置にあります。したがって、将来的には本市交通体系の拠点機能及び民間活力との連携による駅前再開発により、地域活性化機能の充実等が図られ、さまざまな分野での多角的な整備活用が期待されるところであります。当面の活用につきましては、現在進めております新庁舎建設計画におきまして、工事期間中における仮設庁舎及び来庁者の駐車場等の確保が課題となっているところであり、来庁者の利便性及び仮設庁舎に係る経費削減等を考慮いたしま

して農協本所を庁舎建設工事期間中の仮設庁舎として利用する計画であります。その後の建物の活用及び周辺整備方針につきましては、市の玄関口としてふさわしいまちづくりの観点から、市民の皆様や議員の皆様からのご意見をいただきながら具体的な検討を進めてまいりたいと存じます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 炭倉生活福祉部長。

炭倉生活福祉部長 議案第122号「財産の無償譲渡について」提案理由をご説明申し上げます。

野村学園は、昭和41年に旧野村町が設置した公の施設で、精神薄弱児を対象とした児童福祉施設であります。昭和63年には野村学園に精神薄弱者更生施設を併設するとともに、社会福祉法人野村町社会福祉協会へ管理委託し運営を行ってまいりました。平成7年度からは、国、県から野村学園施設の無償貸与に係る財産処分承認を得て、野村学園の経営は野村町社会福祉協会に移管され、現在に至っております。今般、野村町社会福祉協会から施設譲渡の要望があり、検討いたしました結果、本施設はすべての維持管理及び運営を福祉協会が行っており、今後も引き続き福祉協会が運営する予定であることから、より効率的かつ柔軟な運営を可能とするため無償譲渡することいたしましたので、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求められます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 理事者の説明は終わりました。  
これより2件に対する一括質疑を行います。  
質疑はありませんか。

6番小野正昭君。

6番小野正昭君 念のためお伺いをいたします。

私がこの一連の問題についてお聞きをしたのは、去る5月26日の場において、土地が面積にして1,794平米、建物が2,550平米、金額が土地が1億4,872万円、それから建物が2,171万円、計で1億7,043万円と、こ

れが最初の金額の提示をお聞きをしております。その後9月の定例議会の最終日26日に、土地が1億4,872万円、建物が2億1,280万円、計1億7,000万円で議決をしております。今の提案理由は、建物を取得したいので議決が要るとこういうことでしたけれども、さきに1億7,000万円の議決をしているのに、再度建物の議決が要るのかどうか。

さらに、その際、土地の議決がどうなっているのか、この点まずお聞きをいたします。

議長 清水総務企画部長。

清水総務企画部長 予算の議決と今回この建物取得の提案につきましては、全く異なるものでありまして、この建物の取得につきましては、条例に基づいた提案でございます。したがって、要するに建物につきましては、2,000万円以上の財産取得につきましては議決を要するというところでございまして、今回仮契約を済ませた上で、この議決を経て本契約に持っていきたいと、このようなことでございます。ですから、予算とこの財産取得は全く異なるものでございます。

議長 清水総務企画部長。

清水総務企画部長 失礼をいたしました。

土地につきましては、これは5,000平米以上ということになっております。それで今回は一応建物ということにいたしております。

議長 6番小野正昭君。

6番小野正昭君 基本的な質問ですけれども、そうしますとこれの全体的な登記はいつされるのか。

それから、その登記の地目、例えばこれ宅地ということで購入をされとるようになってますけれども、その後どういうふうな地目として登記をされるのか。市有財産として登記をされるのか、その辺のところをお聞きを2点いたしましたら思います。

議長 清水総務企画部長。

清水総務企画部長 今回の段階では、3月25日に取得をしたいと思っております。それで当然その時点で登記のほうに移るわけではありますが、地目はこれは当然宅地であります。

以上でございます。

議長 6番小野正昭君。

6番小野正昭君 ちょっと私も宅地建物のほうは不勉強で、そんなんではっきりわからんのですが、勉強不足なんです、事務所として使うのに宅地で登記可能なんでしょうか、その辺ちょっと念のためにお聞きをいたしたらと思いますが。

議長 清水総務企画部長。

清水総務企画部長 地目というのは、私も素人なんです、例えば登記する上には、畑あるいは山林そして宅地、こういったものになってこようかと思っております。

議長 ほかに質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第121号及び議案第122号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

採決は議案ごとに行います。

お諮りいたします。

まず、議案第121号「建物の取得について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、ただいまの議案第121号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第122号「財産の無償譲渡につい

て」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、ただいまの議案第122号は原案のとおり決定いたしました。

(日程4)

議長 次に、日程第4、議案第123号「西予市大野ケ原集落環境管理施設条例制定について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

安藤産業建設部長。

安藤産業建設部長 議案第123号「西予市大野ケ原集落環境管理施設条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本施設は、平成18年度県営中山間総合整備事業により、大野ケ原地区における畜産業の振興と集落内の環境保全に努めるため建設されたものであります。

この施設は、それぞれ1,155平方メートルの面積を持つ堆肥舎2棟と処理棟51.75平米、機械棟16平米で、1日当たり約20トンの処理能力を有する尿排水処理施設から成っており、施設の運営形態につきましては、平成21年4月1日から指定管理者による運営を予定しております。今般、施設の稼働試験が終了し、愛媛県から施設の譲与を受けることに伴い、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき本条例を定めるものであります。

場所等につきましては、配付いたしております参考資料をお目通し願います。

以上、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 理事者の説明は終わりました。

(日程5)

議長 次に、日程第5、議案第124号「西予市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について」から議案第130号「西予市居宅介護支援事業所設置条例を廃止する条例制定について」までの7件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

安藤産業建設部長。

安藤産業建設部長 議案第124号「西予市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

近年の全国的な地価水準の下落や社会経済情勢の変化にかんがみ、道路法施行令の一部を改正する政令が本年1月に公布され、道路占用料の額の改定及び占用許可の対象施設などが追加されました。これらに伴い定額物件の電柱、ガス管等は引き下げ、定率物件の高架下の駐車場等は引き上げるなど、占用料単価全般を改定するとともに、地下埋設管の関係区分を9区分に細分化し、さらに公的機関の設ける応急仮設住宅を新たに道路の占用物件に追加するよう本条例の一部を改正するものであります。

今回の改正につきましては、県内の各市町においても本年度内に条例改正を行い、平成21年4月1日から施行するよう手続が進められております。

以上、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 清水総務企画部長。

清水総務企画部長 議案第125号「西予市税条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

平成20年度の税制改正において個人住民税の寄附金控除について、控除対象となる寄附金が拡大され、従来の地方公共団体等に加え、所得税の寄附金控除の対象となる寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として、県、市、町が条例により指定するものが追加され、平成21年度の個人住民税から適用されることとなりました。地方公共団体に対する寄附金税制、いわゆるふるさと納税制度に関しましては、第2回臨時議会にご承認いただいておりますが、条例により控除対象寄附金を指定する仕組みにつきましては、愛媛県との調整もあり見合わせておりましたが、県においても12月議会において改正されることから、あわせて市税条例の一部を改正するものであります。

主な内容ですが、所得税の控除対象寄附金のうち、地方公共団体が条例により指定した寄附金を個人住民税の寄附金控除の対象として控除方式を所得控除から税額控除に、寄附金控除の上限を総

所得金額等の25%から30%へ、適用下限額を10万円から5,000円に引き下げるものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 炭倉生活福祉部長。

炭倉生活福祉部長 議案第126号「西予市衛生センター条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

東部衛生センター及び西部衛生センターのし尿処理施設使用料につきましては、現在18リッター当たり換算しますと、東部衛生センターが35円、西部衛生センターが15円で設定しており、料金格差の是正が求められているところであります。この件につきましては、平成19年度より7年かけて段階的な調整を行い、平準化及び適正化を図ることといたしており、平成19年第1回定例議会におきまして、1回目の料金改定を行ったところであります。今回の改正は、その2回目となるもので、使用料の積算基準を東部衛生センターでは重量、西部衛生センターでは搬入車両の積載タンク容量とするとともに、18リッター当たりで換算しますと、東部衛生センターでは5円減額し約30円に、西部衛生センターでは5円増額し20円とするものであります。

続きまして、議案第127号「西予市サービスセンター条例の一部を改正する条例制定について」、議案第128号「西予市特別養護老人ホーム条例を廃止する条例制定について」、議案第129号「西予市軽費老人ホーム条例を廃止する条例制定について」関連がございますので、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

三位一体の改革以来、民でできることは民でとの方針のもと、行政運営の合理化、効率化が進められておりますが、本市においても厳しい財政運営を強いられる中で、極力住民サービスの低下を招かない範囲で行政のスリム化や合理化を図ることが最優先課題となっており、その一環として、本市が設置しました公の施設についてもそのあり方の見直しを進めているところであります。高齢者福祉施設については、直営または指定管理者による運営を行っておりますが、いずれも本市が設置した公の施設としての位置づけとなっており、その制約の中で運営となることから、施設機能の

充実または効率性の面において弾力性に欠ける部分があります。このような状況を踏まえ、西予市高齢福祉施設民営化検討委員会を設置し、施設の民営化についてご審議をいただいたところ、去る8月25日に施設に勤務する職員への処遇に関する附帯意見を添えられた上で、施設の民営化に向けて積極的な推進が必要との答申をいただきました。

また、国においても、いわゆる補助金等適正化法の弾力運用に関する指針が示され、国庫補助を受ける施設の譲渡について、条件によっては補助金返還を不要とするなど大幅な規制緩和がなされたところでもあります。

本市では、委員会から答申及び国の指針を総合的に検討し、現状を精査した上で民間移譲が可能な施設については速やかにこれを進めることとし、明浜及び城川デイサービスセンター2施設、特別養護老人ホーム4施設及び軽費老人ホーム2施設の計8施設を市内の高齢者福祉施設の運営に関し実績のある社会福祉法人へ平成21年3月末をもって譲渡することいたしました。

今回の3件の条例改廃につきましては、この方針に基づき関係する条例の所要の改正並びに廃止を行うものであります。今後は施設の譲渡に関し、国、県への手続を進めるとともに、並行して施設の譲渡先である社会福祉法人との協議、調整を行う予定といたしております。

続きまして、議案第130号「西予市居宅介護支援事業所設置条例を廃止する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

居宅介護支援事業所は、介護保険から要支援、要介護認定者が居宅での介護サービスの給付を受けるため、対象者や家族の状況を含め、その対象者に適した介護サービス計画を作成する機関です。近年、介護保険制度の改正により要支援、要介護認定者のうち、要支援1または2と判定された者については、地域包括支援センターが主に担当することになり、居宅介護支援事業所で担当する対象者が減少しております。

また、制度の定着とともに民間事業所の開設や近隣からの事業参入もあり、対象者への対応が可能となったことから、本年3月末には明浜居宅介護支援事業所を廃止したところでもあります。今回、城川地区において社会福祉法人西予市社会福祉協議会が平成21年4月1日から新規に事業所

を開設する予定といたしており、現在の城川居宅介護支援事業所の利用者を引き継いでいただくことが了承されたことに伴い、本事業所を平成21年3月31日付で廃止することいたしましたので、本条例を廃止するものであります。

以上、5議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 理事者の説明は終わりました。

(日程6)

議長 次に、日程第6、議案第131号「平成20年度西予市一般会計補正予算(第3号)」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

三好市長。

三好市長 議案第131号「平成20年度西予市一般会計補正予算(第3号)」について提案理由のご説明を申し上げますとともに、国が追加経済対策の目玉の一つとして進めております定額給付金制度の11月末現在の状況について少し触れたいと存じます。

この制度は皆様もご承知のとおり、当初構想の定額減税から定額給付金に名前が変わり、生活支援と位置づけ、その給付については、1人当たり1万2,000円、65歳以上と18歳以下の住民は8,000円加算して2万円を市区町村を通じて配ることになっておるといふ案でございます。

また、高額所得者に自発的な辞退を求めるとか自治体の裁量にゆだね、その際の目安として年間所得を1,800万円を限度とする方針で、与党合意として示しております。その他の詳細につきましては、現在総務省で検討されているところでもあります。

その実施につきましては、市区町村が来年3月末までに住民に配ることを想定しているようですが、ただ国会審議がおくれれば、4月以降にずれ込む可能性もあるということでもあります。総額2兆円規模の経済対策ということではありますが、私は国税の用途として、この制度が適切なのかどうか、甚だ疑問に感じているところでもあります。

しかしながら、西予市民への支給額を試算しましたところ、約7億円ということでございますの

で、これが西予市の景気、地益につながることを期待しているところであります。

また、所得制限につきましては、西予市としては設けないことで考えております。今後西予市で予算計上をして給付することとなると思いますが、年度末前後は事務が集中することが予想されますので、国の動向に注意をし、適切な対応が必要であると思っております。

さて、今回の補正予算でございますが、既決いただいております歳入歳出予算にそれぞれ5億414万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ249億2,705万円と定めるものであります。

その主な内容でございますが、総務費につきましては、早期勤奨退職者9名に係る退職手当特別負担金と庁舎建設事業に伴う仮庁舎改修工事、図書館エレベーター設置工事、情報システム及び通信システム改修工事に係る経費を計上しております。

次に、民生費の主なものは、障害者福祉費において医療給付金の実績見込みにより審査支払手数料や医療給付金負担金、扶助費の増額を計上しております。

次に、衛生費では、光浄苑、野村クリーンセンターの修繕工事費を計上しております。

次に、農林水産業費では、野村地区寺尾田辺線周辺整備工事に係る経費を計上しております。

次に、商工費では、玉春日引退記念事業に係る補助金を計上しております。

次に、土木費では、県営事業の増額に伴い市の負担も増額となりますので、それに係る経費と明浜地区の簡易下水路補修に係る経費を計上しております。

次に、教育費では、県の防災査察により指摘のありました貝吹公民館と横林公民館の修繕費の計上と全国かまぼこ板の絵展覧会事業において、平成21年度の第15回展覧会に係る経費のうち、平成20年度に執行に係る経費を計上しております。

次に、災害復旧費では、農地災害12カ所、農業用施設災害10カ所、林業用施設災害10カ所に対する市単独災害復旧事業補助金と公共土木施設単独災害44カ所に係る経費を計上しております。

次に、諸支出金では、地域振興基金積立金3億

円を計上しております。

以上、歳出予算の概要でございましたが、続きまして、主な収入についてご説明をいたします。

まず、国庫支出金では、障害者医療費、障害者自立支援医療費等の負担金などを計上しております。

県支出金につきましては、後期高齢者医療保険基盤安定事業費負担金などを計上しております。

このほかにどんぶり館株式配当金や宇和オービスシステム有価証券売却収入、西予市地域振興基金のための市債などを計上しておりますが、この上で歳出に不足します財源措置として財政調整基金1億9,726万6,000円の繰り入れを行っております。

また、仮庁舎改修事業、次世代育成支援地域行動計画策定事業に係る継続費と議会だより及び広報せいよの印刷製本費、農林漁業共同化資金利子補給金に係る債務負担行為の設定を行っております。

以上、説明をいたしました。詳細な点につきましては、担当課長から補足説明をさせますので、よろしくご審議を賜り、ご決定をくださいませようお願い申し上げます。

議長 河野財政課長。

河野財政課長 それでは、予算書に沿って補足説明をいたします。

まず、歳出につきまして説明をいたします。

17ページをお開き願います。

1目3節の職員手当は、主に早期退職者の特例措置による退職手当の加算金であります。退職勤奨者は51歳から58歳の者で、計9名となっております。この9名の職員が定年まで在職したと仮定した場合と今回の加算金としての一時金を差し引きいたしますと、約2億7,600万円の削減になると試算をしております。

18ページをお開き願います。

18目15節工事請負費3,557万8,000円ですが、これは庁舎建設事業に伴う仮設庁舎改修工事、図書館エレベーター設置工事、光ケーブルキューピクル移転改修工事、情報システム及び通信システム改修工事に係る経費であります。

22ページをお開き願います。

4目障害者福祉費4,611万9,000円ですが、この主なものは、障害者自立支援給付事業、障害者自立支援医療費給付事業、重度心身障害者医療費給付事業におきまして、これまでの実績に基づきその見直しをいたしましたので、その必要経費を計上しております。

24ページをお開き願います。

1目15節工事請負費77万4,000円、18節備品購入費53万9,000円ですが、これは平成21年4月から野村町トレーニングセンターで実施します学童保育のための経費でございます。同じく19節障害児保育事業補助金459万7,000円ですが、これは当初5名の加配保育士を見込んでおりましたが、その後6名の加配保育士が必要となりましたので、それに係る経費であります。

同じく2目19節民間保育所運営費負担金1,819万8,000円ですが、この主なものは、保育単価の見直しによる負担金の増とひまわり保育園が今年度から3歳児保育を開始したことにより負担金であります。

26ページをお開き願います。

7目11節修繕料472万5,000円ですが、これは平成3年竣工の宇和光浄苑の火葬炉燃焼装置修繕に係る経費であります。

次に、27ページでございますが、2目15節工事請負費931万9,000円ですが、これは平成5年竣工の野村クリーンセンターの集合コンベヤーと灰バンカ修理工事に係る経費であります。

28ページをお開き願います。

1目24節投資及び出資金285万円ですが、この出資金は、南予水道企業団に対する西予市に係る元金償還分ですが、平成19年度に南予水道企業団が実施しました補償金免除繰上償還における借換債の発行によりその償還期間が短くなりましたので、そのことにより増額分であります。

また、このことによりまして19節南予水道企業団補助金、これは利子分ですが、457万円の減額となっております。

次に、29ページでございますが、5目15節工事請負費845万円ですが、これは野村地区寺尾田辺線周辺整備工事に係る経費であります。

30ページをお開き願います。

4目漁港建設費マイナス4,000万円ですが、これは国の補助金決定による事業費の減額であります。

次に、31ページでございますが、4目19節ですが、西予市に大変功勞のありました玉春日関が引退をされましたので、その引退記念事業に対して補助金を計上しております。この記念事業の詳細につきましては、現在検討中ですが、平成21年2月中の開催を予定しております。

32ページをお開き願います。

3目道路新設改良費ですが、これは事業費の確定により予算の組み替えをしたものであります。

次に、33ページでございますが、3目15節工事請負費850万円ですが、これは高山地区2カ所と渡江地区の簡易下水道改良工事に係る経費であります。

40ページをお開き願います。

2目単独災害復旧費1,847万5,000円ですが、これは市単独災害44カ所、内訳は宇和8カ所、城川33カ所、野村2カ所、三瓶1カ所の復旧経費であります。

次に、41ページでございますが、1目25節西予市地域振興基金積立金3億円ですが、これは地域振興に要する経費の財源に充てるために基金の積み立てを行うものでありますが、この財源につきましては、合併特例債を充当しております。

次に、歳入でございますが、戻りまして、11ページをお開き願います。

1目1節地方税等減収補てん臨時交付金451万1,000円ですが、これは道路特定財源の暫定税率が失効となりました平成20年4月の交付金減収を埋めるために創設された交付金であります。

次に、1目2節児童福祉費負担金の減額は、平成20年度西予市保育料徴収基準の見直しによるものであります。

また、国県支出金の増減の主な要因は、各事業の事業費の確定及び見直しによるものであります。

14ページをお開き願います。

4目1節有価証券売却収入261万7,000

円ですが、これは有限会社オービーシステムへの出資金240口の売払収入であります。

次に、15ページでございますが、20款1目総務債2億8,600万円のうち2億8,500万円ですが、これは歳出の説明でも述べましたが、西予市地域振興基金のための合併特例債であります。

以上、説明とさせていただきます。

議長 理事者の説明は終わりました。

ここで暫時休憩をいたします。(休憩 午前10時54分)

議長 再開をいたします。(再開 午前11時10分)

(日程7)

議長 次に、日程第7、議案第132号「平成20年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)」から議案第141号「平成20年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第1号)」までの10件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

炭倉生活福祉部長。

炭倉生活福祉部長 議案第132号「平成20年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)」について提案理由のご説明を申し上げます。

まず、事業勘定予算からご説明申し上げます。

今回の補正は、医療費の一般及び退職被保険者療養給付費の増減に伴う組み替えとそれによる国庫支出金療養給付費等交付金の調整及び特定健診個人徴収金の減額とそれに伴う特定健診委託料の減額を行うものであります。

歳出では、保険給付費の一般被保険者療養給付費を1億6,190万円減額し、退職被保険者等療養給付費を1億4,230万円増額、一般被保険者高額療養費を1,960万円増額、保健事業費の特定健康診査委託料を627万7,000円減額いたしました。

歳入では、国庫支出金の療養給付費等負担金を2,145万円減額、療養給付費等交付金を2,145万円増額、諸収入の特定健康診査個人徴収金を627万7,000円減額いたしました。これによりまして議決いただいております歳入歳出

予算からそれぞれ627万7,000円を減額し、事業勘定予算歳入歳出予算の総額を59億2,948万8,000円と定めるものであります。

次に、診療勘定予算についてですが、補正の主な内容は、人件費、加工用材料費、医療検査、歯科技工士委託料、備品購入費の増額とそれに伴う繰入金、診療報酬等の増額であります。

それでは、診療所別にご説明をいたします。

狩江診療所の歳出では、一般管理費の時間外勤務手当を15万7,000円増額、医療費の療養検査委託料を13万円増額いたしました。

歳入では、一般会計繰入金を28万7,000円増額し、歳入歳出予算の総額を6,494万5,000円といたしました。

次に、高山診療所の歳出では、医療費の加工用原材料を5万1,000円増額、歯科技工士委託料を80万円増額いたしました。

歳入では、診療所収入の国民健康保険診療報酬収入を59万6,000円増額、一部負担金収入を25万5,000円増額し、歳入歳出予算の総額を7,733万8,000円といたしました。

次に、二及診療所の歳出では、一般管理費の備品購入費を199万5,000円増額し、予備費を同額減額いたしましたので、歳入歳出予算の総額は変更ありません。

続きまして、議案第133号「平成20年度西予市老人保健特別会計補正予算(第3号)」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正の主なものは、平成20年3月診察分までの老人保健診療報酬請求による老人医療給付費において、過誤等による月おくれ請求分が見込み以上に多かったため増額補正をするもので、歳入歳出それぞれ1,750万円増額し、歳入歳出の総額を6億3,133万2,000円と定めるものであります。

歳出につきましては、療養諸費の老人医療給付費で1,750万円増額いたしました。

歳入につきましては、医療給付費増額分に対する公費負担として、現年度医療費交付金を875万円、現年度医療費国庫負担金を583万3,000円、医療費県負担金を145万8,000円、一般会計からの医療費給付繰入金を145万9,000円それぞれ増額いたしました。

続きまして、議案第134号「平成20年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正の主なものは、低所得者層のための保険料の軽減分に対する公費負担である保険基盤安定負担金が増額したことに伴う後期高齢者医療広域連合納付金の増額及び後期高齢者健康診査事業で、特定健診受診者の増による受診者の特定健診データ管理システム手数料及び後期高齢者健康診査負担金の増額で、歳入歳出それぞれ1,892万7,000円増額し、歳入歳出の総額を6億5,656万円と定めるものであります。

歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金を1,264万1,000円増額いたしました。

次に、後期高齢者健康診査事業では、役務費の手料金を13万6,000円、後期高齢者健康診査負担金を615万円増額いたしました。

歳入につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金に充てるため、一般会計からの保険基盤安定繰入金を1,264万1,000円増額し、健康診査事業の費用として、後期高齢者広域連合受託事業収入を628万6,000円増額いたしました。

続きまして、議案第135号「平成20年度西予市介護保険特別会計補正予算（第3号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳出においては、一般会計から在宅寝たきり老人等介護手当支給事業予算の組み替えと来年度からの介護認定調査項目の変更に伴うシステム改修経費が主なものであります。

歳入においては、国・県等の事業負担分を計上いたしました。

それでは、予算の説明を申し上げます。

まず、予算の事業勘定では、歳入歳出それぞれ896万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を45億352万2,000円といたしました。内訳といたしまして、歳出では、総務費の総務管理費で、人件費と来年度からの介護認定調査項目変更に伴う電算システム改修経費等182万3,000円を増額いたしました。

地域支援事業の介護予防事業費においては、新規の事業の西予からだシャキッと教室委託料50万4,000円の増額と減額分202万7,000

0円を相殺し152万3,000円減額し、地域支援事業費の包括的支援事業2事業費用においては、冒頭申し上げました在宅寝たきり等介護支援手当支給事業を一般会計から事業予算を組み替え1,033万4,000円増額いたしました。

予備費では、166万8,000円減額しております。

歳入では、新規事業の利用者負担金5万円増額し、歳出予算の補正に伴う負担分として、国庫支出金の国庫補助金を457万3,000円、県支出金の県補助金を189万5,000円、支払基金交付金を48万8,000円減額、繰入金の一般会計繰入金293万6,000円増額いたしました。

次に、施設勘定予算でございますが、明浜特別養護老人ホーム勘定の歳入歳出予算の総額には増減はございませんが、内訳として、歳出の総務費の施設管理費で人件費を12万9,000円増額、予備費を12万9,000円減額し、歳出内で調整をしております。

次に、明浜デイサービス勘定においても、歳入歳出予算の総額に増減はございませんが、明浜特別養護老人ホーム勘定と同様、歳出の総務費の施設管理費で人件費を30万3,000円増額し、予備費を30万3,000円減額して、歳出内で調整をしております。

以上、4議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 安藤産業建設部長。

安藤産業建設部長 議案第136号「平成20年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、平成20年度、平成21年度の2カ年で設定いたしております明間地区処理施設建設事業の建設費の補正でございます。

平成20年度における処理施設建設工事の進捗状況を精査した結果、平成20年度の支払い額がほぼ決定したことにより、平成20年度の年度割額を1,800万円減額し8,200万円とし、平成21年度の年度割額について、平成20年度減額分を増額し1億2,940万円とするものであります。

続きまして、議案第137号「平成20年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正の主なものは、事業費の精査による減額と一般会計繰入金の充当先の変更で、歳入歳出予算からそれぞれ450万円減額し、歳入歳出予算を8億7,613万4,000円と定めるものであります。

詳細をご説明いたします。

歳出では、事業費を精査した結果、不用額を減額するもので、施設管理費で230万7,000円、施設整備費で444万3,000円の減額、また元利償還金の増により公債費225万円を増額するものであります。

歳入といたしましては、分担金450万円の減額、一般会計繰入金の内訳において、施設管理費で230万7,000円を減額し、施設整備費で5万7,000円、公債費で225万円を増額するものであります。

また、今年度中に平成21年度の西予市浄化センター維持管理業務の契約事務を行うため債務負担行為を設定いたしております。

以上、2議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 九鬼公営企業部長。

九鬼公営企業部長 議案第138号「平成20年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、公的資金の補償金免除による繰上償還を行うもののほか、経常経費の実績見込みによる増減で、歳入歳出にそれぞれ1億861万7,000円を追加し、歳入歳出の予算総額を4億8,960万6,000円と定めるものであります。

それでは、予算書9ページをお願いします。

まず、歳出では、総務管理費で、実績による維持管理費を25万5,000円増額、公債費の元金償還金で1億930万3,000円の増額、これは繰上償還を行うものであります。利子では94万1,000円の減額で、これは前年度に繰上償還や借りかえを行った結果、当初予定より支払

い利息が減少するためであります。

次に、歳入であります。7ページ、主なものは繰入金で、基金繰入金100万2,000円の増、諸収入で雑入328万円の増、これは繰上償還に伴う雑入と県道工事に伴う補償金の確定によるものであります。簡易水道事業債1億420万円の増は、繰上償還の財源となります借換債を見込むものであります。

なお、第2条で、地方債の補正は第2表のとおりであります。

次に、議案第139号「平成20年度西予市上水道事業会計補正予算（第3号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、企業債の補償金免除による繰上償還を行うもの、それから国道378号線の改良工事に伴います明浜町田之浜地内での水道管移設工事に係るもののほか、経常経費の実績見込みによる増減であります。

予算書1ページですが、まず第2条、収益的収入及び支出の補正であります。収益的収入の補正予定額は、営業外収益を579万円増額し、収益総額を6億4,278万3,000円に、支出では、補正予定額を42万7,000円増額し、事業費用総額を6億4,556万8,000円とするものであります。

その内容につきましては、8ページからの事項別明細書をごらんください。

なお、収入では、他会計負担金が374万8,000円で、これは公営企業部設置に伴う人件費につきまして、現在上水道事業会計において全額計上しておりますが、公営企業部内の3会計でそれぞれ負担することが適当であろうということで、病院事業会計及び野村介護老人保健施設事業会計からそれぞれ負担して受け入れをするものであります。

また、雑収益204万2,000円は、同じく人件費につきまして、上水道事業の各事業体におきまして同様に明浜、野村、三瓶の各事業体から宇和上水道事業体への組み替えを行うものであります。

9ページの支出につきましては、主なものとしたしまして、営業費用の配水及び給水費で、材料費100万円の増、総係費では、収入でご説明しました各事業体の人件費の負担金204万2,000円の増、それと減価償却費で150万円の増

であります。

営業外費用では、企業債利息を490万2,000円減額いたしました。これは前年度に借りかえを行いました企業債の利息が、当初予定より低率で借ることができましたので減額をするものであります。

1ページをお願いします。

次に、第3条の資本的収入及び支出の補正についてご説明をいたします。

資本的収入の補正予定額は3億1,403万9,000円を増額し、総額を3億7,113万9,000円に、次のページになりますが、資本的支出の補正予定額は3億1,469万6,000円増額し、総額を6億5,330万5,000円とするものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額につきましては、それを補てんする財源を第3条本文の括弧書きに記載しておるとおりに改めさせていただきます。

この具体的内容につきましては、10ページをごらんください。

収入では、工事負担金で400万4,000円、これは明浜上水道で水道管移設工事を行うわけですが、それにおける県からの補償金を見込むものであります。

企業債の3億480万円は、昨年度策定しました経営健全化計画に基づき本年度も繰上償還を行うもので、その財源として借換債を借り入れるものであります。

他会計繰入金の523万5,000円は、明浜上水道の水道管移設工事及び企業債償還元金の財源といたしまして、一般会計からの繰入金を予定するものであります。

次に、11ページの支出につきましては、建設改良費の工事請負費717万2,000円で、明浜上水道での水道管移設工事分を増額するものです。

また、企業債償還金の企業債元金3億752万4,000円は、今年度繰上償還をする元金総額であります。

最後に、2ページであります。これらによりまして、第4条では借換債を発行しますので、企業債の限度額を変更いたしております。

また、第5条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費である職員給与費を7

8万7,000円増額し1億1,844万3,000円とし、第6条では、他会計からの補助金を総額3,197万4,000円とするものであります。

次に、議案第140号「平成20年度西予市病院事業会計補正予算(第2号)」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、原油高騰に伴う燃料費の増額及び公営企業部設置に伴う人件費の負担金のほか経常経費の実績見込みによる増額であります。

1ページをごらんください。

まず、第2条収益的収入及び支出の補正であります。収入の医業外収益の補正予定額を505万8,000円増額し、事業収益総額を30億5,624万8,000円とするもので、これは宇和病院事業において一般会計からの繰り出し基準による一般会計補助金を増額予定いたしております。

支出では、医業費用を同額増額し、事業費用総額を収益総額と同額とするものであります。

その内容につきましては、3ページの事項別明細書の支出をごらんください。

経費のうち主なものとしまして、燃料費175万1,000円の増、これは原油高騰に伴います重油代であります。負担金149万9,000円は、上水道事業会計への人件費の負担分であります。また、減価償却費を60万円増額補正いたしました。

次に、4ページ、野村病院事業につきましては、医業費用内での目間の予算の組み替えで、給与費を460万7,000円減額いたしまして、同額を経費として燃料費等に増額補正をいたしました。したがって、補正予定額の増減はありません。

なお、このことにより第3条で議会の議決を経なければ流用することのできない経費である職員給与費を17億7,596万6,000円といたしました。

次に、議案第141号「平成20年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第1号)」について提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、経常経費の実績見込みによるものであります。

予算書1ページにありますように、まず第2条、収益的収入及び支出の補正であります。今

回は支出のみであり、施設運営事業費用の中で予算の組み替えを行うもので、補正予算額に増減はありません。

3ページの事項別明細書をごらんいただきたいと思いますが、給与費を268万8,000円減額し、材料費で100万円の増額、経費で原油高騰に伴う重油代、上水事業会計の人件費の負担金など168万8,000円を増額いたしております。

なお、このことにより同じく第3条で議会の議決を経なければ流用することのできない経費である職員給与費を2億9,627万1,000円といたしました。

以上、4議案につきましてよろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

議長 理事者の説明は終わりました。

暫時休憩をいたします。(休憩 午前11時37分)

議長 再開をいたします。(再開 午前11時39分)

お諮りいたします。

ただいま市長から提出されました議案第142号「西予市営土地改良事業の施行について」を本日の日程に追加し、議題としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件を本日の日程に追加し、議題とすることに決定をいたしました。

(追加)

議長 追加日程第1、議案第142号「西予市営土地改良事業の施行について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

安藤産業建設部長。

安藤産業建設部長 議案第142号「西予市営土地改良事業の施行について」提案理由のご説明を申し上げます。

本案は平成21年度に城川町高野子地区において、団体営土地改良事業農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業を施行することに伴い、西予市へ土地改良事業施行条例第5条の規定により、

その事業の概要について議会の議決を求めるものであります。

事業内容につきましては、城川町池野々地区に、農道コンクリート舗装工事、農業用水路改修工事及び営農休憩施設改修工事を施行するもので、これらにより効率的な農業経営及び伝統的な農村風景である棚田の保全や地域間交流を促進し、地域活性化を図るものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 理事者の説明は終わりました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

次回は明日12月4日午前9時から一般質問及び質疑を行います。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前11時42分

平成20年第4回西予市議会定例会会議録(第2号)

- 1.招集年月日 平成20年12月4日  
 1.招集の場所 西予市議会議場  
 1.開 議 平成20年12月4日  
 午前9時00分  
 1.散 会 平成20年12月4日  
 午後2時07分

1.出席議員

- 1番 兵頭 竜  
 2番 二宮 一郎  
 3番 兵頭 学  
 4番 明智 祥勝  
 5番 井上 勲  
 6番 小野 正昭  
 7番 松山 清  
 8番 宇都宮 明宏  
 9番 松島 義幸  
 10番 元親 孝志  
 11番 嶋川 武文  
 12番 沖野 健三  
 13番 森川 一義  
 14番 藤井 朝廣  
 15番 浅野 忠昭  
 16番 岡山 清秋  
 17番 酒井 宇之吉  
 18番 兵頭 勇  
 19番 山本 昭義  
 20番 梅川 光俊  
 21番 菊地 ミスギ  
 22番 大竹 忠盛  
 23番 二宮 元  
 24番 坂本 隆重

1.欠席議員

なし

1.地方自治法第121条により

説明のため出席した者の職氏名

- 市 長 三好 幹二  
 副市長 別宮 静  
 教 育 長 森 英二  
 公営企業部長 九鬼 則夫  
 会計管理者 角藤 和幸  
 総務企画部長 清水 忠夫  
 産業建設部長 安藤 芳夫  
 生活福祉部長 炭倉 貞明

- 教 育 部 長 森 精 一  
 明浜総合支所長 高岡 和廣  
 野村総合支所長 西田 光和  
 城川総合支所長 清水 享司  
 三瓶総合支所長 芝 則重  
 消防本部消防長 中野 竹夫  
 総務課長 上甲 憲章  
 財政課長 河野 敏雅  
 監査委員 正司 哲浩

1.本会議に職務のため出席した者の職氏名

- 事務局 長 岩本 明定  
 議事係 長 井上 千浪

1.議事日程

1.会議に付した事件 別紙のとおり

1.会議の経過 別紙のとおり

議 事 日 程

1 一般質問

2 議案第123号 西予市大野ヶ原集落環境  
 管理施設条例制定につ  
 いて

3 議案第124号 西予市道路占用料徴収条  
 例の一部を改正する条例  
 制定について

議案第125号 西予市税条例の一部を改  
 正する条例制定について

議案第126号 西予市衛生センター条例  
 の一部を改正する条例制  
 定について

議案第127号 西予市デイサービスセン  
 ター条例の一部を改正す  
 る条例制定について

議案第128号 西予市特別養護老人ホー  
 ム条例を廃止する条例制  
 定について

議案第129号 西予市軽費老人ホーム条  
 例を廃止する条例制定に  
 ついて

議案第130号 西予市居宅介護支援事業  
 所設置条例を廃止する条  
 例制定について

4 議案第131号 平成20年度西予市一般  
 会計補正予算(第3号)

- 5 議案第132号 平成20年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 議案第133号 平成20年度西予市老人保健特別会計補正予算(第3号)
- 議案第134号 平成20年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
- 議案第135号 平成20年度西予市介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 議案第136号 平成20年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)
- 議案第137号 平成20年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 議案第138号 平成20年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 議案第139号 平成20年度西予市上水道事業会計補正予算(第3号)
- 議案第140号 平成20年度西予市病院事業会計補正予算(第2号)
- 議案第141号 平成20年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第1号)
- 6 議案第142号 西予市営土地改良事業の施行について
- 7 陳情第 5号 ミニマムアクセス米の輸入停止を求める陳情について
- 陳情第 6号 (旧)城川町森林組合事務所及び現西予市森林組合城川支所の建物賃借に関する陳情について

本日の会議に付した事件

- 1 一般質問
- 2 議案第123号 西予市大野ヶ原集落環境管理施設条例制定について
- 3 議案第124号 西予市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第125号 西予市税条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第126号 西予市衛生センター条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第127号 西予市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第128号 西予市特別養護老人ホーム条例を廃止する条例制定について
- 議案第129号 西予市軽費老人ホーム条例を廃止する条例制定について
- 議案第130号 西予市居宅介護支援事業所設置条例を廃止する条例制定について
- 4 議案第131号 平成20年度西予市一般会計補正予算(第3号)
- 5 議案第132号 平成20年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 議案第133号 平成20年度西予市老人保健特別会計補正予算(第3号)
- 議案第134号 平成20年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
- 議案第135号 平成20年度西予市介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 議案第136号 平成20年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)
- 議案第137号 平成20年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)

- 議案第 138 号 平成 20 年度西予市簡易  
水道事業特別会計補正予  
算(第 3 号)
- 議案第 139 号 平成 20 年度西予市上水  
道事業会計補正予算(第  
3 号)
- 議案第 140 号 平成 20 年度西予市病院  
事業会計補正予算(第 2  
号)
- 議案第 141 号 平成 20 年度西予市野村  
介護老人保健施設事業会  
計補正予算(第 1 号)
- 6 議案第 142 号 西予市営土地改良事業の  
施行について
- 7 陳情第 5 号 ミニマムアクセス米の輸  
入停止を求める陳情につ  
いて
- 陳情第 6 号 (旧)城川町森林組合事  
務所及び現西予市森林組  
合城川支所の建物賃借に  
関する陳情について

開議 午前 9 時 0 0 分

議長 おはようございます。

本日、傍聴にお越しいただきました方に対して  
心からお礼を申し上げたいと思います。

ただいまの出席議員は 24 名であります。これ  
より本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあると  
おりであります。

( 日程 1 )

議長 これより、日程第 1、一般質問を行いま  
す。

この際、申し上げます。

各議員の発言は申し合わせの発言時間をお守り  
願いたいと思います。

通告順に質問を許可いたします。

まず、6 番小野正昭君。

6 番小野正昭君 このたび議長の許可並びに多  
くの関係各位のご理解により、この西予市議会の  
壇上で一般質問ができますこと、まことをもって  
光栄であり、また議会議員としてその責務の重さ  
を痛感をいたしております。改めましてご推挽を  
賜りました多くの皆様方に、この場をおかりをい  
たしまして、まずもって心から感謝の誠を申し上  
げます。

さて、市町村の業務は、地方自治法第 2 条 3 項  
で、地方公共団体の事務すなわち仕事について 2  
2 項目にわたり明記をされております。その 1 項  
には、地方公共団体の秩序を維持し、住民及び滞  
在者の安全、健康及び福祉を維持することとあり  
ます。このことは、市長以下、職員また我々議会  
人も、要約すれば、市政への進展、福祉の向上、  
民生の安定、そのために日々努力をいたし、そし  
て遂行することだと思っております。

さて、そこで今回は、最初の質問でございます  
ので、市長の施政方針、特に総合支所の取り扱い  
及びその考え方について総論的見地から質問をい  
たします。

先般提言されました三好幹二 2008 マニフェ  
ストには、誇れる愛着を持てる西予づくりと題  
し、それぞれの人が喜び、それぞれの地域が輝  
き、市民が納得する西予市とあり、6 つの西予市  
づくりと 28 の政策提言をされておられます。

その中で西予市基盤の財政づくりと題し、その

1、行政運営から行政経営、その2、総合支所方式から本庁支所方式を提唱されておられます。さきに申し上げましたとおり、各論の数字的な質問は次回に回すことにして、今回は総論的見地から、市長にその2の総合支所の考え方及び今後のスケジュールにつき何点が質問をいたします。

さてその前に、日本国憲法の精神は、国民主権、平和主義、基本的人権の尊重であることはご案内のとおりであります。市長はこの三大原則を念頭に置いて、これまでの市議会への市長方針、あらゆる機会において主権者である市民の方々に第一と考え、あるいは市民の方々の立場に立った行政を推進していきたいと発言をされておられます。この際、若干話をさかのぼりますが、平成14年4月1日、東宇和・三瓶町合併協議会法定が設置をされ、明浜町俵津公民館で第1回目の合併協議会が開催されてから、平成16年2月28日に、これまた明浜町俵津公民館で最終の合併協議会が開催されるまで、その間委員会は別にして計21回にわたり合併の方針並びに内容が検討された結果、その骨子は、合併協定書の項目14番目で、組織及び機能で明記のとおり、主権者である市民の方々への福祉の向上、民生の安定を第一に考え、平たく言えば、市民サービスが低下をしないためにも、総合支所方式が採用されたのであります。しかるに合併して5年を迎えようとしている今日、各5町の主権者である市民の方々が、市長の基本方針に対し、理解をし、また満足をし、さらに充実感を持っているのか、まことに残念ながら、大いに疑問を禁じ得ないのであります。私はその要因の一つには、現在の総合支所機能が十分生かされていないのが原因でないかと私は思っております。市長も大変な努力と苦勞をされていることに対し理解もし、また敬意を表しますが、市長もあらゆることに万能ではなく、またまだ隅々まで管理監督がなされておらず、まことに不適當な言葉かもわかりませんが、上意下達、下意上申がスムーズになされていないではないか。ややもすると、裸の王様になっているのではないかと老婆心ながら懸念さえいたしております。

その理由の一つには、先ほど申し上げましたとおり、総合支所機能が十分に発揮されていないのが原因であり、その要因は各総合支所の課長及び支所長が管理職としての自覚と責任が希薄になっ

ているのではないか。その要因の一つとして、課長及び支所長に人事権、予算権がないために、部下から仲間意識の考え方が強くなり、なあなあの上下関係になっているのではないかと感じられてやみません。合併前には、私は合併協議会の委員として、西予市づくりの将来のまちづくりのために参画をさせていただきました。その過程において、緩やかに調整、合併後調整と言われる文言が多く使われており、子細にわたり協議されなかったのも事実であり、その一つには合併ありきが先行していたのと、時間的制約、また調整する数の多さからやむを得ない点があったにしても、まさに役所特有の考え方が随所に見受けられ、協議会の一員とし、その責務の遂行が十分できなかったことに対し反省とともに陳謝をするものであります。

さて、そこで市長にお伺いをいたします。

現総合支所方式から本庁支所方式への移管について、マニフェストでは平成23年度となっておりますが、それは当初なのか、そうでなければその時期及びその内容は、例えば市長はどのような体制を考えられているのか。

2番目、移管時までは現在の総合支所方式が継続ということになりますが、課長及び支所長に住民サービスの向上並びに総合支所機能の本来の目的、またその充実のためにも課長及び支所長に職務代行の権限を与えることにより、当初の目的でもある総合支所機能の充実になると私は考えますが、市長にその考えはないのか。

その1として、人事権について、人事評価、例えばベースアップ、ボーナスの評価はどうなっているのか。総合支所の課長及び支所長の意見を聞いているのか。

その2、予算の一部につき総合支所の課長及び支所長にその裁量を与える考えはないのか。

その3、次に各総合支所の競争力向上のために、それぞれのまちづくりの特色を生かし、まちづくり予算で職員の発想力を競わす方法も一案でないかと考えます。

以上、その1、その2、その3を要約して述べましたが、このことこそがあなたが提唱をしている行政運営から行政経営の一部だと私は思いますが、市長はこの件どうお考えか、質問をいたします。

以上、三好幹二2008マニフェストより2番

6項の中から2部門のうち、2点2項プラス1点について質問をいたします。

次に、個人情報の取り扱いについて質問をいたします。

個人情報保護法は、2005年4月より施行され、本人の意としない個人の情報の不適正な流出や個人情報を取り扱う業者がずさんなデータ管理をしないように、一定数以上の個人情報を取り扱う事業者を対象に義務を課す法律で、利用方法による制限、適正な取得、正確性の確保、安全性の確保、透明性の確保の5つの原点から成り立っているのがご案内のとおりであります。

しかし、昨今、官公庁や各企業における個人情報の流出は、新聞、テレビなどで頻繁に報道をされています。個人情報の管理活用している関係者は、特別の注意を持って管理することは当然であり、さきに述べた5つの原則を誠実に履行する義務を負っているものであり、我が西予市もまたこれ当然であります。

しかしながら、私の体験では、一方では必要以上にその5原則をかさに着て、教科書どおりというか、まさに法律の万人といった感があると思えば、また一方では、身内に甘く、さらに私のところに相談に来られた方の話によると、余りにも個人情報がおざなりになり、当事者の了解を得ることなく、個人の大事な情報を勝手に外部に提供していることも事実であります。このことは公務員としてあるまじき行為であり、非常に軽率な行為であります。

そこで、常日ごろから職員の教育、資質の向上に口うるさく言われている市長は、この問題につき今後どのような対応をされるのか、お考えをお聞きをいたします。

以上、大別して2項目につき質問をいたしました。市長の明快でかつ誠意ある答弁を期待いたすものであります。

議長 三好市長。

三好市長 皆さんどうもおはようございます。傍聴席の方々には、早朝からの傍聴、まことにありがとうございます。心からお礼を申し上げます。と思います。

本日は6人の議員の方々から一般質問をお受けすることになりますが、非常に多岐にわたってお

ります。真摯にご回答をしたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

まず最初、一番バッターとして小野議員がご質問をされました。小野議員は市議会議員になられて初めての一般質問でございますが、既に旧町時代に議員をご経験された経験の上の質問であろうとこのように受けとめて聞いておりました。

それでは、小野議員の最初の総合支所の方針及び取り扱いについての質問についてお答えをさせていただきます。

西予市全体の均衡のとれた行政サービスを推進していくため、合併以来、総合支所方式を採用し今日に至っているわけでございます。総合支所を残してほしいとの声もあろうかと思っておりますけれども、職員の削減、事務の効率化等を考えた中で、平成23年4月の庁舎完成と同時に本庁支所方式に切りかえる予定でございます。住民の皆さんにとってみれば、サービスの低下や災害時の対応等大きな不安もあろうかと思っておりますが、基本的には窓口業務を残す中で、例えば市民生活課と福祉課、産業課と建設課といった課の統合は必要であろうと思っております。今後は対象業務の洗い出しを徹底し、本庁、支所の役割分担を明確にすると同時に、職員の意識改革を含めた専門性や政策立案能力の向上に努めるとともに、慎重に対応していかなければならないと思っております。

次に、課長、支所長に職務代行の権限を与えることによりとのことですが、西予市事務決裁規定を設けておまして、当然ながら総合支所の課長、支所長にも本庁の課長や部長と同等の権限を与えておるのが現状であります。そういう中で、管理職として自覚や責任が希薄になっておればゆゆしきことであり、重く受けとめると同時に、善後策を講じることも必要かと思っております。

また、まちづくり予算で職員の発想力を競わせてはどうかとの意見であります。一つの手段として検討していきたいと思っております。

最後に、人事権について人事評価、例えば昇級、ベースアップ、ボーナスの評価はどうなっているかのご質問ですが、昇格については、職員の経験年数、在級年数が必要年数に達している場合、その職員の勤務成績を所属長の意見等を参考に総合的に判断し昇格をさせています。

また、期末勤勉手当についても、基準日である6月1日及び12月1日に在職する職員に対し、その者の勤務成績を所属長の意見を参考に、かつ総合的に評価いたしております。合併によりまして行政体制が整備され、高度化、多様化する住民ニーズにこたえ、地方分権を具体化するのには職員の力量に負うところが大きいと考えております。人材育成が叫ばれている昨今、これを効果的に推進するには、総合支所を含め管理監督者の部下に対する適切な指導、助言及び人材育成担当部門の整備が不可欠であると認識をしております。現在、能力実績を重視した新しい人事システムの導入が求められております。これは国のほうも今からその方向の中で強く打ち出してこれられると思っておりますが、市のほうもそれに対応することを今後考えていかななくてはならないと思っております。今後は西予市においても人材育成の観点に立った人事管理、仕事の推進、プロセスの改善等を行い総合的な人材育成に努めなければならないと考えており、今後の行政改革の趣旨を踏まえ、公正かつ客観的な人事評価システムの構築に積極的に取り組む所存であります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 別宮副市長。

別宮副市長 小野議員の個人情報の取り扱いについてお答えをいたします。

個人情報に基づくプライバシーの件では、現代の情報化社会の中であって、国民の保護されるべき重要な権利であり、当市では国の個人情報保護法の施行にあわせ、保有するすべての個人情報の収集、保管、利用等について基本的なルールを定めた個人情報保護条例を施行し、個人情報データの適正な管理、運用に努めているところでございます。

しかしながら、個人情報の取り扱いにつきましては、その保護という側面が強調されるが余り、個人情報に対する必要以上の保護意識、いわゆる過剰反応も社会問題化しており、日常生活に支障が生じているケースもございます。こうした現状を踏まえ、職員はもとより市民の方々へも個人情報に対する正しい認識と理解、またその適正な取り扱い、言いかえれば、個人情報の保護とその活用のバランスについて周知啓蒙を図る必要がある

と考えております。

また、職員に対しましては、地方公務員法上の守秘義務及び個人情報保護条例の趣旨について、一層の指導徹底を行い、市民の方々に疑念を抱かせることないように、個人情報の適正な管理運用に努めたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 小野正昭君。

6番小野正昭君 私の質問に対して市長並びに副市長から答弁をいただきました。一見拝聴しますと、親切かつ丁寧な答弁のように思われますけれども、やはりどうしても役人的な発言が多く見られ、そこに心がこもってないなというのが偽ざるただいまの私の心境であります。

そこで、市長あなたは、行政のトップと同時に政治家という両面を持ち合わせてないといけんと私は常日ごろから思っております。その点はどう自覚されておるのか、まずお尋ねをさせていただきます。

さて、市長あなたもご存じであり、多少の関係があったと思いますけれども、私が尊敬してやまない昭和から平成の宗教家の方は、政治を志す人は菩薩の心を持っていると、このようにおっしゃいました。いや、それは菩薩の心を持って市民の方々に政治を行いなさいよ、行政を行いなさいよということの裏返しだと私は思っています。

また、余談な話ですけれども、仏教界では、人様に役立つ、いわゆる6つの徳目として、これは仏教で六波羅蜜というそうです。まず布施惜しまず、持戒威張らず、忍辱怒らず、精進怠けず、禅定振り回されず、知恵愚痴を言わずと説いておられます。このことは市長もそうですけれども、私たち議会人も、いやまた一人の人間として守らねばならないことだと思っております。

そこで市長に再質問いたしますけれども、先ほど言いましたように、なるほど、ああそうかなと一見思いますが、先ほど言いましたように市長の答弁には心が感じられません。まことに残念です。総合支所から支所方式も平成23年といいますが、庁舎完成と同時にと言われました。その間どうしても総合支所方式がとられるわけです。私も合併以来4年間一市民とし、またこの5月から議員をさせてもろうて議会人としてこの西

予市のあり方をじっとつぶさに冷静に見てまいりましたけれども、やはりその結果、総合支所方式、総合支所が機能をしてない、これが偽ざる結論に達したから、この際最初の質問でこの質問をさせていただきました。市長は裁量権を与えるように言われますけれども、実際は私は与えてない。ですから、支所長が思い切った仕事ができない、課長が思い切った仕事ができない。さらに聞き及びますと、課長が予算をつくり上げ、支所長が決裁をしたその予算まで本庁では係長から精査をする。部長が印鑑を押したものを、それいけんとは言いません。確かに公のお金、大切なお金ですから、無駄のないようにしなければいけないは事実です。しかしながら、その辺のところは総合支所の支所長の権威を、私は言うと言わず休すにしておろそかにしているのではないかなと。そうしたことが、やはり市民に直結した端々の市民生活にも及んでいるのではないかなとこのように思います。先ほど言いましたように信賞必罰、やはり人を使うには、やってみて、やらせてみて、褒めてやらねば人は動かず、これは恐らく山本五十六元帥の言葉と思いますけど、まず支所長に先頭に立って部下を使って、そしていいことは褒めてやって、そしてやはり西予市のために職員を動かすことが大事です。ということは、やはり信賞必罰も大事ではないかなとこのように思います。その点を再度質問をいたします。

それと、予算の件ですけれども、私4年前に市民懇談会で緊急の折に、総合支所にすぐやる課の係を置いたらどうか、このような市民懇談会の席上で質問をしました。お願いをしました。けんもほろろに一べつをされた、市長は忘れたと思いますが、私は今でもあの言葉は耳に残っています。例を挙げますと、その年に台風が来たんです。立木が海に流されたんです。それが埋立地に堆積されたんです。1週間後にまた台風が来たときに、それをのける予算がなかったんです。私は総合支所へ行きました。一円もありません。何とか網をかぶせてその場をしのぎましたけれども、これがもし人命、財産に危害を与えたらこれは人災です。そういう緊急時の予算でさえ、お金でさえ支所には一円もない。これでは私は総合支所機能が生かされてない、このように思います。

次に、個人情報の件ですけれども、私のところにあるメールが来まして、そこの一部を抜粋して

読みます。

西予市市内のある保育園では、先般、某大手の生命保険会社による絵画コンクールに出品をいたしました。その出品情報には、個人情報が含まれているにもかかわらず、保護者には何も連絡もせず勝手に出品をしてました。その出品者情報には、園児の氏名、年齢、園児の生年月日、住所、さらにまた保護者の氏名、生年月日、電話番号などが含まれていました。コンクールに絵画を出品するということは、園児たちにとっては大変有意義なことであり、情操教育の一環だと私は思います。しかしながら、保護者の了解を得ることなく、個人の大事な情報を勝手に外部に提供する行為は、公務員として、先ほど副市長さんがおっしゃられたあるまじき行為であり、非常に軽率な行為だと私は思っています。その保護者からは、行政側に抗議をしたそうです。当事者である保育園側からこの説明はいまだにされてないと聞いております。この件、どうお考えなのか。今回の個人情報の漏えいについて、保護者に対する説明は今後どうされるのか、再度質問をいたします。

議長 三好市長。

三好市長 それでは、小野議員の再質問について、まず最初の3点ぐらいについてお答えをさせていただきます。

非常に役人的な発言であったという回答だったということではありますが、私たちはこういうときに発言をするときに慎重にまず発言をして、ここでは議事録に残るわけでありますから、そういう言葉にまずなることは間違いありません。

しかしながら、これを安易に言っておったら、それはやはり責任者として大変なことになりますので、適切に私は答えさせていただいたと、このように思っておるわけでございます。

それと、行政のトップと政治家ということをごのように自覚しておるかということですが、いわゆる行政のトップとしては、憲法あるいは地方自治法もろもろの絡みの法を基盤として総合的に行政を執行するための責任者として、私は判断をしっかりと持って間違いのないことを淡々としてこれはやっていきたいとこのように思っておるわけであります。

政治家という一つの中では、やはり実践と決断

を持つというのが政治家の一番大事な役目だと思っておりますので、その実践力、決断力をしっかり今後とも磨いていきたいとこのように判断をしておるところでございます。

次に、それぞれ宗教的な言葉でお話をいただきましたが、まず私どももこのような政治や行政をする段階においても、その心の優しさ、そういう本質的なものを常に持たなくてはいけないと思っております。ややもすれば人間というもの、自分の中でもありますけれども、迷わす心があります。一つのあるこれは仏教的な言葉であります、私の心の中でも迷わす心があります。心こそ心迷わす心なれ、心に心、心許すなというのがあります。人間の中には常に自分を迷わす心がありますが、その迷わす心に迷わされないように私どももしっかりして、また優しい心を持ちながら施策をやっていきたい、このように思うわけですが、その中で、いわゆる総合支所の支所長の権限とかそれに対しての再質問でございましたが、私は、例えば予算の問題にした場合には、考えた場合には、今西予市にはそれぞれ行政評価システムを入れておりまして、施策枠予算ということで予算作成をしておるところでございます。その中でしっかりしたそれぞれ予算をつくる前段の議論を高めながらしっかりした認識を持って今予算づくりをやっておるわけでありまして、それをつくった予算については、ここのほうで議会にご提案をして議決をいただいた上で私どもは執行をしておるわけでございます。その執行については、先ほども話をさせていただいたように、それぞれ事務分掌によって、あるいはその権限を付与することによって課長及び総合支所に権限を与えております。それをできないこと自身が問題であって、実際はそれぞれ権限を与えた上で私どもは事務を淡々としておるわけでありまして、例えば市長のところには決裁が来るのは、そのうちの100分の1もありません。そうですね、100分の1ぐらいしかありません。そういう状況であります。それぞれ課長に決裁が終わっておる、総合支所長に終わっておる、本庁であれば本庁の課長、部長で、あるいはそれぞれ副市長に終わっておるという段階でありまして、そういう段階を踏まえて実践的にやっておるわけでございます。そのご認識を理解をいただいたらと思っております。

3番目の緊急的な予算の問題でございますが、

緊急的な問題については、即応性を高めていくというのが予算執行でございまして、ただこれは、私は行政の運営から経営という言葉であらわしたのは、残念ながら今のシステムの中では予算差し引き方式でございまして、あるいは議会の議決のされないといけないというのが今の地方自治法の中の予算執行でございまして。それを考えたときに、例えば会社経営等々と同じようなシステム的な考え方ですね、いわゆる貸借対照、損益計算と、ああいう一つの流れの中のことを踏まえたような予算執行をできるシステムを今後考えていく必要もまた別の側面で、これはすぐできるわけはありませんが、あるのではないかとおもうところがございます。その即応性については、確かに問題もあるときがあるかと思っておりますが、ただし、その即応性を高める緊急性のためには、流用等をできるような仕組みがあるもんですから、それを上手にとらえながら今はやっておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 別宮副市長。

別宮副市長 小野議員の個人情報に関する問題であります、再質問でありますけれども、議員が申されますように、重要な個人情報が外部に提供されたと、こういうことが事実であれば、非常に大きな問題であるというように認識をいたしております。地方公務員法上の守秘義務の問題、さらには、個人情報保護条例違反の問題等が該当する可能性もあるわけでありまして、当然所定の罰則規定もあるわけございまして、私どもで十分な調査をさせていただきまして、事実が確認されているのかを確認をし、もしあったとしましたら、法令に基づく厳正な処分は必要であろうというように思っております。これは調査をさせていただきます。どうもそういうことで調査をさせていただくということをお答えをさせていただきたいと思っております。

議長 小野正昭君。

6番小野正昭君 まず最初に、別宮副市長の個人情報の保護法の答弁に際しまして、再々質問いたしますけれども、私は想像や何かでこの発言

をしとるのではないのです。事実に基づいて保護者からあったから私は地方自治法第96条に基づきまして、標準市議会規則第62条によってこの市議会の場所で質問をさせていただきました。その辺を重く市長、受けとめてください。大変失礼なことですけれども、これを議員として申し上げておきます。

それから、総合支所の件ですけれども、予算ができて上がってしまっただけでは、もうこれはにっちもさっちもいかないのが現状なんです、そのとおりなんです。ですから、その前に、予算の前に、例えば総合支所に、今大体当初予算240億円から今度の補正で249億円、250億円近いお金が計上されておりますけれども、その10分の1でも前もって予算の中に、これは例えば何々総合支所の何に使える予算ですよということを考えていただいたらどうかという質問をしたのであります。

そこで、私は再度申し上げますけれども、職員は日本国憲法第25条、地方自治法第31条の規定に基づいて、西予市職員としてサービスの宣誓に関する条例をして勤務をしております。私は職員は西予の頭脳であり、核だと思っております。この西予市の頭脳を引き出すのは、リーダーシップである市長の責任。私は、先般次のことが目にとまりましたので紹介をいたします。

最近思うことは、国の地方分権に倣って西予市版の地域分権ができてないということです。一極集中予算から地域振興予算を配分する、今までの決裁権限も拡大必要。振興に係る重要予算、旧町で独自の企画による事務事業を展開させる、このことで旧町単位の地域づくりに拍車をかけ、西予市も活性化する。住民の自治能力も向上し、限界集落も市が主にならなくても、住民主導で解決する。ひいては、自助・共助・公助の精神が生まれ、グローバルに考え、ローカルに実践する市長の施政方針に反するものではないということは、要約すれば、総合支所を機能を生かせと、ひとり言かもしれませんが、このように職員は言っているわけです。こういう市思いの職員がいるということをもっと十分しんしゃくしていただきたい。もっと言いたいんですけど時間がないので、次回に回します。よろしく答弁をお願いいたします。

議長 三好市長。

三好市長 それでは、ここの場所からやらさせていただきます。

今の再質問の中でございますが、職員が小野議員のほうに何らかの書いたことがそちらに見られたということだと思っておりますが、しっかりした職員であろうとこのように思っておりますし、そういう思いを職員の中で持ってくれるということは、ありがたいことだと思っております。そういう中で、先ほど言いましたとおり、ちょっと十分に今の私どもの行政評価システムっていうのが、わかってない側面があります。これは二百四、五十億円、例えば一般会計予算をしっかりとどのように使っていくかということでそれぞれ施策枠予算という形でやっておるわけでありまして、漠然としたお金はそこには存在しません。だからその中で私どもは論議をして、総合支所のどういうところに予算が要るかということも論議をした上で今予算づけをしておると、これは施策であります。だからその施策をしっかりと見える職員になってほしい、あるいは地域であってほしいと。それがそれぞれの分権の自立であろうと思っておるわけでありまして、それを私どもは今やっておるわけでありまして、その認識が基本的には議会のほうにもお願いをしたいし、地域にもお願いしたいし、職員にもお願いしておるところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 よろしいですか。

次に、10番元親孝志君。

10番元親孝志君 皆さんおはようございます。

ことしも早いもので、あと残すところわずかになりました。私ども議会におきましては、この1年間、4月に改選がありまして、2期目に入ったところでございます。この1年間、選挙そしてまたこの議会等々で市民の皆さんに大変ご理解とお世話になりましたことをこの場をかりまして心から厚くお礼申し上げたいと思っております。

さて、ここ数カ月の新聞、テレビ等を見ておきますと、世界同時不況という関連の記事が毎日のように出ております。最近よく目につく言葉に未曾有という言葉が目につきます。本当に我々の社会は今未曾有の危機に直面しておるのかどうか、私は西予市民4万5,000人の経済をあずかる

三好市長に、この現状認識についてまずお伺いをしたいと思います。

昨年の秋以降、アメリカのサブプライムローンというものが表面化してまいりました。ことしの9月15日、アメリカのリーマン・ブラザーズという金融資本主義の象徴とも言える投資会社が破綻をいたしました。このことによってこの激震が瞬時に世界を駆けめぐり、世界はまさに同時不況あるいは恐慌だというふうな言われ方がいたしております。それから、あれから既に3カ月たちましたけれども、その状況はおさまる傾向は見えておりません。これからどうなるのかはわかりませんけれども、大変な状況であろうということは、私も想像できるわけでございます。アメリカの前FRB議長アラン・グリーンズパンも、アメリカは100年に一度の信用の津波に襲われておるといふふうに認められております。

また、日本の麻生総理におきましても、100年に一度の金融災害が日本を襲っておるといふふうに、同じような見解を示されております。昨近に至りましては、麻生総理が日本経済は未曾有の危機に直面しておるといふふうにも言われております。このことにつきましては、残念ながら、麻生総理が漢字を読み違えたということで、「みぞう」を「みぞゆう」と言ってしまったばかりに、読み書き議論になりまして、本来の未曾有という内容がすっかり忘れられました。しかし、これは辞書を引くまでもなく未曾有とは、我々がかって経験したことのない出来事というふうに辞書には書かれております。しかし、我々この100年を振り返りますと、果たしてどうなのか。例えば、1989年日本はあのバブル崩壊を経験いたしました。そしてその復興に10年という、失われた10年と言われる長い不況を経験してまいりました。そしてまた、1945年昭和20年には、日本は歴史的な敗戦を経験いたしまして、それから10年戦後復興に血のにじみ出るような努力をしてまいりました。

さらに、1929年昭和4年には、アメリカ発世界恐慌というものも我々は経験をしてまいりました。これだけの大きな金融災害に直面してきたにもかかわらず、今回言われておるのは未曾有の危機と、まだかって経験したことのない危機が来ているということ、日本のトップである麻生総理が言われておるわけでございます。このことに

対して我々はどう解釈すればいいのか。先般の三好市長の議会の招集のあいさつも半分は経済の話であったと思います。当然市長でありますから、十二分にそのことを理解されておるといふふうには理解をいたしますが、本当にこの今の現状の厳しい状況を行政のトップである市長は、本当にどのように理解をされておるのか、三好市長の現状認識とそしてこれからの西予市の展望をどのように考えておられるのか、まずこのことを最初にお伺いしたいと思います。

続きまして、庁舎建設について質問をさせていただきます。

このことにつきましては、何を今さらという向きの意見もあるようでございますが、今前段で申し上げましたように、私たちはこの一年で激的な経済変化というものの中に今置かれております。状況が180度変わった中でこれらの問題を今後どう取り扱っていけばいいのか、これは私の所見でございますが、所見を述べまして、また理事者の答弁を求めたいと思います。

それでは、庁舎建設について私の所見を述べて理事者の答弁を求めたいと思います。

まず初めに、庁舎建設という公共事業の本来の目的とは一体何かということであります。言うまでもなく公共投資とは、市民の生活福祉の向上のためであり、同時に経済の調整弁としての役割を担っております。かつてアメリカ大統領ルーズベルトは、ニューディール政策によってアメリカ経済を不況から立ち上がらせた話は周知のとおりであります。さらに時代をさかのぼれば、エジプトのピラミッドは、何のためにつくられたのかという話は大変興味があると思います。これは早稲田大学の考古学者吉村教授の話でございますが、これは明らかに当時の失業対策事業であったといふふうに言われております。古代から今日まで公共事業とはこのような経済の調整弁として機能してまいりました。

さて、この不況下での庁舎建設には、どのような役割があるのでしょうか。前段の説明でも述べましたように、今あらしに向かって実施すべきことなのか、あるいは不況対策としてあえて実施すべきときなのか、これは意見が分かれると思います。

しかし、あえて実施するのであれば、少なくとも地域経済にプラスにならなければ、実施する意

味が今どこにあるのでしょうか。

しかし、残念ながら昨日の説明では、総額30億円という巨費を投入する割には、地域経済の効果はほとんど期待することができそうにないということであります。設計監理はもとより、施工においてもすべて外部委託となるであろうと思います。最初から地元業者では施工できないという意識が当時の検討委員会あるいは特別委員会にあったのではないかと思います。確かに今の設計では無理があると思います。問題なのは、これを西予市の技術でできる方法は果たしてないのかと、そういった視点が最初にあったかどうかが問題であろうと思います。要は6階建てにするから無理なのであって、これを1階ずつ独立して並べて6戸の平家建てにするとすれば、1つの床面積はわずか1,000平方メートル規模であります。地元の建築業者でやることは、さほど問題ではありません。ましてや最近の集成材の技術というものは、大スパン建築を可能にもいたしました。今まさに公共事業こそ地域経済活性化のために地産地消を最優先させるべきであると思います。地域の知的財産、それはあらゆる資源等も含めて考える必要があるのではないかと思います。こういったものをまず優先的に利用し、足りないものは購入する、余るものは逆に売るというのがまちづくりの基本であると考えております。いま一度この未曾有の不況の中で、地域とは何か、地域経済はどうすれば守っていけるのか、原点に戻って考える必要があるのではないかと思います。今回考えるべき視点は、鉄筋コンクリート造の6階建てで計画が進んでおりますが、これを各層に分離して平家建てにして、地元産材である杉、ヒノキをふんだんに使った木造で行うという基本理念が必要ではなかったのかと私は思っております。開明学校、中町を例に出すまでもなく、至るところに宇和町には歴史の重み、木造建築物のすばらしさを改めて私は感じております。当然これをまちづくりとして活用していきながら、そしてこの重要な建造物を守っていく使命が行政にはあるのではないかと思います。なぜこれらを前面に出して調和のとれた人に優しいバリアフリー構造、地産地消のまちづくりとして西予市産材の杉、ヒノキを活用した庁舎建設を目指さなかったのか、遅まきではあります、今さらながら疑問に感じております。

また、地域活性化の視点でとらえていけば、庁舎そのものの建築費は約二十四、五億円ということになります。1戸2,000万円の個人住宅に換算すれば約120戸近いものが特需として発生することになります。分譲を始めたさくら団地の約1.5倍に匹敵いたします。しかもさくら団地では、すべての分譲地が完売したとしても、地元業者で受注できるのは、恐らく全体の二、三割であると思います。いかに庁舎建設が公共事業として魅力あるのかがわかると思います。当然それに伴う経済的波及効果は言うまでもありません。設計監理にしても西予市の一級建築士で十分対応することも可能であったと思います。木材にしてもこれだけ森林不況が言われながら、なぜ行政みずからがもっと活用しようとししないのか、私は今回の森林不況は官製不況だと思っております。戦後林野庁が補助事業として長期にわたって造林事業を押しつけておきながら、一方では安い外材、コンクリートづくりを奨励するという矛盾を続けてまいりました。その結果が森林価格を低下させ、ひいては地方を過疎の村にさせてしまいました。周辺にこれだけ売れなくて悲鳴を上げている木がありながら、全く異質なもので計画しようとするのは、町を運営しなければならない自治体としていかがなものか、市のシンボルである庁舎を地産地消で建設することは、まちづくりの理念にかなない、地域活性化につながる、まさに一挙両得であると思います、なぜそうならなかったのか、改めて説明を求めたいと思います。

あと2分でございますので、急いでいきたいと思っております。

次に、場所の問題についてお伺いしたいと思います。

今回の建設場所の問題であります、そもそも発想は、今の場所にこだわったがゆえに、非常に無理な結果になったのではないかと思います。市長の2期目のマニフェストにも、自治体も今までの行政運営を見直し、行政経営を目指していくと明記されております。経営とはまさしく効率であり、住民が納得できる費用対効果を追求するものであります。その視点で考えたときに、現在の庁舎の位置が、果たして今後においてもベストということに疑問を感じております。西予市には4年前に西予市土地開発公社が、宇和町永長に5,400坪の土地を購入いたしております。購入時

点での利用目的はなく、将来の不確定な事業に対して割安なので購入しておきたいという程度のものであったと思います。既に4年目を迎えますが、利用計画は全く示されておりません。当時約1億8,000万円だったと思いますが、現在は塩漬けの状態で放置されており、低金利時代といえ、運用の仕方ではそれなりの利子も稼いでいたと思います。仮に現在の土地を売って、永長に移すとすれば、大ざっぱな考えではありますが、うまくやりくりすれば、市はほとんど負担をしなくても新しい庁舎を建設することができたのではないかと私はそのように思っております。六、七億円を市民が負担してでも、今の位置がよかったのか、あるいは負担しなくて済むのであれば、永長あるいはそれに準ずる高速道路のインターチェンジの周辺等、地価の安い場所に移転したほうがよかったのではないのでしょうか。同時に、駅前の一等地を民活による西予市の商業集積地あるいは土地の高度利用をするという考えはなかったのでしょうか、改めてお伺いをいたします。

そしてまた、凍結になっております永長の土地について、今後の利用計画はどうなっているのかお伺いをいたしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

議長 三好市長。

三好市長 それでは、元親議員の一般質問についてお答えさせていただきますが、ご案内のとおり昭和4年の世界恐慌がありました。私たちはこれを歴史では知っておりましたが、現実的に今それと似たような状況が世界の金融危機ということに出ていることに対して、非常に私どもも危機感を皆さんもそうでしょうけれども、増してあるところであります。

それを踏まえながら、まず最初の世界的金融不安に西予市はどう対応するかについて質問を受けたいと思います。回答をしたいと思います。

つい最近まで日本は、かのイザナギ景気を上回る好景気が続いていると言われておりました。

しかしながら、私たちの地域では、その好景気を直接身を持って感じることなく、今度はアメリカのサブプライムローンに端を発した世界金融不安により日本も金融災害のあらしの中にあるとい

うことであります。この不景気の波は、この南予の西予市に感じるには、中央に比べて時間差があるように思われますが、この波は必ずこの西予市にも訪れてくると思っております。私は市長就任以来、議員の皆さんのことはもちろんのこと、広く市民の皆さんの意見を聞かせていただきながら、また確実な財政的裏づけに基づき事業を実施してまいりましたし、これからもこれが私の基本姿勢でございます。

元親議員の質問の現在進めている事業の変更あるいは一時中止といった事態は、今の段階では考えておりません。今後事業の計画実施に当たっては、市の財政計画やそのときの財政状況と施策の必要性、緊急性を勘案し、事業決定推進を図っていく所存でございます。

次に、庁舎関連の一連のことでございますが、それについて私の基本的な考えを述べさせていただきます。

市と議会が地方自治を担う端的な言葉として、行政と議会は車の両輪であると言われる。行政の長と議員は直接選挙で住民から選ばれたものであり、住民の福祉の向上という共通目的に立って地方自治の発展に帰することにほかありません。日本の地方自治制度の特徴といたしまして、市長も議員もともに有権者の直接選挙によって選ばれるという二元的代表民主制を採用しており、行政と議会という機関を構成してあるわけでございます。それぞれ地方自治の本旨である住民の意思を反映する仕組みとなっております。その上に市長には執行権を与え、議会には議決権を与えています。ここで根本として理解しなくてはならないことは、市長と議会は互いに独立し、その権限を侵さず、侵されず、対等の立場として地位にあるわけでございます。議会の持つ権限として最も本質的、基本的なものが議決権であると、これは皆さんご承知のとおりでございます。議決に当たっては、議員の中で議会に対して賛成、反対の意思表示がありますが、表決を集計した上で多数決の原理に従って過半数あるいは特別多数の賛成で意思表示があれば、議会の意見とされるものであります。その決定された議決は、議員個々の意思から独立したものとなり、議会全体の統一した意見となります。

さらに、議決した事項は、議員を拘束することになり、さらに執行機関はもちろん、場合によ

ては、住民さえ拘束いたします。執行機関、私どもでございますが、執行機関は議決によって初めて事務を執行できるものでございます。この根本原理に基づき西予市も行政執行を行っております。

ご質問の庁舎建設につきましても、庁舎建設市民検討委員会と協議の上、議会に諮り、市議第1期の議会では、西予市新庁舎建設等特別委員会が設置され、さらに本議会ではそれを総務常任委員会に付託されて審議をいただいた上、決定をいただいているところでございます。執行機関としては、議会でそれぞれ決定いただいたことを踏まえてこれまで進めてきているところであります。質問の意図を図りかねるところであります。なお庁舎建設につきましても、こうした考え方にに基づき事業の推進を努めているところであり、この点ご理解をいただきたいと存じます。

次に、永長の土地の利用についてでございますが、宇和町永長地区が利用されておりました永長東池は、面積1万8,049平米の広さを有しておりましたが、永長地区圃場整備の完了により必要がなくなっており、合併後の西予市まちづくりを計画する上で、広大な土地を一括取得できる機会はたびたび遭遇することではないため、先行投資として西予市土地開発公社が理事会に承認を得て取得いたしております。用地取得依頼契約書では、市が公社からの買い取り時期は、平成22年4月となっております。今後は西予市の将来を見据えながら公共事業の推進に努めたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 元親孝志君。

10番元親孝志君 それでは、再質問をさせていただきますと思いますが、今ほど市長から二元代表制による議会とそれから市長との役割、責任分担がよくわかりました。その中で私は今回市長が言われるように、質問の趣旨がわからないということでございますが、これは前段で申し上げましたように、我々も未曾有の不測の事態に今なろうとは我々もわかりませんでした。わかりやすく言いますと、今回の金融不況というものは未曾有でありまして、台風で言いますと、超大型の台風が今四国に接近しておると。ややもすれば上陸す

るかもしれないという状況の中で、我々は予定を組んで皆さんの同意を得ておるので、船を出しますよという状況だろうと思います。これは船長である三好市長の判断にゆだねるわけでございますが、私が心配するのは、今あらしに向かって船を出すタイミングなのか、あるいはあらしがそれなのか、通過するのを待って出航したほうがいいのか、これは私どもが今まで議論してきた前提が変わったわけですから、当然議会としてそのような発想はしてしかるべきであろうというふうに私は思っております。先般、夕張市が財政破綻を起こしました。世の中というのは不思議なもので、うまくいっているときは何も起こりませんが、悪くなりますと必ず犯人探しになります。今回の夕張の財政破綻は、一体だれが悪かったのか、何が間違ったのかということになりますと、必ず出てくるのが、議会は何をしておったかということになります。市長の暴走をとめるのは議会の仕事ではないか、当然であるわけでありまして、このような大きな社会変化の中では、我々議員としても判断を誤る、判断ができないという状況もあり得るわけでございます。ですから、ここであえてこれはご相談でございますが、私はしておるつもりでございます。行政が長年やってきたことをむげに根底から覆すような無駄な質問をしようとは私も思いません。あくまでも前段で申し上げましたように、社会情勢の変化というものをここで感化していいかどうかということにすべては尽きるのではないかとこのように思っておりますが、その点について再度三好市長にお伺いしたいと思いません。

議長 三好市長。

三好市長 それでは、元親議員の再質問についてお答えさせていただきます。

現在の金融危機という未曾有のこういう状態が、社会情勢の非常に変化があることによって私どもの庁舎建設にもろに受けるのではないかとこの指摘だと思うわけでございますが、この庁舎建設については、直接的な影響を受けるものではないかと。ご案内のとおり、私どもは庁舎建設については合併特例債と私どもの一般財源にやるということをやっております。今の財源的な措置として、既に7億円を積み立てておるわけで

ございますし、それとあと合併特例債とで十分できるという判断の中で今は進めておるわけでありまして、この金融危機と直接影響をされるものでは全然ないわけであります。この点のご認識をまずしていただきたいと判断するわけでございます。

以上でございます。

議長 元親孝志君。

10番元親孝志君 ただいま市長が力強く自信を持って言われましたので、我々として大変安心をいたしたところであります。

それともう一点、これは金融問題とは関係なく関連の心配を一つお伺いしたいと思います。今回の庁舎建設は、我々2期目に入って最初の箱物になると思います。私ども議会は委員会が1年で変わりますので、1年過ぎますと他の委員会のことが全く見えなくなります。そうこうしているうちに気がついてみますと、西予市もこれからやらなければいけない重要な箱物があと幾つも控えておるといふ現状があります。例えば、東部・西部衛生センター、これも耐用年数が過ぎております。それからまた野村のごみ焼却炉、クリーンセンターも耐用年数が過ぎて補修しながら運用しているというふうな状況であります。そしてまた、今西予市が進めております小学校の統廃合問題、統合するにし、しないにし、新校舎を建てるか、あるいは耐震補強をしなければならぬという出費の見通しが立っております。そしてまた、住民が一番心配をいたしております生活の安全を保障する宇和病院の老朽化、これもこのままではだれもいけないというふうに感じておられて、早急に検討されるべき事項であろうと思います。こういったものを大ざっぱに概算しても100億円程度のお金は十分必要ではないかというふうにご考えておるわけでございます。そういった中で今回の庁舎建設というものが、今後そういった住民の生活に必要なものをつくる上において支障になることはないのかどうか、そこを再度市長にお伺いしたいと思います。

議長 三好市長。

三好市長 それでは、再質問についてお答えさ

せていただきます。

箱物という表現をされましたけれども、私はこれは西予市の重要なインフラの一つとしてとらえておるわけでありまして、単なる箱物行政という発想の中でとらえるわけではございません。今おっしゃられたいろいろなそれぞれの整備が必要であります。その整備については、しっかりした財政的なことを踏まえながら住民のご意見を聞きながらやっていきたい、このような考えでございますし、その財源的な手当てというものにつきましても、しっかりしたものでやっていこうと思っております。私どもの財政的な中・長期計画の中でもご案内のとおり、どれほど健全化かっという、健全化計画の中で今後とも進めていかななくてはならないわけでありまして、特に支障となります実質公債費率等々の数字を踏まえて、今実質14%強でございますが、私もこれを18%まではいかない中でこんだけのものをやっていきたいという認識を持っておりますし、今のおっしゃられるその問題の中では、それぐらいの中におさまっていくんではなかろうかなと思ながらやっておるところでございます。私どもは今おっしゃられるような夕張市とは雲泥のあれが財政的なことを踏まえてやっていけるという認識でやっておりますので、ご安心をいただいたらと思っております。

以上でございます。

議長 元親孝志君。

10番元親孝志君 ただいま市長から力強い回答をいただきまして、私どもも安心して今後の事業計画を推進していくことができるということで大変ありがたく思っております。ご

最後に一つ、まちづくりの理念という点で市長にお伺いをしたいと思います。

今平成の大合併がほぼ一通り終わろうといたしております。今回の合併によって全国3,300の市町村が1,800余りに集約されました。当然合併をしますと、まずこの自治体も最初に取りかかるのが、合併前にそれぞれ歴史、文化、生い立ち、違ったそれぞれの町が一つになるわけですから、新しい町はどういう理念でつくっていくのかという視点で、多くの自治体がまちづくり基本条例あるいは自治体基本条例というものをまず

制定して、行政と市民が統一した理念のもとでまちづくりを振興しておるといふ町を多く見かけます。そういった中で、まだ西予市にはそういった基本条例は制定されておられません。その結果、私と市長のこういった違いも生じるのではないかという心配をいたしておるわけですが、このまちづくりの一つの理念の中で、私はこのような小さな町は、徹底した地産地消というものをまちづくりの基本に据えていくべきではないかというふうに思っております。昨日も我々議員の中でこういったものを議会から条例制定をしてはどうかというふうな案もつくっております。そういった中で私は一つ紹介をさせていただきますが、先般ある講習会において、今治市のお話がございました。今治市というのは、以前から学校給食のセンター方式はいけないということで、自校方式、しかもそこに使う食材はすべて地産地消でやれということで今治市は取り組んでこられました。そして最近において、原材料である例えばパンの小麦粉が高騰してきたと、どうするかという話になったときに、これを町でつくっていいじゃないかという農業分野に波及をいたしました。そして一つの地産地消というテーマが学校給食から産業分野まで波及をしていく、これが私は一つの町のあり方ではないかというふうに思っております。

しかし、私は、これは失礼があったらお許しをいただきたいと思いますが、西予市が進められておる地域産業振興、そしてまちづくりというものに対して、例えば農家に対して、あなた方は一生懸命農産物をつくりなさいと。しかし、それはよそに売ってくださいと。我々西予市はよそからもっと安いものを購入しますよという関係が今できておるのではないかというふうな私は一連の心配をいたしております。やはり住民に優しいまちづくりという視点でとらえて、それはあくまでも地産地消ということを中心に置いていけば、今回の問題等も大きく私は内容が変わってきたのではないかというふうに今思っておるわけですが、これから十分可能でございますので、まず西予市のまちづくりの理念、市民と行政が共有する価値観とは一体何か、その点を市長にお伺いいたしまして、私の最後の再質問にさせていただきます。

議長 三好市長。

三好市長 それでは、元親議員の再々質問についてお答えさせていただきます。

まちづくりの基本理念でございますが、私のまちづくりの基本理念は、誇れる愛着の持てる西予市をつくりたいということでありまして、その中でそれぞれの人が喜んで、それぞれの地域が輝いて、市民が納得する西予市をつくっていききたいなということの思いの中で私はやっておるつもりであります。したがって、この中でも、例えば限界集落の問題にしても、これを西予市の中では大きな問題ととらえておるのも、こういうところの根本的なところの理念に基づいてやっておるわけでございます。

それと、地産地消の問題でございますが、これは当然やらなくてはいけない問題でありまして、当然今までも取り組んでおりますし、地産地消の大事さは私も認識しておるところでありまして、議員と同じ考えでございます。ただし、これは西予市の中ですべてが地産地消でやれるかというのは、いわゆる消費の限界という言葉で私はあらわせるのではなからうかとこのように思っておりますが、そのためには、外からいわゆる外貨をとってくるというんですか、その力がなくては、西予市の富の上乗せがないわけでありまして、それと地産地消とうまく組み合わせることによって地域経済はうまく回っていくんだとこのように判断をするわけでございます。その中で先ほど給食の問題を言われましたが、私どもの西予市の中では、センター方式と自校方式に入りまじっておりますが、私はこれはそれぞれの立場で、それぞれ旧5町がやっておられたことについて今引き継いでやっておりますが、両方とも否定するわけにはいかんわけでありまして、そういう中で、私どもの地産地消との絡み合わせた給食でございますが、例えばパンを、西予市産材でつくった小麦でパンをつくる、これは日経新聞のトップの記事で載ったことは皆さんご案内のとおりだと思いますが、日経でもそれぐらい取り上げてくれた重要な地産地消として評価をいただいたもんでございます。そういうことも踏まえながら、ともに重要なこととして私どもは進めていきたい、このような思いであります。

以上でございます。

議長 暫時休憩をいたします。(休憩 午前1

0時20分)

議長 再開をいたします。(再開 午前10時35分)

次に、22番大竹忠盛君。

22番大竹忠盛君 通告に基づきまして一般質問を行いたいと思います。

傍聴席を見渡しますと、今回が一番少ないのではないかな、寂しい思いをいたしておりますが、幸い私の後援会長、傍聴に来ていただいております。いささか緊張をしておりますが、議会に関心がなくなったかなあ、あるいは私どもの質問の中身が悪いかな、こんな心配をいたしておりますが、私は9月には第1次産業の活性化等について政策質問をいたしました。今回も2つの政策課題について理事者の所見をお伺いをいたしたい、このように思っております。

まず初めに、高齢化や過疎化が進む地域の自治支援策についてお伺いをいたしたいと思います。

私は平成17年12月の定例議会におきまして、高齢化が進み、集落によっては自治機能が低下し、危機的状況にある集落もあり、災害時の対応や医療、福祉など大変な問題を抱えており、モデル自治集落等を設置し、その対応策を急ぐべきであるとのようにただしたのに対し、理事者は、その対応策といたしまして、総合的に研究検討をしてみたいとの答弁でありました。その後、当委員会でも惣川や溪筋の地域の代表者の方々と話し合いを持つ場がございました。懇談の機会がありました。特に惣川地区では、同僚の山本議員もおいでですけれども、高齢化率が56%と高く、溪筋では消防団員の方も後継者がなく、60歳を過ぎても現役として団員にとどまっておるとこのようなお話やら、農道や公園の清掃、あるいは神社の管理や簡易水道の管理もできなくなるのではないかと、このように心配をされておりました。亥の子や祭りなどの伝統文化も途絶えそうだと切実な悩みを聞かされ、身に詰まる思いでありました。何よりも心配されておりましたのは、災害や医療あるいは日常の買い物等の問題、あるいは集落自体が守られなくなるのではないかと悩みは尽きないとも話され、宇和に住んでおる私どもにとりましては、想像もつかない大変さを実感することができました。23年には庁舎が完成し、本庁を中心の行政運営になることは、行財政の

リム化や効率化の面からも当然のこととは申せ、本庁方式に移行後の地域自治の望ましい方向はどのように考えられているのか、三好市長も2期目の重要施策の一つとして限界集落対策を位置づけられていました。私は高齢化が進む周辺地域の医療、災害時の対応、集落自治のあり方などについて具体的な方向を示すことは重要であり、喫緊の課題であると考えております。どのような対応策を目指されているのか、理事者の所見をお伺いをいたしたいと思います。

地域活性化の土台となるのは、地域社会の助け合い、相互扶助の社会システムを再構築すべきと考えるのであります。そのためには、かねてから主張してまいりました地区公民館を充実強化することによって、地域共同体を守っていくべきと考えるのであります。公民館に行けば補助事業やさまざまな行政手続が完結できるシステムの構築、集落が持つ伝統文化の支援やさまざまな悩みの相談ができる対応策をできるだけ早く住民に示し、市民が安心して暮らせる自治のあり方を目指すべきと考えるが、重ねて理事者の所見をお伺いをいたしたいと思うのであります。

次に、西予の豊かな自然を生かしたグリーンツーリズムの振興策についてお伺いをいたします。

市長もよく言われますように、西予の豊かな自然、海拔ゼロメートルから1,400メートルまで西予独特の地形、漁村リゾート、山村リゾート、田園リゾートと他の町にはない西予が持つ豊かな自然、恵まれた農漁村の文化もあります。海、里、山の原風景も残されています。グリーンツーリズムは、農村、漁村に滞在し、住民と交流を楽しむ民泊やさまざまな農漁村の体験メニューを提供することによって、新たな観光資源の開発あるいは1次産業を生かした地域活性化になると思うのであります。愛媛県でも積極的にグリーンツーリズムが推進をされております。愛媛新聞によりますと、ことしの7月末現在、6市町で27軒の民宿が経営をされておるといった記事が目にとまりました。06年までは内子町を中心にわずか12軒であったということがございます。県が中心となってグリーンツーリズム推進協議会も設置されているようであります。西予市では産業創出課が主催され、グリーンツーリズム講座が開催され、私も参加させていただきました。市内からも多くの女性が参加され、的を射た取り組みだと理

解をいたしています。要は、今後にそれをどう生かすかが大切であろうと考えます。私も現地調査に内子町と愛南町を訪ねてみました。内子町では、農村の原風景の中にある石畳の宿、新しく施設をつくられました古久里来さんという民宅を訪ねてみました。石畳の宿は内子町がご案内のように、民家を移築して、パート7名で経営をされていました。来年からは指定管理者制度に移行することと、そこで働いている方も、ことしは再構築の年であるとも言われていました。特色をお尋ねをいたしますと、1つには、農村の原風景が周辺にあること、もう一つは、食材すべて地元産品で朝とりを使用しているとのことでありました。特に山野草のてんぷらやシシなべを求めるリピーターも多いと伺いました。経営は何とか黒字のようでございます。

もう一軒の古久里来さんは、木の香りがする母屋は食堂とロビー、2階はギャラリーとして活用をされておりました。宿泊棟は木造円形で、いわゆる酪農のサイロ型で、特色のある2棟があり、しかも県道に近いところにあるんですけども、自然の中にたたずむ静かな宿という感じでありました。田舎の環境を楽しんでいただくための民宿でもあります。古久里来さんのお話では、無理をすると長続きしない。自分も楽しみながらお客様と接することになっている。サービスを無理強いせずに、田舎の環境を楽しんでいただきたい。そして農村がきらりと輝く、そんな願いを持って経営をしているとこのようなお話を伺いました。

10月には愛南町を訪ね1泊をさせていただきました。グリーンツーリズムの立ち上げにかかわられた県の職員の方にも話を伺うことができました。愛南町では7戸の民宿を経営されております。1年をかけての準備は、町と県が共同で希望される方々に、体験メニューや特色のある食事あるいはもてなしなどすべての研修会と先進地視察等を重ねられ、その上に毎月発行されておりますグリーンツーリズム愛南通信など、地道な努力が実を結びつつあることを実感できました。私は民泊のどかということを経営されております高平さんにお世話になりました。古い民家をそのまま活用され、かまどのある台所、そして五右衛門ぶろ、まさにそれは昭和20年代にタイムスリップしたかのようなひとときでございました。居間の机に宿の感想を書かれたメモが置かれ、大切にフ

ァイルをされていました。大学生や県外の方も多く、そのメモの中には、田舎へ帰ったようで実に楽しかった、あるいはふるさとに帰ったようで母さんの手料理の味は忘れられない、あるいは五右衛門ぶろの楽しさ等、このような表現が多く残されておりました。食事も農家どこでもある季節の食材を生かした、まさにもてなしの心のこもった母さんの味とかという感じでした。内子でも愛南でも共通して言えることは、もてなしの心、それぞれの持つ個性を生かし、農村の価値を何とか再認識いただきたいという意欲が伺えました。今後は団塊の世代も多くなり、余暇を楽しむ人たちも増加することが想定されるのであります。

そこで、私は新たな観光資源の開発、西予特有の農漁山文化を考えるならば、夏は涼しい大野ヶ原や土居家を中心にし、時にはホテルで1泊願ひ、海、里での農林業体験メニューの提供など、工夫をすれば西予ならではのグリーンツーリズムの経営が成り立つのではないかと考えるのであります。そこから生まれてきます新たな雇用、人材の育成にも結びつく。当然のことながら、さまざまな調査研究も必要でしょう。受け入れを願う民家の発掘、県の支援も必要であります。行政と民間が連携し、地域資源を開発するならば、必ず道は開けると思われるのですが、西予市としてもグリーンツーリズムについて前向きに検討を実践されてはと考えますが、理事者の所見をお伺いいたしまして、私の一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

議長 三好市長。

三好市長 それでは、ただいまご質問のありました高齢化が進む集落、いわゆる限界集落等における医療や災害時対応、集落自治のあり方についてお答えをさせていただきたいと思っております。

ことし1月に市において実施をいたしました市内121の限界集落に対する調査では、集落の今後において必要な取り組み内容として高齢者対策、医療、福祉対策が約30%と一番に上げられたところであります。そのことから、特に限界集落においては、高齢者が安心して生活できるインフラ整備が必要であります。

まず、ご質問にありました医療問題につきまし

ては、市立病院及び市内診療所の連携のもと、診療日数や効果的な診療所の運営など、市民の皆様、特に高齢者の皆様の安心を確保しつつ利便性に配慮した地域医療体制づくりを行いたいと考えております。

また、高齢者にとりまして生活の足となる交通手段の確保は、非常に重要な課題であります。西予市におきましては、現在生活福祉バスや廃止路線代替バスなどを運行し、より多くの市民の皆様にご利用いただくよう、随時路線の運行経路などの見直しを行っております。

また、今後はダイヤモンドバスの導入なども含めまして生活の足となる交通体系の検討を進めてまいりたいと思います。

また、今後地域活性化のかぎとなりますのは、集落の自治組織の再構築であるかと思っております。ご質問にもありました地域社会の助け合いや相互互助の制度をより高めるために、地域の公民館のあり方が重要になってくると考えています。公民館は地域の拠点として位置づけられる施設であり、職員が主事として駐在しておりますが、今後は地域担当職員の配置も視野に入れ、集落の問題点を把握した上で公民館単位の施策を展開していくことや総務省の過疎対策事業としてあります今後乗っかってきますが、集落支援員を配置し、よりきめ細かい集落支援をあわせて検討したいと考えております。

最後になりましたが、限界集落問題は、西予市においては避けて通れない、また喫緊の対応を要する問題でもあります。高齢化が進む集落の機能を維持することは大変なことではございますが、行政としましては、集落の自発的な取り組みへの支援をすることはもちろんであります。自分たちの住む集落が、5年後、10年後にはどうなるのかを行政も住民も真剣に考え、自分たちでやれること、行政が担うことをお互いに考えていくことが大切じゃないかと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 安藤産業建設部長。

安藤産業建設部長 大竹議員の2点目、西予市の豊かな自然を生かしたグリーンツーリズムの振興策の質問についてお答えいたします。

西予市は「本州すっぽり西予」のキャッチフレ

ーズに象徴するとおり、海の幸から山の幸まで資源豊かな地域であります。

また、地域の文化、芸能を伝承する活動や伝統野菜を守り育て、農産加工、農林業の体験などを通じ、地域が伝統文化を保存、継承するふるさともあります。これらを地域みずからの創意工夫により活用していくことが、地域の活性化につながるものと考えているところでございます。愛媛県では、グリーンツーリズム推進協議会を立ち上げ、地域資源の有効活用により連携させることで、新たな地域の魅力を発掘する愛媛型グリーンツーリズム活動が進められ、県のホームページや冊子等でその情報の提供やさまざまな研修会などが実施されております。西予市におきましても、グリーンツーリズムの推進については、それら県の活動に参画し、地域産物の加工、高品質化に向けた企業活動やグリーンツーリズム実践農家の研修への支援を行うなど、グリーンツーリズムの普及促進を図っているところでございます。思いますに、グリーンツーリズムの魅力を持つ地域は、往々にして限界集落と称されるところが目立ちます。そのことは、言いかえてみれば、限界集落は大変魅力がある地域とも言えるのではないかと思います。

また、その魅力を引き出すために、住民の方々が自分の地域に誇りを持ち、資源の再発見を行うなど資源を磨く調査研究活動が必要であり、ブームに流されない一貫性のある活動を継続するためには、意識の高い人材の育成が必要であると思っております。西予市の取り組みといたしましては、限界集落対策事業で、集落アンケート調査や聞き取り調査を実施いたしております。本体策とあわせた振興策を検討してまいりたいと考えているところでございます。

また、グリーンツーリズムの普及は、農林水産業の振興につながるものでございます。地域の観光施設や第三セクターとのネットワークづくりを進め、官民が連携し、おのおのが持つ魅力を点から線につなげた西予市型グリーンツーリズムの振興を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 大竹忠盛君。

22番大竹忠盛君 まず、第1点目の質問につ

きまして、市長のほうからも前向きに公民館に地域担当職員を配置することも視野に入れて今後検討していきたいというご答弁であったかに思っております。大変重要なことであろうと思います。

2つばかり私の地域の事例を挙げて公民館充実の必要性について再度所見を伺いたいと思うのであります。

私が住んでおります田之筋公民館、公民館発祥の地ということで、愛媛県では最も早く公民館がつくられた土地であります。その記念碑を建立しようやないかという話が持ち上がりました。これも公民館を中心に地域全域から寄附をしていただきました。行政の手助けを得ることなく、立派な記念碑が建立されました。基礎のみだれ石も地元の石で、地元のその道の人たちが労力奉仕で作り上げていただきました。卓筆は市長のほうにお願いをいたしました。市にお願いしたのは、土地の提供と市長の卓筆だけでございます。後は地域みんなが力を合わせて作り上げた一つの例でございます。

もう一つは、皆さん、つい最近のことでご案内のとおりであります。佐藤選手がことしの9月、世界ろう者大会に出場をいたしました。この折も旅費の一部しか出ないということでありまして、このときも溪筋全戸から皆さんの気持ちを佐藤君に託していただきました。おかげで銀メダルという栄冠に輝いたわけではありますが、これも公民館が中心となりまして、それを取り巻く周囲の有識者の方々の支援、これが一体になってなし得たことでございます。私はこれからの過疎化する地域社会にあって、公民館は非常に大切な拠点である、地域づくりの拠点であると思っております。そこを充実することによって過疎化を食い止め、お互いが助け合う、財政厳しいわけですから、お互いが知恵を出し合う、そして汗をかく、このような地域づくりをこれからはしっかりと目指していかなければならない、このように考えておりますので、ぜひとも公民館の充実強化については、さらなるご支援を願いたいものだと考えております。

グリーンツーリズムの関係につきましても、安藤部長のほうから将来の方向性が定められたお話を伺いました。私もいろいろ現地のほうへ行って調査をしてみましたが、民宿を経営されておられる方は、それぞれ生き生きとされておりました。

そしておいでになる方は、自家用車かレンタカーで、いわゆる車でおいでになるということでございます。そうなりますと、地域の特産物も売れていくだろうし、第1次産業の活性化にも結びつく、このように理解をいたしております。ぜひともこのことにつきましてもできるだけ早い実現を重ねて要望するものであります。

議長 答弁要りますか。

(2番大竹忠盛君「いいです」と呼ぶ)

次に、4番明智祥勝君。

4番明智祥勝君 私からは、限界集落対策についてお伺いをさせていただきます。

西予市の限界集落の現状につきましては、既に市の広報等で報じられておりまして、ご承知のとおりであります。今年6月の広報せいで報告されておりますように、市内337地区のうち68地区、20.2%となっております。中でも野村町135地区のうち41地区、30.4%、城川町62地区のうち12地区、33.9%とその増加率は非常に高くなっており、この1年間で野村町1.5%、城川町で6.5%とそれぞれ増加をいたしております。このような現状を踏まえ、行政としても限界集落問題対策プロジェクトが設置され、対策が講じられているところであります。もちろん調査検討は重要ではありますが、早急な対策が必要と思われる件につきましてお伺いをいたします。

そこで、城川町の一つの集落の現状であります。現在戸数9戸、総人数14名、65歳というよりは70歳以上の高齢者の方が83.3%を占めております。この地区の中にあります市道は、延べ約3,000メートル程度ありますが、これを9戸で草刈りあるいは支障木除去作業等を年数回実施し、その維持管理に努めているところであります。支障木除去作業につきましても、市の道路環境美化事業に取り組みますと、1名当たり7,750円の助成がありますが、このことにつきましても現実には作業をしたくても、先ほど申し上げましたような高齢化の中では、この労力の確保ができないのが現実であります。業者に委託する方法もありますが、1人約1万2,000円程度の経費が必要となり、個人負担の増加を考えると委託も困難な現状がございます。草刈り作業

についても同じ状況であります。地域のコミュニティー作業やボランティアでは限界に来ており、地域を守り、生活を守ることができなくなるのではないかと懸念をいたしております。そこで、その対策の一つとして、地域の中から公募をし、市道の維持管理する組織の設置、また助成は考えられないか、公募いたしましてそういう方を募るといことは、一つの労働の場も確保できるわけですから、これも考えなければならぬではないかというように考えております。その他具体的な対策が考えられないか、お伺いをいたします。

次に、先ほど申しましたように、集落の維持が困難になりつつある現在、集落の再編等集落のあり方、あるいは見直しが必要な時期が来ているのではないかと考えられます。もちろん安易な合併等は常会あるいは地域の行事等の開催が、むしろ困難になることは想定されることは言うまでもございません。しかしながら、種々の役職の多い地区の現状では、高齢者の方もいや応なくその任に当たらなければならないのが現状であります。広報会のあり方、あるいは役職の整理等今後の集落単位の見直し、あるいは再編について考えをお伺いいたします。

以上、質問とさせていただきます。

議長 三好市長。

三好市長 それでは、明智議員の質問についてお答えさせていただきます。

限界集落対策につきましては、今ほど大竹議員の質問に回答したところでございますけれども、具体的な観点から答えさせていただいたらと思っております。

本年度各集落でアンケート調査や聞き取り調査を実施いたしました。その結果を踏まえまして、市としてはどのような取り組みができるか事業の検討を行い、平成21年度には市内数カ所にモデル地区を設定しまして事業を実施した後、それらの経過を踏まえながら、平成22年度には広域に施策を展開していく予定でございます。

さて、ご質問の高齢者割合の高い地区における市道維持管理対策についてお答えさせていただきます。

こういうことに対応する事業として、例えば農林水産省には、平成20年度から21年度にかけ

まして小規模高齢化集落支援モデル事業で、当該集落の農用地に係る水路、農道等の保全管理活動に要する経費の助成事業の制度がございます。集落を超える広い単位で住民、NPO法人、企業、都市住民などの多様な主体の連携、共同する新たな体制の構築の検討や総務省を初め集落に応じた国の限界集落対策事業の導入検討と市の事業をあわせまして集落管理組織や助成の対策を講じていきたいと考えております。

次に、集落の再編につきましてでございますが、ご指摘のとおり、安易な合併の結果による常会の維持困難さや高齢者の孤立も予想されます。また、その集落のはぐくんできた伝統文化、歴史等も尊重すべき項目であり、集落の役員制度などを含めまして行政として再編成を積極的に進めることは問題があるかと思っております。集落の再編に当たりましては、当該集落や周辺の集落が、今後の自分たちの集落のあり方を真剣に協議検討した上で判断すべき項目であろうかと考えております。

なお、限界集落問題は、西予市におきましては大変重要な課題でございます。現在検討を進めています集落の皆さんのご要望やご意見を伺う体制づくりやモデル事業の取り組みにつきましても、ご理解、ご支援をお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 明智祥勝君。

4番明智祥勝君 今ほどご回答いただきましたように、それぞれ事業等はあると思うわけですが、先ほど申し上げましたように、現実にその事業があってもそれをできる人がいないというのが現実であります。ですから、こちら辺については、やはりその事業だけでなく、その人的対応をどうするか、このことについてもう少し詳しくご回答をいただきたいと思います。

議長 三好市長。

三好市長 それでは、明智議員の再質問について答えをさせていただきます。

今ほどのご指摘のあることについては、非常に重要な問題でもあります。したがって、先ほどちょっと農林水産省の事業を申しましたのは、人数

がそれだけの対応できない集落がタッグを組んで、ほかの集落がそこにやって行って事業を展開できるという制度があります。残念ながら、もう今のところ西予市は取り組んでおりませんが、これは20年、21年度の2カ年事業で、その後どうなるかは今のところはわからんわけではありますが、21年度に取り組むことも検討の視野に入れることも可能だという意味で、こういう事業もありますよということも今言ったところであります。先般私も国のほうに行ったときに、農林水産省の局長と話した折に、こういう事業もあるから、全国の中でもぜひそういうあなたの市が考えられていることの近いメニューも国も構えておりますよということをしていただきましたもんですから、こういうことも視野に入れながら私も考えていったらいいと。その前段には、やはり地域と一緒に考えて一緒にやろうやということが、まず前段として考えていただかなくてはなりません。

以上でございます。

議長 明智祥勝君。

4番明智祥勝君 回答は必要ありませんが、限界集落という言葉ですが、余り私は好きではありません。もうここまでしかないよという言葉だと思えますが、個人的な意見として、例えば限界集落を再生集落とか、そういうふうな名前前で呼ぶとかということもひとつ考えてみたいなというように思っておりますのと、減るのをただ手をこまねいて見るだけではなくて、いろんな方策をとりながら、やはり地域へ帰っていただく、集落の人数をふやすということも必要なんじゃないかというように考えております。

以上です。

議長 次に、2番二宮一朗君。

2番二宮一朗君 公明党の二宮一朗でございます。許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

私の6月議会、9月議会、過去2回の一般質問は、市民の皆様からのご要望やご意見を行政にお届けするためにさせていただきますが、今回は通告のとおり、現在国政において議論をされてお

ります2次補正予算の中の生活対策、その中の2つの項目について質問をさせていただきます。

まず、ことし1年を振り返ってみますと、春先からの原油高を起因としたガソリン値上げや生活必需品などの物価の高騰があり、その後サプライムローンに端を発し、世界の金融市場は100年に一度と言われる混乱に陥っております。9月中旬以降、欧米各国では、金融機関の破綻が相次ぎ、金融市場の機能不全が生じており、株価下落に示されるように、金融危機が世界的規模で深まっております。この金融情勢の悪化の影響は、当然のように、日本経済や国民へと到達し、とりわけ経済的な弱者に大きな波となって押し寄せてきております。暮らしの安心が脅かされている生活者、資金繰りに苦しむ中小小規模企業、都市部との格差に悩む地方といった生活弱者、私たち公明党は、全国3,000名の地方議員が、こういった国民の皆様方の悲痛な声を受けて、それを国に届けて、政府・与党の中で現在取り組んでおります。その中で、先般政府は新たな経済対策を発表いたしました。

そこで、1つ目に、定額給付金についてお尋ねいたします。

市長がきのう招集のごあいさつの中でも触れられておりましたけれども、違った視点でご質問をしたいと思っております。

政府・与党は、この世界的な金融危機から暮らしを守り、生活者、中小企業、地方を支援する総額5兆円、事業規模で約2.7兆円の新しい経済対策を決めました。中でも公明党が強くこれまで主張してきました定額減税が、総額約2兆円規模の定額給付金として実現をすることが決まり、単年度の措置として来年3月末の実施を目指しております。この定額給付金は、収入が伸び悩む中で、物価高で苦しんでいる家計を支え、特に中・低所得者の方々により手厚い恩恵が及びます。

また、収入の中から貯蓄に回す余裕がなくなってきた中で、個人消費を活性化して景気を下支えする効果が期待できると思われまます。給付額は国民1人当たり1万2,000円、65歳以上の高齢者と18歳以下の方には1人当たり8,000円を上乗せして支給をされます。例えば、夫婦と18歳以下の子供2人の若いご家族の世帯では、合計6万4,000円になります。西予市の人口で考えますと、きのうも市長がおっしゃいました

けれども約7億円が市民の皆さんの家計に入る計算になります。私がお会いした皆さんからも非常に助かるとか、年内にもらいたいくらいやとか、心待ちにされている方は決して少なくないと思っております。

そこで、2つの点についてお伺いいたします。

1つ目は、去る11月15日の愛媛新聞の1面に、給付金に非難続出との記事が掲載され、県内20の市と町からの聞き取り調査として、3つの項目についてコメントが紹介をされておりました。その中の1番目の質問での給付金の評価についての西予市のコメントは、とんでもない発想で驚きを禁じ得ない。国と地方の考え方に大きなギャップがある。かつての地域振興券は全く役に立たなかった。選挙対策としても有効とは思えないと厳しく批判したとありました。私にはもしやこのコメントが三好市長や市の行政を担当されている方の認識だとは思いたくはありませんが、その真意についてお聞かせをください。

2つ目は、3月末に想定をされております定額給付金の支給方法や受け取り時点の事務手続などにおいて混乱なきよう現時点でのお考えがあればお示しを願いたいと思っております。

2つ目に、妊婦健診の無料化についてお伺いをいたします。

今回の新たな経済対策の中に妊婦健診費用14回の無料化が盛り込まれました。平成22年度までの時限立法ではありますが、妊婦健診は出産の際、母体や新生児の命に危険が伴うハイリスク妊娠の早期発見や胎児の発育異常の診断など大切な役割を担っております。

しかし、医療保険が適用されないため、妊婦の皆さんにとっては、大きな経済負担となっております。妊婦健診は、これまで公明党の推進で、全国平均で5.5回分が無料化をされ、西予市においても現在5回の無料化をさせていただいておるところでございます。ただ交付税の使い道が各自治体に任されておるため、自治体間で無料の受診回数に格差が生じているのが現実であり、お隣の八幡浜市では、既に14回の無料化が実施をされております。

また、この西予市には、産科の医療施設がないために、市外の病院まで出かけて健診を受けるため、交通費も負担となっております。少しでも早い時期に無料化を実施すべきだと考えております

が、今後この新たな経済対策を受けて西予市としての無料化への取り組みについての考え方をお示しいただきたいと思っております。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長 三好市長。

三好市長 それでは、二宮議員の定額給付費に係る第1点目について、私の考えを述べさせていただきます。

私は、まずいろいろな問題をとらえて考えるときに、いつも基本に立ち返ってその制度の理念、目的は何であったか、いわゆるそもそも論を考えることを旨としております。今回の案件が出たときに、税とは何かをまず考えたわけでございます。国民生活を安全で豊かさを維持し、確保するためには、道路や上下水道などの公共施設、教育や文化の振興、警察、消防、社会保険などの公共サービスはなくてはなりません。国や地方自治体が行政活動を通じ、私たちの生活に欠かすことのできない公共施設等や公共サービスを提供するために必要な経費を国民は税金という形で負担をしております。現在の税金は、国や地方公共団体が公共サービス等を行うための財政権いわゆる課税権によって国民、住民から強制的に徴収する財物であるとされております。このことから、日本国憲法第30条で納税義務を国民に負わせ、国家による徴税の根拠としております。税金には3つの機能があるとされています。第1点目は、公共サービスの費用調達機能、第2点目は、所得の再配分機能、第3点目は、景気の調整機能であります。ここで、本来税金の用途いわゆる財政指標として、今回のような定額給付金のように、国民すべてに、いわゆる給料のようにこのような歳出を想定しているかどうかであります。3つの機能のうち、今言いました第3の景気調整機能に当たるかのごとく言われておりますけれども、第3点目の景気対策としては、過熱のときには増税をして、今回のように後退期には減税をすることによる消費や投資の活性化を想定するものであって、直接的に支出を想定しないと私は考えております。私の考えは、今日的課題に対処するためには、所得税等の定額または定率の減税を行い、国民の消費力や投資力を生ます方法が税金の機能の

本質から適すると私は考えておるところでございます。

さらに、加えるとしたら、定率・定額減税にかからない方々に生活給付金を支給することが、いわゆる平等性が高まると私は思っております。この点については、恐らく二宮議員、生活者目線の公明党の考えに私は似ておるところがあるんかもしれません。

また、平成16年度の三位一体改革による5兆1,000億円の地方交付税が減税され、地方財政の疲弊をしたことは、論はまたないところでございます。西予市においても平成16年から5年間の累計で40億円を超える地方交付税がなくなりました。国、地方を合わせて800兆円を超える借金を少しでも削減をし、また2011年に国のプライマリーバランスを均衡さす目的のため、地方もこの苦しい中で耐えてまいりましたが、今回とも簡単に2兆円定額給付金を出すという発想に、私は驚いたわけでございます。今までは三位一体改革により削減され疲弊を招いた地方交付税の復活を強く私は望むものでございます。

さらに、定額給付金の所得制限など市町村にゆだねた合意、いわゆる丸投げについては、全国の市町村から多くの問題提起をされました。第1点目に、住民間の公平性の問題、第2点目に、窓口における混乱、第3点目に、事務負担の増大懸念、第4点目に、市町村それぞれの間の差異の問題、さらに、これは地方自治体の一つの本質的な問題にかかわるわけでございますが、給付事務が法定事務でなく自治事務になっております。市町村議会でこの場に否決されたら出なくなります。こういう問題があるわけでありまして、内容を精査しないままに出されたということに対して私はびっくりしたということをお願いしております。やはり国が制度設計を示し、その責任の上で市町村にゆだねることを本来すべきだったと思います。

以上、回答とさせていただきます。

議長 清水総務企画部長。

清水総務企画部長 それでは、二宮議員の定額給付金の支給方法についてお答えをいたします。

現時点におきましては、対象者は住民基本台帳

に記録されている者及び外国人登録原票に登録されている者でありまして、基準日は平成21年1月1日または2月1日で検討中であり、全国で统一的に定める受給権者は、その者の属する世帯の世帯主となっております。

申請及び給付は、郵送申請方式、窓口申請方式の振り込みを基本としておりまして、その中で窓口現金受領方式は、多額の現金を窓口で扱うことの危険を避けるため、振り込みでの給付が困難な場合のみとなっております。

また、給付開始日は、年度内の開始を目指すものとしまして、市で決定すること。申請期限は、給付申請受け付け開始日から3カ月以内または6カ月以内とすることになっています。

市の対応としましては、先日県の説明会が終わりましたので、具体的な準備に入っておりたいとこのように思っております。

給付金の支給に当たりましては、慎重な対応に努めなければならないと同時に、給付を装った振り込み詐欺の犯罪防止にも取り組まなければならないとこのように思っている次第であります。

以上でございます。

議長 炭倉生活福祉部長。

炭倉生活福祉部長 二宮議員の2点目のご質問であります妊婦健診の無料化についてお答えをさせていただきます。

西予市の出生者数は、平成18年度284人、19年度272人と毎年低下をしている状況であります。当市の公費負担の妊婦一般健診は、平成20年度から2回を5回と拡充したところであります。母子保健法においては、出生までに14回の受診が必要とされております。6回目以降の9回を自己負担から公費負担とすることにより、妊婦が医療費の心配なく健診を受け、母子、胎児の状況を把握し、安心して出産できることは、多少なりとも少子化対策に応援できるものであると考えております。今回、国の生活対策として国庫負担地方財政措置が講じられる方向に進んでおりますので、事業の動向を見ながら、国からの財政支援が得られるならば、検査範囲、健診時期などの中身を詰めて、健診回数14回程度を公費負担にて実施するよう検討をしてみたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議長 二宮一朗君。

2番二宮一朗君 それでは、今の回答に対して再質問をさせていただきます。

最初の三好市長の税というものに対する考え方というものには感服をいたしましたし、理解もいたしております。ただ私が冒頭に違う視点でと質問をさせていただきますと申しましたのは、私自身も定額給付金そのものであったり、政府・国会でのいろんな議論については、ちょっと異論があったりするところもございます。ただ今回、愛媛新聞に載った記事という、それが要するに行政の考え方として載ったということに対しての市民の皆さんがどう思うのかという点をちょっと心配をしたわけでございます。西予市自身、西予市が合併して5年になるわけですがけれども、各5町の中でいろいろ回っておりますと、合併してから今までより悪くなったとか、もちろん財政のこともございますので、いろんな我慢を西予市の皆さんに強いておるわけでございます。その中で今回内容というか、それぞれいろんな思いがあって定額給付金に対しての思いがあるのは、もう当然でございます。考え方が違うのも当然であります。ただ現実的にいただけるようになるという方向性が見えてきた中で、それを心待ちにしておられる方がたくさんおると。先ほど言ったような、西予市に対してのいろんな思いも市民の皆さんはあります。そこで、愛媛新聞さんというのは、当然ご存じのとおり、県内で最大部数を誇る地方新聞でございますので、そのコメントが市民の皆さんに与える影響というのは大きいんじゃないかと、私自身も思いますし、実際に何人かの人からは、西予市の人は私らのこと、わかってないのかなあと、生活のことがわかってないのかなという言葉をやっぱり聞くこともあります。だからそういうところの心配でございます。ですから、市長の言われた税の使い道とか給付金の政策云々という議論をここでするつもりはないんですけれども、そういうコメントを出すときの、書かれるのは愛媛新聞のことでございますので、どういう話をされてああいうコメントになったのかというのはわからないんですけれども、そういうところもちょっと視野に入れたというか、注意をしながらのやっぱり行政側としてのコメントであってほしいなという思いがあって質問をさせていただきました。

その2点目の部長からの事務手続については、きのう、おとついでですか、県のほうから説明会があったようですんで、今からであろうと思います。これも3月になるのか、いつになるのかちょっとわからない状況になってきておりますけれども、いざというときに混乱がないように、ぜひとも行政のほうでしっかり準備をいただきたいなと思っております。

3点目、炭倉部長の回答、大変ありがとうございます。今、先ほども申しましたように、西予市には産科の病院がございませんし、今全国的に周産期医療に対しては、いろんな問題が起こってきております。そういう中でお金がないから健診に行けなくて、例えば胎児の状況がわからなくて、いざというときに出産の時点でわかって、大切な生命が危険にさらされるということのないように、もうぜひできることはしてあげていただきたいというか、14回という、今国で定められておるこの無料化を早期にできるようにご努力をぜひともお願いをしまして、再質問とさせていただきます。

議長 三好市長。

三好市長 それでは、二宮議員の再質問についてお答えをさせていただきます。

今の質問は、愛媛新聞の影響のあるところに対してのコメントについては注意をなささいよということが趣旨だとは思いましたが、まず、一番最初のご質問で、再質問の中に小野議員からありました政治家とはということがありましたが、政治的な側面で言いますと、やはり私どもはこの問題は国家的な問題なんで、国に対して私は言っておったつもりでございます、あり方を。だから、それに対してああいうコメントを言ったことに対して新聞が書かれたものでありまして、それ自身は自分が言ったことでありますから責任をとっております。責任をとって言わせていただいきょうの回答をさせていただきました。ただ私個人のレベル、あるいは周りの人のレベルからいいますと、いただく7億円、西予市についてはありがたいことだと皆さん思われておることも確かでありまして、これは淡々と支給できるほどの流れの中でやっていくことについては、市としてのあり方としては十分検討し、間違いなくやることにつ

いて、それはおろそかにするつもりもありません。その2つのことをお考えをいただいて、冒頭にそれぞれ新聞に出た問題については、国家的な見地から私の考えを言わせていただいたところでございます。以下のお間違えのないようによろしくをお願いいたします。

2番目は手続で、3番目の妊婦健診については、そのような流れを今ほどからつくらせていただきますので、ぜひともご尽力のほど、ご理解のほどをお願いをしたいと思います。

以上でございます。

議長 清水総務企画部長。

清水総務企画部長 今ほどの二宮議員から事務的に混乱をしないようにというご忠告を受けただけではありますが、そういったところで、きのう県のほうで説明会がございました。ちょっとその状況をご報告したいと思います。

まず、県下の取り組み状況ではありますが、プロジェクトチームの結成、これは全くできておりません。それから、担当窓口の決定、これらにつきましても、11市町が決定しております。残りの9市町がまだ未決定という報告内容であります。

それで、本市におきましては、来週の火曜日におきましてプロジェクトチームを立ち上げて検討していきたいとこのように思っております。そして万全を期してまいります。どうかよろしくをお願いいたします。

議長 二宮一朗君。

2番二宮一朗君 ありがとうございます。

市長のお考えは、私自身は全く理解はできておるつもりではございますが、改めて1点だけ。

まず、9月議会のときにも質問させていただきました行政からの市民サービスという点において、そういう視点から私自身は先ほども質問をさせていただいたつもりでございます。今後ともやっぱり市民の皆さんがどういうふう考えているのかと、行政が行う一つ一つ、発言発言が市民の皆さんはどう受け取るんだろうかと、そういう視点でぜひとも今後とも行政をしっかりとよろしくお願いしたいと思います。大変ありがとうございました。

議長 次に、7番松山清君。

7番松山清君 平成20年第4回定例議会におきまして質問の機会を得ましたので、通告に基づき質問いたします。

合併後さまざまな経過措置が10年間持たれていますが、その前半を終え、後半の仕上げの時期に移行する現段階において、やってみて見直すことや改善すること、また合併に伴う目玉とも言える新庁舎やCATVなどの事業が実施されるのに当たり、次の4点を質問いたします。

まず初めに、西予市の救急業務の実態と医療体制について質問いたします。

全国的に救急車の出動件数は年々増加しており、タクシーがわりにするなどの不適正利用や搬送拒否などが社会問題になっております。そのような中で、最近妊婦のたらい回しによる死亡事故が多発していますが、同様に妊婦が重症を発症したようなとき、周産期医療施設のない西予市においてどう対処する方針なのでしょうか。安心して暮らせるまちづくりのためには、いざというとき命が救われるような救急体制の整備と維持が不可欠だと思います。地方の公立病院の医師が減少していく中、西予市での周産期医療に対する考え方と、もしそのような妊婦が脳卒中になるなどという事態が発生した場合の西予市の課題点や今後の対応方針についてお尋ねいたします。

また、救急業務に関して、現在救急車の利用状況はどのようになっているのでしょうか。明浜や城川については、昼間だけ常駐という体制ですが、それで十分な機能を果たしているとお考えなのでしょうか。

また、これまで運用してきた実績と問題点、今後改良すべきことはないのでしょうか。

救急車の運用について、民間の利用や市役所職員等が緊急時に補助的な役割を果たすことによって、24時間体制の運用の可能性がないのかといつも考えています。例えば、タクシー会社との提携や民間企業の育成、救急車特区など考えられる方策は幾つかあると思います。都市部のように人口密度が高く、24時間体制で救急車が配備できるような環境や経済情勢でない中に西予市は置かれております。西予市に合った運用は、今後模索していく必要があるのではないのでしょうか。

さらに、救急車がタクシーがわりに利用されるという事態が、全国的に問題になっております

が、西予市ではそのような例は見受けられないでしょうか。周辺部においては、昼間だけの常駐に対して民間利用などもっと安心できる方策、体制づくりはできないのか、理事者の考えをお聞かせ願います。

次に、CATVの加入促進と生活弱者の支援、貸し家対策について伺います。

現在既にCATVが運営されている野村、三瓶では、それぞれの運営局である野村CATV、八西CATVに高い加入率を誇っております。

しかし、来年度早々に運営開始が予定されている西予CATVにおいては、特に宇和地区で加入者見通しが低いことを心配しております。加入を希望しない主な理由としては、無料で地デジが受信できるということ、CATV導入の初期費用が高い、また月々の受信料が必要であるなどということであります。月々の受信料を支払ってまでの魅力もメリットも感じられないという意見も多く聞かれます。

また、旧宇和町地区においては、公共下水道事業が進められており、その利用料金についても、以前よりも明らかに負担となるなど、二重の生活コスト上昇により生活が追い詰められてきております。そのほか高齢者にとっては、医療費負担や社会福祉費の負担増加など、日々の生活が切迫している一方の人も少なからず存在すると思えます。そのような状況をかんがみ、CATVの加入促進対策として、特にそのメリットを理解していない人向けに、1年程度のお試し期間を設けることはできないでしょうか。現在情報推進課が行っている出前講座は、内容もよくわかるし効果的で、その努力は認められるものであると考えます。

しかし、ただ言葉だけや文面だけの説明では、本当に理解がしにくい住民もいるでしょうし、CATVのよさがわからないままではないかという心配をしております。したがって、放送が始まったならばらくの間移行期間などを設け、無料で視聴できたり、CATVがどのようなものかを実際に体験してもらうなどの実質的な対策が重要でないかと考えております。

さらに、ほかのCATV局開局においてどのような加入促進の対策をしたのか、調査はされたのでしょうか。加入促進につながる事例やサービスがあれば積極的に取り入れるべきではないかと思

います。

さらに、生活保護世帯や母子家庭、高齢者などの生活弱者に対しての月額受信料の軽減措置はとれないか、理事者の考えをお聞かせ願います。

次に、西予市のQC導入による業務改善について伺います。

行政サービスにおいては、通常市場原理は存在しないため、行政自身による行政サービスの質についての自発的な評価、改善、改革が不可欠であり、発想、姿勢の転換などを積極的に行い、顧客である住民ニーズに的確に対応した行政の推進、行政サービスの提供が求められております。

行政の好ましくない体質として、前例踏襲に偏りがちで、何かをやっても去年と同じ手法でやっていこうとする傾向が強いということがあります。各地で開かれるイベントや行政の活動などにマンネリ化しているものが数多くあり、そのままでは改善されない、あるいはよくもならないということがあります。

そこで、行政の中で業務改善の取り組みはどのようにしているのか、お伺いいたします。

その理由として、合併後5年を迎えますが、行事やイベント、基金などにまだまだ旧町時代のしがらみが残っていると思われるものがあり、そのやり方や踏襲されてきたものを西予市として今後どう扱っていくか、打開策を見つけられずにいるものが散見されるためであります。一例を挙げてみますと、結婚推進事業についてですが、関係者の努力にもかかわらず、年間二、三組以下程度と、その成果として芳しいとは思いません。宇和町時代からそうですが、なかなか難しい問題があるので、一朝一夕には成果があらわれないことも事実であり、委員になられた方のご苦勞を思えば、単にそれを責めることはできません。

しかし、このまま成果が上がらず、また翌年も同じやり方で同じような結果を繰り返していたのでは、せっかくの制度も日の目を見ないままであり、前年の活動成果を踏まえ、取り組みの改善を行わなければならないと思うのであります。改善の成果が取り上げられる例として、東南アジアなどへの海外進出を果たした自動車や電機等の産業分野などで、でき上がった製品が高い消費者の満足を得られるようになっていっていることがあります。欠陥をなくすことやコストを削減するためにQC手法を導入したのです。行政においてもQC活動

をする意義はあると私は考えます。QC活動とは、それぞれの職場において品質を適正に管理する活動のことです。QC、品質管理とは、クオリティーコントロールの略称です。QC活動とは、個々の職場を単位とする小集団による品質改善の自主的活動であり、仕事内容から離れた活動ではなく、仕事をしながら具体的問題の改善に取り組むといった特徴を持つものであると思います。提案制度の導入や開発、改善発表などを実施することにより、問題意識を持つことができるようになり、行財政改革に大きな原動力となると考えられます。

また、職員の能力や創造性の発揮、あるいは仕事に対する覇気や充実感の高揚などとともに、明るい職場づくりや業務効率の向上などにも期待されます。

また、全体的にQCを行うことをTQC、自治体などの行政に導入されたQCを行政QCなどと呼ばれ、住民の行政サービスの満足度向上を目指す上で重要なことです。結婚推進事業をQC手法で考えますと、前年の活動を分析する、なぜそのような結果となったのかを担当課全体で問題点の分析を行い、原因追求、対策検討などを行い、改正案の検討、次年度の活動方針の原案をつくる、そしてそれを委員会に提出し議論していただくなどという手順を踏むということになります。ぶっつけ本番で委員会を開いて何か議論してくれといっても、よいアイデアが出てくるはずもないと思います。推進委員の年齢構成は適切か、現代に結婚観に合っているのか、もう少し結婚に身近な年齢層の人たちの意見を取り入れていくとか、見直すべき問題点も浮かび上がってくることでしょう。まず、職員で徹底的に改善を考え、さらに委員会で改善するなど、それぞれの事業にもっと深くかかわっていくことがQC的な考え方になるのです。委員会丸投げ方式からの脱却であります。これは一例ですが、似たような問題は行政内部に数多く存在しており、5年という節目に事務事業評価システムの導入成果もあわせ業務改善を進めていく体質にできないか、市長の考えを伺いたいと思います。

最後に、西予市のマトリクス組織の活用について伺います。

現在の組織は縦割りで、風通しが悪く、自分の担当している仕事以外はわからないという職員も

多くいるようです。そこで、問題だと感じるのが、管理職自身が自分の担当分野内の業務をよく理解していないのではないかということに出くわすことが意外と多いことです。管理職ともなると、何を聞かれてもせめて浅く広くても多少くらいは説明ができなければならないと私は考えますが、事業や補助に関する事など、すべて部下にお任せみたいな対応で満足している場合があります、あきれ果てることがあります。養老孟司著のバカの壁というベストセラーがありますが、その冒頭に男子学生と女子学生に同じビデオを見せた話が紹介されています。それは、ある夫婦が子供を妊娠してから赤ちゃんを出産するまでを詳細に追ったドキュメンタリー番組だそうです。そのとき女子学生のほとんどは、大変勉強になった、新しい発見がたくさんあったという感想でしたが、男子学生は、保健で学んで知っていることばかりだという感想だったそうです。同じ情報源なのに、欲しくない情報を男子学生は遮断しているわけで、これをバカの壁の一種と述べられております。私は西予市の組織の中にもこのようなバカの壁があるのでないか、あるいは壁をつくっていると、これまで行政を見て感じています。

しかし、それは縦割りの行政組織に問題があるともいえ、自分のことだけをやっていけばよいという従来の仕事のやり方が原因とも思います。西予市となって旧町から組織が拡大した分、配置転換などで経験未知の部署での業務につくことや管理職となることもあるので、西予市のスリムな行政実現のためには、管理職は日ごろから幅広い知識を習得するよう心がけて、なおかつ後進の育成をしていってもらわないといけません。そのような人材育成のためにも縦割り意識をなくし、市で取り組む問題の種類やテーマによっては、組織の部や課を横断するプロジェクト組織とも呼ばれるマトリクス組織を構成するという発想で改革に取り組むことが効果的であると考えます。これは従来の部内だけの一部の担当によって問題解決を図るという方法から西予市の全総合力をかけて大きな問題にぶつかり、最良の考えを導き出すという新たな発想です。実行委員会や検討委員会にも似たようなやり方で持たれておりますが、マトリクス組織の問題は、リーダーに人事権、決裁権などさまざまな権限が付与され、一時的な集まりではあるものの、その組織が与えられた任務を遂行す

るという点で違いがあります。例えば、CATVの普及については、現在情報推進課が主として行っていますが、農林水産課も参画し、農業従事者へどう加入促進していくか、また商工観光課も加わり、商工会を通して商工業者への働きはできないかなど多面的に組織を挙げて取り組むなど、さらなる可能性を秘めているのであります。新しい問題に取り組むときなど、知恵やアイデアを結集しなければ乗り越えられない際には、非常に強力な組織となり得ると思います。このような組織をつくって対応すべきものとして、公共下水道の加入促進、宇和病院の経営立て直しや西予市の林業の活性化、ごみ処理のさらなる削減、塩漬けになった土地開発公社の売れ残った分譲地の処理の問題などたくさんのテーマがあります。これらは全西予市として取り組まないと、一部の担当課や部、課がやっていることという市職員の認識では、問題解決の努力も十分に成果を生まないうまの結果となってしまいます。

また、マトリクス組織を構成することにより、そのテーマに業務時間を割り当てたり、その成果や活躍によっては、業務評価をして昇級やボーナスに反映するなどをルール化することにより、職員のやる気を引き出し、ひいては行政の活性化を図ることも期待できるのではないかと思います。組織というものは、常にマンネリ化ではなく、活性化を意識しておかなければならないし、特に行政において市長の求める西予市の理想像、マニフェストの実現を効率的に追求していかなければなりません。そのような中で、従来の検討委員会や実行委員会から進化した行政の改革となり得るのですが、このマトリクス組織を従来の縦割り組織と同様に活用していけないか、理事者の考えを伺います。

以上で質問を終わります。

議長 中野消防長。

中野消防本部消防長 松山議員の西予市の救急業務の実態と医療体制についてのご質問にお答えをさせていただきます。

昨年8月に奈良県において発生した妊婦が搬送途上に死産となった事例を発端に、医療機関の受け入れ態勢について問題が提起されました。これは救急搬送を担う消防本部としては、業務遂行に

支障を来し、住民の安心・安全にかかわる大きな問題であると認識をいたしております。当本部の管内における妊婦の搬送件数は、平成16年1月からことし10月末までの期間では15件であります。そして、これらの救急活動において、患者の受け入れ態勢には何ら問題はなく、いわゆるたらい回しという事態は発生しておりません。西予市内には救急対応の産婦人科医療機関がないために、妊婦の救急搬送においては、まず妊婦の通院中の産婦人科医療機関を選定することになります。その後、妊婦が脳卒中等の産科以外の症状が見られた場合には、かかりつけの産婦人科医師と協議して、その事態に対応できる医療機関に収容を依頼して、2次救急病院への搬送や3次救急病院である市立宇和島病院に搬送する体制をとることになります。

しかし、今後医師が確保できないなどの理由により、南予の医療機関において休診や閉鎖という事態が発生する場合において、南予の救急患者が3次救急病院である市立宇和島病院に集中することになると、患者の受け入れが困難となる状況も予想されるところではあります。

次に、西予市の各署における救急車の利用状況ですが、昨年1年間の出動件数は、明浜町が201件、宇和町が869件、野村町が463件、城川町が170件、三瓶町が275件であります。現在、明浜町と城川町には、平日の昼間だけ救急隊1隊を配備しておりますが、明浜救急隊の出動は、201件中72件で約36%、城川救急隊は、170件中39件の出動であり、約23%に対応している状況であります。明浜町と城川町の救急隊の運用については、西予市発足の平成16年4月からの配備であり、合併前と比較して救急体制の充実は図られているものと考えております。そして、市民の安全・安心の確保のためには、行政機関として果たすべき責務を常に検討し、考慮しなければならないことと考えております。

次に、タクシーがわりに利用されているという問題については、交通手段がないために救急要請した場合や軽症患者の比率が高いことに対する議論など概念の不明確な中で論議がなされている部分もあるのではないかと考えております。そして、119番通報の受信時に通報内容から救急車の出動の可否を判断することは困難であります。

救急隊が現場に到着して、患者の状況を観察し、救急車を使用する必要のない場合には、通報者や患者の納得の上で救急車で搬送をしないこととなるケースも最近の事例としてございます。

また、医療機関に収容され、たとえ軽症と診断されても、それを救急車の適正な利用ではないということではできないと考えております。救急車の適正利用についての啓蒙や医療機関の指導等により、近年救急車をタクシーがわり利用するケースは減少傾向にあると言われてはおります。ただタクシーがわりに利用されていると考えられる意味内容が不明確なままで、その判断をすることは適切ではないと考えております。

最後に、民間利用につきましては、西予市内には民間救急サービス事業者がありませんので、市外の民間救急サービスを利用することとなりますが、民間の救急車は緊急走行ができないため、主に緊急性のない患者の通院や医療機関相互の入院患者の輸送などに利用されているようであります。

また、救急業務そのものは、自治体の消防機関の本来的業務と規定されており、救急業務における民間組織の活用は、法律的には難しいと判断をしております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 清水総務企画部長。

清水総務企画部長 それでは、松山議員のCATVの加入促進と生活弱者の支援、貸し家対策についてお答えをいたします。

CATVの便利さに対して理解していない人向けに1年程度のお試し期間を設けることはできないかというご質問に対しましては、各戸にCATVの試聴ができるようにするということとなりますと、引き込み工事が発生しまして、経営上からも不可能であると思われまますので、公民館等の公共施設の場で実際に体験してもらおうのが現実的であると思っております。

また、しばらくの間移行期間などを設け無料で視聴できたり、CATVがどのようなものかを実際に体験してもらおうなどの対策は重要というご指摘につきましては、運営会社においても集会所等の利用料については、低価格になるよう配慮されていることもあり、そこでCATVがどのような

ものかを体験していただきたいと思っております。

次に、他のCATV開局時におきましてどのような加入促進の対策をしたのか、こういった調査はしているのかというご質問に対しましては、近隣で実施中の自治体と運営会社から開局前後の加入促進のための効果的な手段、手法や料金体系、PRポイント等々具体的事例を直接聞き取りをいたしまして参考といたしております。

次に、生活保護世帯や母子家庭などの生活弱者について月額受信料の軽減措置はとれないかとの質問であります。これは西予市では、生活保護世帯に対して、CATVの加入金5万7,750円のうち初期加入キャンペーン1万5,000円を差し引いた4万2,750円を助成する案を今現在検討しているところであります。

さらに、世帯全員が75歳以上で収入が基礎年金のみの世帯に対しましては、加入金のうち3万2,750円を助成する案を検討している現状でございます。

最後に、質問の表題にあります貸し家対策の件につきましては、民間の貸し家の場合、CATVの加入は民間で対応していただきたいと思っております。

また、公営住宅につきましては、建設課が担当として現在検討を進めているところであります。

次に、西予市のQC導入による業務改善についてであります。西予市では総合計画に基づいた成果重視の事業、実施、限られた行政資源の効率的配分と効率的活用、職員の意識改革によるコスト意識、マネジメント意識の醸成、市民の皆様への説明責任を果たすことを目的といたしまして、平成17年度より行政評価システムの考え方に基づく行政経営に取り組んでおります。市が日々行っている業務につきましては、約1,200の事務事業評価によって現在の状況、課題を把握し、目的妥当性、有効性、効率性という3つの視点から検討を行い、常に住民の行政サービスの満足度向上につながる改善に取り組んでいます。

また、行政評価の導入、気づきを促せる体験型研修によりまして、課内はもとより、課を超えた業務改善のための議論の場が格段にふえ、職員意識の共有化が図られ、職員の政策形成能力は向上し、常に問題意識を持つ職員が、徐々にではありますが、ふえております。

以上のことから、ご質問のQC導入による業務

改善については、西予市におきましては、行政評価システムにより既に取り組んでいると考えております。

また、職員提案制度を本年7月に制度化し、取り組みを始めています。とはいえ、合併後4年が経過いたしておりますが、まだまだ行政経営における課題は山積しております。そういったことでありますので、行政評価システム、QC活動両方に重要となるプラン・ドゥー・シー、計画・実施・評価のマネジメントサイクルを回しながら、市民基点、成果重視の視点に立ってさらなる業務改善に努めてまいります。

次に、西予市のマトリクス組織の活用についてであります。マトリクス組織とは、平たく言えば、分業化している部門を縦横に配置するようにプロジェクトチーム化した組織で、短期的ではなく、ある程度綱領的に組織されるものと聞いております。現在、西予市においても庁舎建設プロジェクトチーム、限界集落問題検討プロジェクトチーム、医療問題検討委員会等々で部、課を横断した組織を立ち上げ、他方面から検討を加え、成果も上がっている状況であります。

また、ご案内のように18年度から行政評価システムを導入しております。推進の方法としましては、各課から組織された行政評価推進事務局が中心となり、先ほど申しましたとおり、35の施策、約1,200の事務事業について各課、各係に方向等ヒアリングをしまして、成果、貢献度、事業方向性、マトリクスを精査しながら施策別予算に反映していく手段をとっており、これもマトリクス組織の一つではないかと理解をしております。今後も西予市において山積しております諸問題解決のため、職員が一丸となりまして松山議員提案のマトリクス組織の活用を努めたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 松山清君。

7番松山清君 それでは、今の答弁に対して再質問いたします。

まず、救急車につきましてですけども、消防長の答弁で、今の現状でほぼ満足されとるような、今の状態でいいというような答弁であったように私は聞きましたけども、やはり今の状態で、例え

ば明浜が73件、城川が23件とかという数値を聞きますと、非常に低いんじゃないかと、利用率が。だから、それにはまだ問題点があるんじゃないかというふうに私は思います。その中でやはり24時間、今5日間で昼間だけというこの状況が、果たして住民にとって満足なのかどうか、そういうことは調査されたんでしょうか。それで満足されていて、今そういうふうな消防長の満足があるのか、これでいいと思われているのか、その点についてまずお聞かせ願いたいと思います。

それとCATVの問題でございますが、これもお話し期間の話は、それは部長は無理だというようなお答えでございましたけども、今のままで、私は非常に低いままで推移してしまうと思います。そういう努力が足りない、そういうふうと思うわけです。例えば、お話し期間は、例えば今言う初期投資の引き込みの分がかかるんだったら、その分を有料ですよでもいいと思います。1年間は無料にしますからお話しやってみませんかでもいいと思います。そういういろんな他方面の考え方があるのに、一義的なただ一つの考え方にこだわって、その可能性を考えられてないという、そういう姿勢を強く感じましたので、これではCATV、先が私は心配ですので、もっと真剣に考えていただきたい、そういうふうに思います。

それと、先ほどのQCの話は一例として挙げましたわけですが、行政評価システムですね、今やられておりますから自信を持ってやられておりますから、大変これはすばらしいことだと思いますが、事務事業ですから、事務と事業についてのこれは評価、この間報告を受けましたが、これは事務と事業についての評価でありました。ですから、全体的な組織をどう動かすかとか、組織の中でどういった業務のあり方がいいのかとか、そういうことは、この事務事業評価は万能であるとは私は思いません。ですから、何かを言えば、事務事業評価システムをやっていますというのがすぐ答えで出てきますが、これをやれば、じゃあすべてよくなるのかと、それでよくなる点はもっと補完する方法を考えましよう、そうしていかなくてはいいんじゃないですかということ私は言っているわけです。そして、PDSをずっと回していくという、これは非常に重要なことだと思いますが、それがちゃんと職員までどう徹底

しているんですか。担当者だけじゃないですか、そういうことについて部長どうお考えですか、それをお聞かせ願いたいと思います。

以上です。

議長 中野消防長。

中野消防本部消防長 松山議員の再質問にお答えをさせていただきます。

私の答弁の中では、必ずしも満足をしているものではないというふうな趣旨ではあるわけですが、ただ救急隊、昼間の時間帯だけしかありませんので、市民が必ずしも十分満足をされておられるわけではないというふうには理解をしております。24時間体制をとるといふ形になりますと、城川出張所、それから明浜出張所、それぞれに隊員が10名を配置しなければならないというふうなことがございます。その問題と、それから今消防の広域再編が進んでおりますので、その段階になって配備の問題も恐らく全体的な消防署の設置の問題についてのコンサルが入ってくるだろうというふうに思いますので、そのあたりの状況を勘案しながら、市民の満足度というものに対しては対応していかなければならないんじゃないかというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 清水総務企画部長。

清水総務企画部長 今回のやり方では加入率は上がらぬのではないかというふうなご質問でしたが、これは今ほども答弁しましたように、そういったいろいろな他方性、可能性をいろいろ考えた中で生活保護者あるいは高齢者、こういった形の支援策も講じていく、これも一つの可能性だと私は思っております。

それと、まずちょっとひとつご理解いただきたいのは、今まで情報推進課とCATVケーブル会社が一体になって、本当に日夜を問わず出前講座とか、あるいは共聴組合の説明会とかというふうに出かけて、そして加入促進に努めております。そういう中で、住民説明会ではありますが、これが22回ほどやっております。それから出前講座も62回、それから共聴対象説明会12回、それからまた職員の意識づけということで、これも22

回ほどこういった説明会を開催しまして、とにかく加入促進に力を入れているという状況でありますので、この点はご理解をいただきたいと思いません。

それから、そういったことや、加入金、まず問題は加入金であろうと私は思います。ここでまず高いか安いという判断を下されて加入につながっていくものだろうと思っておりますが、それで、ケーブル会社の一つの方針といたしましては、今現在5万7,750円を設定しております。それでその5万7,750円だけで考えますと、これは当然加入率は低下するだろうということで、キャンペーン期間を設けまして、そのキャンペーン期間では1万5,000円割引しますよとか、あるいは共聴施設の方については5,000円割引しますよと、そういった方法論もきちっと考えて今進めているところであります。そういったことで、とにかくCATVは本当に大きな事業でありますので、もう一番重要なことは加入率であろうと認識はしております。そういったことで、ぜひ松山議員もご協力のほどをよろしくお願いを申し上げます。

議長 三好市長。

三好市長 それでは、松山議員の再質問について、QCの問題について答えさせていただきます。

最初の質問に対しては、部長が答えたとおりでありまして、既に行政評価システムをやる事務事業評価システムの中で事務評価システムあるんですが、その中でQC活動を既に私どもはやっておるといふ認識もしておるといふことは答えたとおりでございます。その中で、そもそもこのQCってというのは何だということをもまず考えたときに、ご案内のとおり品質管理で、そういうのが個別論でやっていく、一つ一つ対応するんが私はQCだと思っております。それは全体に波及したらそれでいいんだという発想をやっておられるわけでありまして、それについては、まず全体をどうするかどうかっていうのは、これは別の角度の発想としてやるべきだと思うわけでございます。その中でプラン・ドゥー・シーが十分機能してないんじゃないかということもご質問ありましたけれども、確かにそれぞれ職員すべてに行き渡っている

かどうかっていうことに対しては、ご指摘のこともあるかもしれませんが。しかしながら、これを十分みんなの職員に認識させ活動を今後とも行政評価システムを今やっておるという中では進めていきたいとこのように思うところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 松山清君。

7番松山清君 いろいろと議論はあることと思えますし、3番と4番の質問、私関連しております、全体的な意味で申したわけですが、それはもう今の答弁で前向きに進んでいってほしいと思えます。

あとCATVの問題に関しましては、今部長が答弁されたとおり加入率が問題であるわけですので、この加入率をいかに伸ばすかということの中で、私が、例えばFM愛媛が開局した20年前とか、やっぱり、試験放送してたなというような記憶があるのと、愛媛CATVなんかでも、そういうお試し放送で、その間はそういうような無料で見れたなというような、そういうような印象がありまして、それで普及したんだよってというような話も聞いたことがありますので、もうちょっとすると、今やられておる加入金の低減というのは、これは確かにぜひやってほしいことだし、今それはやられておりますので、この点に関してはそれでいいんじゃないかというように思います。

もう一つ、もう一踏み込んで、私が身近に感じておる今心配しておる特に宇和の問題があると思えます。野村、三瓶は問題ないと思えますけども、その点についてもう一工夫お願いできたらと思えます。

以上です。

議長 以上で一般質問を終結といたします。

暫時休憩をいたします。(休憩 午後0時19分)

議長 再開をいたします。(再開 午後1時30分)

ただいまから日程順に質疑を行います。質疑は大綱の質疑のみをお願いいたします。

(日程2)

議長 まず、日程第2、議案第123号「西予市大野ヶ原集落環境管理施設条例制定について」

を議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(日程3)

議長 次に、日程第3、議案第124号「西予市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について」から議案第130号「西予市居宅介護支援事業所設置条例を廃止する条例制定について」までの7件を一括議題といたします。

まず、議案第124号及び議案第125号に対する2件の一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 次に、議案第126号から議案第130号の生活福祉部に対する5件の一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

元親孝志君。

10番元親孝志君 この件につきまして、私はちょっとお願いがあるんですけども、まず今回の条例改正っていうのは、先般説明がありましたように、旧宇和の社会福祉協会に将来的に譲渡したいということの前段であろうと思いますが、そこで一つ懸念されるのは、こういう施設が統合いたしまして規模が大きくなりますと、当然効率の追求ということが出てきます。その中で恐らく将来的にやられるであろうと思うのが、今の入所者の給食のあり方につきまして、野村町が既にやっておりますけども、外部委託という状況が発生してくるんじゃないかというふうな心配をいたしております。そこで、このことについては、いろいろ野村の例で言いますと、いろいろ後々問題も発生しましたので、将来的にこういう問題が発生した折には、議会への相談をいただきたいなという思いがあります。

それから、これは先ほど松山議員の一般質問にありましたマトリクス的な発想でお願いしたいと思えますが、地産地消という言葉先ほど言いましたが、西予市には市が直接あるいは間接的に所有している公共施設というのが大変多くあります。例えば教育部局であれば公立の保育園、幼稚園、小学校、中学校、合わせて三十数校ありま

す。そういうふうに保健福祉部であれば、特老を初め病院ですとか、そういったもののすべてに今支給されておる給食ですよ、これが西予市でトータルで何食あるのかという話。例えば産業部であれば、城川町の開発公社もそうですし、それから野村のほわいとファームもそうですが、こういった給食を地産地消でやるとして、その材料費ってというのは一体総額でどれくらいあるかというのを一回各部局ごとに調査をしていただきたいなと私は思います。そしてその金額をはじき出して、これを西予市産材で賄うとしたら、どれくらいな農業収益になるのかと。そして最後には市長の大会で西予市のそういった公共施設の給食関係はすべて地産地消でやるという方向に持っていけたらいいんじゃないかというふうに思いますので、最終日16日ですが、それまでに各教育局、それから生活福祉部局、産業建設部局で所管の施設に使われておる給食の食数とそれに使われておる材料費、その金額を調べていただきたいと思いますが、責任を持って教育長、いかがでしょうか、受けていただけますか、どうか。

関連は生活福祉部ですが、生活福祉部長が、これ所管が3所管にわたりますので、代表をしてどれかひとつ、いいですよ、やりましょうと言っていたら結構なんです、どうやら生活福祉部長の炭倉部長、いかがでしょうか、調査していただけるでしょうか。

議長 炭倉生活福祉部長。

炭倉生活福祉部長 元親議員のご質問であります、それぞれ地産地消の方向に向けての調査を16日までに仕上げ、最終日に報告をさせていただいたと思いますので、よろしく願いいたします。

(10番元親孝志君「ありがとうございました」と呼ぶ)

議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(日程4)

議長 次に、日程第4、議案第131号「平成20年度西予市一般会計補正予算(第3号)」についてを議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

小野正昭君。

6番小野正昭君 私、聞き漏らしとりましたらご迷惑かけますけれども、18ページの2款総務費、1項総務管理費の18目調査建設事業費、15節工事請負費3,557万8,000円、議案の説明のときには項目の説明を受けましたけれども、それに対する金額の割り振りを聞いてないと思いますが、項目別に金額がわかればお願いをしたらと思いますが。

議長 清水総務企画部長。

清水総務企画部長 それでは、お答えをいたします。

工事請負費の3,557万8,000円の内訳であります、これはいろいろの後日数字を小さく申しますと問題があるかと思しますので、約という数字を使わせていただきます。

図書館のエレベーターの設置工事これが1,260万円、それからJAの改修工事が約300万円、それから光ケーブルのキューピクルの移転、これが約1,800万円、それからJAの改修に伴います情報設備、これが約100万円、保健センターの渡り廊下、庁舎の渡り廊下、こういったところの改修工事が約110万円ということになっております。ちょっと足していただくちょっとずれがあるかもしれませんが、これは約でございます。

議長 ほかに質疑はありませんか。

嶋川武文君。

11番嶋川武文君 11番嶋川ですが、きのう、きょうと市長のごあいさつの中に非常に、元親議員もございましたが、100年に一度の経済災害という表現もございますが、私は現に仕事をしておりまして、非常に実感しております。恐らく元親議員もおっしゃいましたが、9月中旬から突然魚が売れなくなりまして、3割あるいは3分の1ぐらいがたっと売れなくなりました。ここで私は質問を通じて、ひとつ市長は多岐にわたる行政のトップでございますから、余り細かいところはわからなければ担当部長で結構ですが、最近いわゆる円高ドル安で、皆さんテレビ等でご案内のとおり、円高なぜか知らないけどウォン安になっ

とります。養殖漁業に限って言えば、非常に韓国というのは非常に貿易相手国でございまして、議員各位及び職員の皆様がどの程度の認識があるのか、ぜひともここで質問を通じてお答え願いたい。西予市に為替が非常に影響しておるんでございます、現実には、市長でなければ安藤部長、ひとつよろしく願いたいします。

議長 三好市長。

三好市長 それでは、この席からいわせていただきますが、嶋川議員の質問は、やはり経営者としての質問でありまして、そういう一つの観点からいいますと、この行政側の人間というのは、為替に対しての認識は非常に不足しておると思えます。個人的にそういうものに対しては興味を持ち、理解をしておる職員もあろうかと思いますが、行政、特に地方自治、この市のレベルだけの行政の中の一つの運営については、直接的な今のところは影響は直接受けておるわけではありませんが、ただ9月の補正にも出しておるんです各施設の燃料費等々については、その影響をもらって受けたらして、円高等々による影響が出てきたんではなからうかとこのように思うわけでありまして、ただ市の経済の中でそれぞれやられておる方で見ますと、直接的な影響は非常に受けておる側面もありますし、またこの一連の為替の上がり下がりによって、例えば石油があんだけ暴騰しておったのが、こんだけ下落したという、これも為替のなされるわざであろうとこのように思っておるわけでありまして、ことしはそのぶん、変動幅が非常に多かったんではなからうかとこのように認識をしておるところでございます。

以上でございます。

議長 嶋川武文君。

11番嶋川武文君 私の質問が悪かったかもしれませんが、私、行政はおよそ為替とかそういう金融危機とか余り関係ない、関係の薄いところだと思います。私の言いたいのは、非常にやはり西予市の活性化イコール私は民間の活性化だと思っておりますので、ひとつ小野議員のまねをするわけじゃございませんが、ご紹介を申し上げますと、つい最近まで、夏までは1,000円が8,

500ウォンぐらいだったんです、8,000ウォンぐらいだったかもしれませんが、今は1,000円が1万5,000ウォンなんです。これは物すごい変動でして、ほんでまあまあこういう場と言う、個別大綱ですから、本来はだめなんでしょうが、ちょっと言わせていただきますと、ヒラメ養殖がございまして、西予市は、ヒラメ養殖が、以前は8,500ウォンのときは非常に輸入もバランスとって、国産も非常にキロ千四、五百円でいいバランスをいっておったんですが、これが韓国のヒラメが900円で来るようになったんです。ほんで恐らく個々によって違いますが、生産ラインは、コストは国内ですと1,300円ぐらいなんです、恐らく。これに引っ張られて、恐らくことしは実体経済に波及するのはこれからです。そしてもう一つ言わせていただくと、タイは輸出しておったんです、韓国へ、3キロ、4キロの大きいタイが。これが逆ですから、輸出が非常に難しくなりました、為替の関係で、ストップになったんです、これ、採算が合わなくなりました。ということは、国内に在庫が積み上がって相場を押し下げるという状況に陥っております。こういうところを私は行政の方にもぜひ知っていただいて、この補正で市の段階では、確かに景気対策とか、それは僕も難しいとは思いますが、ただ私の知る限り、私は仕事の関係で長崎の松浦市とこ行ったんですが、ここはフグのトラフグを70万尾ぐらい養殖する地域がございまして、漁業の町ですが、ここは6月補正で原油が高騰したときに、松浦市独自でわずかですが、リッター5円の補助金を出して、市も一生懸命やるんだよという姿勢を見せておるんでございます。ぜひとも三好市長におかれましては、こういう姿勢を私は見せてほしいと思います。ただ市の段階でそういうことをしても抜本的な対策にはならない、解決にはならないということは十分承知しておりますが、ぜひそういう姿勢を示してもらいたいし、調査研究をしていただいて、何ができるかということをご検討していただきたいと思っております。

議長 三好市長。

三好市長 経営者としての嶋川議員のそういう経済に対する知識の深さについては、いたく恐れ入っておりますのでございまして、ただ今の松浦

市の事例等々もあったり、各それぞれの市町村については、それぞれ特徴あることをやられとると思います。私どもが先般9月の定例にお願いをしてやったことは、いわゆる借るときのいわゆる限度額を高めていくというところで何とかやっつけていこうという方向の中で軽減、少しでも寄与できたらというようなことをさせていただいたところでございます。これは直接為替とは関係ありませんが、いわゆる経営をされる方の銀行の借り入れ等に対する保証能力を高めていくという側面で作らせていただきました。そういうもんも大いに私どもの西予市の特徴としてご理解もいただいたらと思っておりますのでございます。

以上でございます。

議長 ほかに質疑はありませんか。  
岡山清秋君。

16番岡山清秋君 私は厚生常任委員会に属しております。したがって、この場でお尋ねをしておかないと私の所管では質疑ができないかもしれませんので、あえてこの場でお尋ねをさせていただきます。

といいますのは、この一般、補正いずれにしても、いつの場合も出てくるのが、どの款、どの項に出てくるのが職員の給与費というのが出てまいります。今西予市も合併して5年になりました。5年前を思い出してください。どなたかの一般質問の中に、職員のそれぞれの旧町時代の職員の給与の差があるということをご存じのとおりだと思んですけれども、その折5年前に、5年をめどに調整をすると言われたことを聞いたのは、私だけでしょうか。そう思っておりますけれども、この内容について今5年たちました。5年目に入りました。どのようになっているのか、現在の段階で調整ができたのか、横並びになったのか、どなたもが注目をされていることではなからうかと思います。答弁をいただきたいと思います。何か明確な明快な説明ができる書類があれば、見せていただいたらと思いますが、よろしくをお願いします。

議長 上甲総務課長。

上甲総務課長 岡山議員さんのほうの今5年目

を迎えての給与の調整はできておるのかというご質問でございますが、一応今の段階では、約8割程度の調整ができておるといふ段階でございます。

議長 岡山清秋君。

16番岡山清秋君 今の段階で8割ならば、5年目の今年度中には100%調整ができるんですか。

議長 上甲課長。

上甲総務課長 できるだけあと2割の分につきましては、早急に調整をする予定であります。

議長 岡山清秋君。

16番岡山清秋君 その件については、職員組合等々のほうには説明はされておるんですか、内容について。

議長 上甲総務課長。

上甲総務課長 今のところ、そういう組合のほうからの要求もございませんので、そのあとの2割の調整の行方というものについては、報告はいたしておりません。

議長 岡山清秋君。

16番岡山清秋君 できれば職員の方にも自分の今の給与がどうなるとるのか、明細見ればわかるわけですけれども、どのような段階になっておるのかということは知りたいはずでありますので、組合等々にも知らせてあげるべきではなからうかと思いますが。

議長 上甲総務課長。

上甲総務課長 今後は組合と十分連絡を密にして報告をしておきたいと思います。

議長 ほかに質疑はありませんか。  
元親孝志君。

10番元親孝志君 補正予算書の15ページですけども、財政調整基金繰入金という項目があります。ここで補正額が1億9,726万6,000円という数字が上がっておりますが、これは平成19年度の決算によって生じた黒字額の2分の1を財政調整基金に繰り入れるという、これは自治法の基準によって繰り入れられと思うんですが、ということは、まだ半分のお金は他の基金に繰り入れをされたいと思いますが、こういった基金に繰り入れをされておるのかということが1点ございます。

それから、先ほど二宮議員のほうから定額給付の質問がありまして、市長の見解は大変これに対して厳しい評価をされておりました。国とすれば、この不況を何とか乗り切りたいという思いでこういった施策をとられておるわけですが、西予市・三好市長がこういったものはつまらない施策であるというふうに言われるとすれば、西予市としても今何かできることをやる必要があるんじゃないかと。じゃあその財源はどうするか、これが私は埋蔵金じゃないかというふうに思っております。埋蔵金イコール基金だというふうに思っておりますが、今回の決算で、平成19年の決算で黒字が出たということは、行政の努力も当然評価いたしますが、その前段として、平成19年度の当初予算、大幅に削減をいたしました。そのことによって見込み以上の収入があったということで黒字が出ておるわけですから、この黒字に対しては、当然我々市民に還元されるべきタイミングじゃないかなというふうに思っております。そこで西予市の独自の地域活性化のための施策をひとつ三好市長にお願いをし、お示しをいただきたいと思っております。

議長 三好市長。

三好市長 今ほどの15ページの質問の財政調整基金の繰入金は、歳出が足りないんで歳入からの積立金を崩すということでありまして、今の質問はちょっとよくわかりかねます。

以上です。

議長 元親孝志君。

10番元親孝志君 わかりました。失礼いたし

ました。

今のこの項目はそれといたしまして、今私が言ったような結果は現実生じておるのではないかとと思うんですが、その点いかがですか。

議長 三好市長。

三好市長 ご案内のとおり、西予市の当初予算をつくるときに、歳出と歳入との計算をしたときに、実は歳入が足りません。したがって、当初予算から財調を取り崩しておるような今段階でございます。前年度のまた積み残し、使わなかったお金をまた財調に積み立てて、その財調からまた当初予算をつくる時に幾分かを繰り入れをしてやって、一生懸命やっておる段階でございますので、埋蔵金というほどのものは、私どもの西予市には、残念ながらありません。一生懸命そういうものをつくりながら、今後とも安定的な西予市の財源措置、財政措置をやっていきたいとこのように思っておるところでございます。

以上です。

議長 元親孝志君。

10番元親孝志君 わかりました。

そうすると、今回この不況に対して西予市独自でやれる施策は、今のところ検討できないということに尽きるわけではございませんか。

議長 三好市長。

三好市長 私は、先ほどの定額給付金の二宮議員の質問に対して根本的な税の原理等々含めてお話をしたところでありまして、これは国家に対してのあり方、国の税のあり方について述べさせていただいたところでございます。その中で言いましたとおり、国のほうに、やはり平成16年の三位一体の改革の中で交付税が5兆1,000億円減らされてきた。西予市もまず最初の年に7億円近くの影響を受けたということがあります。そういう中で、もう一度国のほうに私どもは訴えていきたいのは、その自主財源となります地方交付税をしっかりともう一度地方におろしていただく、それによって私どもはいろいろな対策ができる。今まで、例えばですよ、道路特定財源が今のような

一般財源化になった中で、今道路もなかなかつくられづらい状態になっておりまして、今は県のほうにも要望をしておるところでございますが、県もなかなかできない。私どもの市町村の道でさえそういう状況であります。そういう中で道路特定財源のしっかりした方向性、あるいは今言いました地方交付税のしっかりした方向性の中で私どものほうにごそっといただいたら、なお一層の景気対策ができると、そういう思いでありまして、したがって、国のほうに強くそのことを要望して、それにできた財源を景気対策として持っていきたい、このような考えでございます。

以上でございます。

議長 ほかに。

嶋川武文君。

11番嶋川武文君 11番嶋川ですが、先ほど産業建設関係でございますが、市長、地産地消の関係で、市長は先ほどの答弁で、もう西予市は地産地消はやっているというような答弁だったと私は理解しておりますが、これを例えば公共工事関係に置きかえますと、これも一種の地産地消でございますが、私の、これはこれに関しては、市長もちゃんとやっているとか、そういう答弁はしてないわけでございますが、多分食料関係でしょうけれども、私は公共工事でもどうも5年目に入る、合併してから様子を見ますと、恐らく、私も専門家じゃありませんから、よくわかりませんが、部長も入るかもしれませんが、課長が発注する、課長は発注しないんでしょうが、原案をつくる段階で、地産地消になってないんじゃないかと私は思っております。小さな金額でもおおよそ西予市外に発注するケースがかなりあるように聞き及んでおります。じゃあ具体的に出せと言われれば、今ここで私は答えられませんが、後で調べればわかることですが、そういうふうを感じるわけです。この辺を市長、僕はぜひともこういう関係も地産地消の観点からいきますと、ぜひともやってもらいたいと思うんです。もう極端な話ですね、新庁舎の建設は総務委員会ですから、これは例ですので、これは極端過ぎますが、設計でも私は西予市内の設計で可能だと聞いております。行政から見ると無理だとおっしゃるかもしれませんが、そういう観点から西予市の業者を育てるという意味か

らでも、僕はこれも地産地消につながることでと理解しておりますが、その辺のお答えを少しお願いしたいと思います。

議長 安藤産業建設部長。

安藤産業建設部長 嶋川議員の今の公共工事の地産地消という件でございますけれども、私ども職員それぞれ当然地元業者を使うようにということで、もちろん材料もそうですけれども、そういう方向で総合支庁の公共事業関係の課長、産業課、建設課それぞれでございますけれども、地産地消というか、地元業者に全部おろすということは、十分私は伝わっていると感じております。現に私ども選定委員会とかそういう委員会におきましても、それぞれ地元業者を優先して使うということに徹しておりますので、そのような方向であると私は考えております。

議長 嶋川武文君。

11番嶋川武文君 今部長の答弁ですが、これは市長、現実と違いますよ、多少。部長は立場上そういうふうに話とか指示はしておることは確かですが、僕の知る限り、そうじゃないと思います。これはもう機会あるごとに課長各位に徹底していただきたいと私は思っております。

以上です。再度質疑やから答弁要りますな、お願いします。

議長 三好市長。

三好市長 今部長が答えたのが、私どもの基本的な考えで、地元のできるものは地元でやっていきたいというのは基本的に思っておるところであります。これは入札制度と非常にかかわってきます。だから一般競争入札と指名競争入札という一つのことで考えた場合においては、いわゆる一般競争入札でやるものについては、一般競争入札にするという一つの基本原則があるわけでありまして、しかしながら、指名競争入札については、地元を優先してやることについては、今も今後も流れをつくっていききたい、このように思っておるところでございます。

以上です。

議長 ほかに質疑はございませんか。

小野正昭君。

6番小野正昭君 午前中の一般質問にちょっと言い足りなかったのでつけ加えて申し上げますが、当初の予算は私は持っておりませんのでわかりませんが、どうも私の考えといえますか、見方によると、職員の出張研修のいわゆる予算が少ないのではないかなというふうな気がしてなりません。先ほど一般質問にも申し上げましたように、やはり職員は西予市の頭脳であり宝なんです。やはりそういう職員をどしどし研修出張をさせて、そしてそういう職員の向上をするのが、西予市の私は財産だと思います。ですんで、不用額を残さないように、どしどしこれからの予算化を進めていっていただきたいのと、この辺どうなっているのか、市長の考えをお聞きをいたしておきます。

議長 暫時休憩をいたします。(休憩 午後2時03分)

議長 再開をいたします。(再開 午後2時04分)

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(日程5)

議長 次に、日程第5、議案第132号「平成20年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)」から議案第141号「平成20年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第1号)」までの10件を一括議題といたします。

これより議案第132号から議案第141号までの10件に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(日程6)

議長 次に、日程第6、議案第142号「西予市営土地改良事業の施行について」を議題といたします。

本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 ただいま議題となっております議案20件については、お手元に配付いたしております各常任委員会付託表のとおり、各常任委員会に付託

いたしたいと思えます。

(日程7)

議長 次に、日程第7、陳情第5号「ミニマムアクセス米の輸入停止を求める陳情について」及び陳情第6号「(旧)城川町森林組合事務所及び現西予市森林組合城川支所の建物賃借に関する陳情について」の2件を一括議題といたします。

この陳情につきましては、お手元に配付いたしております陳情文書表のとおり、各常任委員会に付託いたしたいと思えます。

各常任委員会においては、各議案並びに陳情について十分に審査を行い、最終日の本会議において、常任委員会の審査の経過と結果について、各常任委員長の報告を求めることといたします。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

次回は12月16日午後2時より会議を開きません。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後2時07分

平成20年第4回西予市議会定例会会議録(第3号)

- 1.招集年月日 平成20年12月16日  
 1.招集の場所 西予市議会議場  
 1.開 議 平成20年12月16日  
 午後2時00分  
 1.閉 会 平成20年12月16日  
 午後3時25分

1.出席議員

- 1番 兵頭 竜  
 2番 二宮 一郎  
 3番 兵頭 学  
 4番 明智 祥勝  
 5番 井上 勲  
 6番 小野 正昭  
 7番 松山 清  
 8番 宇都宮 明宏  
 9番 松島 義幸  
 10番 元親 孝志  
 11番 嶋川 武文  
 12番 沖野 健三  
 13番 森川 一義  
 14番 藤井 朝廣  
 15番 浅野 忠昭  
 16番 岡山 清秋  
 17番 酒井 宇之吉  
 18番 兵頭 勇  
 19番 山本 昭義  
 20番 梅川 光俊  
 21番 菊地 ミスギ  
 22番 大竹 忠盛  
 23番 二宮 元  
 24番 坂本 隆重

1.欠席議員

なし

1.地方自治法第121条により

説明のため出席した者の職氏名

- 市 長 三好 幹二  
 副 市 長 別宮 静  
 教 育 長 森 英二  
 公営企業部長 九鬼 則夫  
 会計管理者 角藤 和幸  
 総務企画部長 清水 忠夫  
 産業建設部長 安藤 芳夫  
 生活福祉部長 炭倉 貞明

- 教 育 部 長 森 精一  
 明浜総合支所長 高岡 和廣  
 野村総合支所長 西田 光和  
 城川総合支所長 清水 享司  
 三瓶総合支所長 芝 則重  
 消防本部消防長 中野 竹夫  
 総務課長 上甲 憲章  
 財政課長 河野 敏雅  
 企画調整課長 上田 甚正

1.本会議に職務のため出席した者の職氏名

- 事務局 長 岩本 明定  
 議事係 長 井上 千浪

1.議事日程

- 1.会議に付した事件 別紙のとおり  
 1.会議の経過 別紙のとおり

議 事 日 程

- 1 議案第123号 西予市大野ヶ原集落環境  
 管理施設条例制定につ  
 いて  
 議案第124号 西予市道路占用料徴収条  
 例の一部を改正する条例  
 制定について  
 議案第125号 西予市税条例の一部を改  
 正する条例制定について  
 議案第126号 西予市衛生センター条例  
 の一部を改正する条例制  
 定について  
 議案第127号 西予市デイサービスセン  
 ター条例の一部を改正す  
 る条例制定について  
 議案第128号 西予市特別養護老人ホー  
 ム条例を廃止する条例制  
 定について  
 議案第129号 西予市軽費老人ホーム条  
 例を廃止する条例制定に  
 ついて  
 議案第130号 西予市居宅介護支援事業  
 所設置条例を廃止する条  
 例制定について  
 議案第131号 平成20年度西予市一般  
 会計補正予算(第3号)

議案第 1 3 2 号 平成 2 0 年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号)

議案第 1 3 3 号 平成 2 0 年度西予市老人保健特別会計補正予算(第 3 号)

議案第 1 3 4 号 平成 2 0 年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 3 号)

議案第 1 3 5 号 平成 2 0 年度西予市介護保険特別会計補正予算(第 3 号)

議案第 1 3 6 号 平成 2 0 年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第 3 号)

議案第 1 3 7 号 平成 2 0 年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第 3 号)

議案第 1 3 8 号 平成 2 0 年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算(第 3 号)

議案第 1 3 9 号 平成 2 0 年度西予市上水道事業会計補正予算(第 3 号)

議案第 1 4 0 号 平成 2 0 年度西予市病院事業会計補正予算(第 2 号)

議案第 1 4 1 号 平成 2 0 年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第 1 号)

議案第 1 4 2 号 西予市営土地改良事業の施行について

陳情第 5 号 ミニマムアクセス米の輸入停止を求める陳情について

陳情第 6 号 (旧)城川町森林組合事務所及び現西予市森林組合城川支所の建物賃借に関する陳情について

追加 議案第 1 4 3 号 西予市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

議案第 1 4 4 号 西予市情報基盤整備事業第 1 期伝送路施設整備工事請負契約について

議案第 1 4 5 号 西予市情報基盤整備事業第 1 期センター施設整備工事請負契約について

意見書案第 6 号 ミニマムアクセス米の輸入停止を求める意見書(案)の提出について

本日の会議に付した事件

1 議案第 1 2 3 号 西予市大野ヶ原集落環境管理施設条例制定について

議案第 1 2 4 号 西予市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について

議案第 1 2 5 号 西予市税条例の一部を改正する条例制定について

議案第 1 2 6 号 西予市衛生センター条例の一部を改正する条例制定について

議案第 1 2 7 号 西予市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例制定について

議案第 1 2 8 号 西予市特別養護老人ホーム条例を廃止する条例制定について

議案第 1 2 9 号 西予市軽費老人ホーム条例を廃止する条例制定について

議案第 1 3 0 号 西予市居宅介護支援事業所設置条例を廃止する条例制定について

議案第 1 3 1 号 平成 2 0 年度西予市一般会計補正予算(第 3 号)

議案第 1 3 2 号 平成 2 0 年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号)

議案第 1 3 3 号 平成 2 0 年度西予市老人保健特別会計補正予算(第 3 号)

議案第 1 3 4 号 平成 2 0 年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 3 号)

議案第 1 3 5 号 平成 2 0 年度西予市介護保険特別会計補正予算(第 3 号)

- 議案第 1 3 6 号 平成 2 0 年度西予市農業  
集落排水事業特別会計補  
正予算(第 3 号)
- 議案第 1 3 7 号 平成 2 0 年度西予市公共  
下水道事業特別会計補正  
予算(第 3 号)
- 議案第 1 3 8 号 平成 2 0 年度西予市簡易  
水道事業特別会計補正予  
算(第 3 号)
- 議案第 1 3 9 号 平成 2 0 年度西予市上水  
道事業会計補正予算(第  
3 号)
- 議案第 1 4 0 号 平成 2 0 年度西予市病院  
事業会計補正予算(第 2  
号)
- 議案第 1 4 1 号 平成 2 0 年度西予市野村  
介護老人保健施設事業会  
計補正予算(第 1 号)
- 議案第 1 4 2 号 西予市営土地改良事業の  
施行について
- 陳情第 5 号 ミニマムアクセス米の輸  
入停止を求める陳情につ  
いて
- 陳情第 6 号 (旧)城川町森林組合事  
務所及び現西予市森林組  
合城川支所の建物賃借に  
関する陳情について
- 追加 議案第 1 4 3 号 西予市国民健康保険条例  
の一部を改正する条例制  
定について
- 議案第 1 4 4 号 西予市情報基盤整備事業  
第 1 期伝送路施設整備工  
事請負契約について
- 議案第 1 4 5 号 西予市情報基盤整備事業  
第 1 期センター施設整備  
工事請負契約について
- 意見書案第 6 号 ミニマムアクセス米の輸  
入停止を求める意見書  
(案)の提出について

開議 午後 2 時 0 0 分

議長 ただいまの出席議員は 2 4 名でありま  
す。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあると  
おりであります。

炭倉生活福祉部長。

炭倉生活福祉部長 元親議員から提出依頼があ  
りました各施設の食数及び材料費の状況を調査し  
お手元に配付しておりますので、よろしく願い  
いたします。

なお、この調査は、平成 1 9 年度実績によるも  
のです。

以上、報告とさせていただきます。

( 日程 1 )

議長 日程第 1、議案第 1 2 3 号「西予市大野  
ヶ原集落環境管理施設条例制定について」から議  
案第 1 4 2 号「西予市営土地改良事業の施行につ  
いて」までの 2 0 件と陳情 2 件を一括して議題と  
いたします。

各委員会における審査の経過と結果について各  
常任委員長の報告を求めます。

まず、宇都宮総務常任委員長の報告を求めま  
す。

宇都宮総務常任委員長。

宇都宮明宏総務常任委員長 総務常任委員会の  
報告を申し上げます。

去る 1 2 月 4 日の本会議におきまして、当常任  
委員会に付託されました議案 2 件に対し、1 2 月  
5 日から委員会審査並びに所管事務調査研究を行  
いました。

審査の結果は、お手元に配付の委員会審査報告  
書のとおりであり、全議案を原案のとおり全会一  
致で可決いたしました。

なお、当委員会では、付託されました議案を総  
括するため、市長並びに教育長との懇談会を行  
いました。

議案審査と所管事務調査並びに懇談会の中で、  
委員より出された特徴的な意見、それに対する回  
答について概要を抜粋して報告申し上げます。

初めに、議案第 1 3 1 号「平成 2 0 年度西予市  
一般会計補正予算(第 3 号)」の総務課所管の一

般管理費における退職手当組合負担金に関連して、平成17年度から導入された早期退職制度により、生涯人件費と比較すると、今年度末累計で約9億200万円の削減が図られているとの報告がありました。

また、本庁支所方式により本庁集中になっていく中で、支所内の課長等の配置については問題ないかとの質問に対し、総合支所における現在の6課体制を4課体制にする方向を考えているが、配置的には心配はないとの説明がありました。

新庁舎建設に関連しましては、調査研究のため補正予算に係る議案だけでなく、時間をとって全体の範囲で審査をしました。

まず、起債対象事業費についての説明を求めたところ、合併特例債を充当して行う庁舎建設は、県内でも例がないため、高知県四万十市に研修に出向くなどし研究を重ねていく中で、設備附帯工事に係る工事費を起債対象に含めるとの考えが固まり、10月末段階での概算事業費の算出とともに、県との協議で起債対象事業費の確認ができたとの説明がありました。

次に、建設資材単価の変動における今後の対応についての質問に対し、現在は本年6月時点の単価であるが、今後は実施設計の中で実勢価格等の反映に努めたいとの説明がありました。

これら新庁舎建設に関しては、当委員会で調査研究した中、基本設計案については承認すべきものと決定しました。

なお、市長との懇談の中で、実施設計に向けて西予市産材の利用増加を検討されたいとの委員からの意見に対し、組み入れる体制を十分検討していきたいとの回答がありました。

続いて、ケーブルテレビ事業に関連して、加入しやすくするためにも、生活弱者に対する支援策を検討すべきではないかとの意見に対し、検討中であるが、加入金の5万7,750円からキャンペーン期間中の1万5,000円の値引きだけでなく、さまざまな世帯の状況を調査し、負担のかけられない方策を研究中との説明がありました。

学校再編問題関連では、今回実施された地元説明会は、意見、要望を聞く会であったが、今後は子供たちのためにはどうしたらいいかということを中心に考え、教育委員会としての方向性を出すべきではないかとの意見に対し、12月末までに教育委員会としての案を作成し、市長に報告をす

るとともに、議会に説明を行った後にスタッフをそろえて再度住民説明会を全地区で開催するとの説明がありました。

また、学校再編に関連する校舎の建てかえ等の問題に対して、国の補助はどうなっているかとの質問に対し、現在公表できる段階ではないが、条件がある中で補強、改築どちらにおいても市の負担がかなり少なくなる方向であるとの連絡を受けているとの説明がありました。

以上、今定例会で付託されました議案の審査概要について申し上げましたが、適切にご審議、ご決定を賜りますようお願い申し上げ、総務常任委員会の報告を終わります。

平成20年12月16日、総務常任委員会委員長宇都宮明宏。

議長 次に、酒井厚生常任委員長の報告を求めます。

酒井厚生常任委員長。

酒井宇之吉厚生常任委員長 厚生常任委員会の報告を申し上げます。

当委員会に審査を付託されました議案14件につきましては、12月5日と8日の両日、担当部課長の出席を得まして委員会を開催し審査を行いました。

審査の結果は、お手元に配付の委員会審査報告書のとおりで、いずれも原案可決した次第でございます。

審査の過程におきまして質疑のありました事項につきましては、その概要を報告を申し上げます。

初めに、議案第126号「西予市衛生センター条例の一部を改正する条例制定について」であります。東部衛生センターはキログラム、西部衛生センターはリットルでの重さと容量による料金設定はどのようにしたかの質疑がありました。今回の改正は、両センターの施設使用料を統一するため、段階的に見直そうとするものであります。現在、東部衛生センターはバキューム車を計量し、その重さで使用料をいただいております。

また、西部衛生センターの場合は、計量器の故障のため、搬入車両の積載タンク容量でいただいております。ちなみに、東部衛生センターは10キログラムにつき16円34銭、西部衛生センタ

ーは18リットルにつき20円に改正するもの  
あります。

なお、生し尿の比重を1.02とした場合、東  
部衛生センターは18リットルにつき30円にな  
りますとの答弁でございました。

続いて、市長のマニフェストにあった新施設の  
予定はいつかのという質疑に対しまして、平成2  
1年度より新施設の整備に向け整備計画等の事業  
に取り組む考えであるとの答弁でございました。

議案第127号「西予市デイサービスセンター  
条例の一部を改正する条例制定について」、なお  
議案第128号「西予市特別養護老人ホーム条例  
を廃止する条例制定について」、そして議案第1  
29号「西予市軽費老人ホーム条例を廃止する条  
例制定について」の3議案は、関連性があるとい  
うことで一括で審議することといたしました。

民営後の市のかかわりについて、議会の審議に  
ついての質疑があり、広域的利用が可能な施設、  
特別養護老人ホーム等につきましては、愛媛県が  
事業所の指定、指導監査を行い、地域密着型の施  
設、市民のみが利用可能な施設につきましては、  
当該市長が行うことと制度上定められており、不  
正や違反事項に応じた改善勧告、改善命令、指定  
効力の一部または全部停止、指定取り消しの行政  
指導、行政処分ができることになっています。そ  
して、介護保険委託業務等のかかわりがあるとい  
うことでございました。議会の審議は必要でなく  
なりますが、補助金等の支出が生じた場合につい  
ては、議決が必要になるとの答弁でございました。

民営化した場合、職員の身分保障はどのよう  
になっているかの質疑では、職員との意思の確認を  
した結果、41人中26名は法人希望、15名は  
市に残る、臨時職員におきましては、18名中3  
名退職、15名は法人希望で、市職員の15名の  
異動先につきましては、確保しているとの答弁で  
ございました。

各法人の役員構成の説明を求め、議会議員の役  
員就任についての考えをただしましたところ、市  
としては命令はできないが、今後各法人会の理事  
会で対応していただけるものとの答弁でした。

そして、譲渡対象となる施設の起債償還状況に  
ついての質疑がありまして、償還残につきまして  
は、引き続き市の償還になるとの答弁でございま  
した。

議案第131号「平成20年度西予市一般会計  
補正予算(第3号)」の当委員会の所管分につき  
審議をいたしました。

市の指定ごみ袋の作製はどこ業者が落札した  
のか。ごみステーションのかご購入に対して、補  
助する考えはあるのかとの質疑に対しまして、市  
内宇和町の業者が落札しており、ごみステーシ  
ョンは市内に約700カ所あり、これらの購入、維  
持管理は自治会で行っていただいております。今  
後も市の財政事情を考慮した場合、自治会で購  
入、管理していただきたいとの答弁でした。

H5N1型新インフルエンザに対するマスク等  
の購入などの対策はできているのかの質疑に対し  
まして、新型インフルエンザの対策については、  
関係課と協議の上、検討していきたいとの答弁で  
ございました。

クアテルメ宝泉坊のメタンガス濃度測定手数料  
5万8,000円は、指定管理者が負担すべきで  
はないかの質疑に対しましては、10月1日から  
の温泉法の改正により、源泉管理者が市であるた  
め、市が負担するものであります。指定管理者施  
設につきましては、今後とも経費節減を図るとと  
もに、効率的な運営管理を行うよう指導してまい  
りますとの答弁でございました。

議案第132号「平成20年度西予市国民健康  
保険特別会計補正予算(第3号)」でございま  
すが、資格証明を交付している世帯では、病院で治  
療したときの負担が10割になることから、子供  
が病気になった場合、診察を受けにくくなること  
が考えられるが、市としての対応を考えているの  
かの質疑があり、そのようなケースが社会問題と  
なっており、市としては、県下の動向を見て考え  
たいとの答弁でした。

国保会計の将来の見通しはどうかの質疑に  
対しまして、大変厳しい会計状況であり、国保税  
の見直しにつきましては、平成21年度において  
関係機関と検討していきたいという答弁でござい  
ました。

議案第134号「平成20年度西予市後期高齢  
者医療特別会計補正予算(第3号)」につきまし  
ては、後期高齢者制度の見直しがなされているよ  
うだが、市民に対して周知をしているかの質疑に  
対して、年金天引きは強制ではなく、任意になる  
見込みですが、もろもろにつきましては、まだ詳  
しく国の方針が決まっていないため、決定してか

ら早急に市民の皆様へ周知したいとの答弁でございました。

議案第138号「平成20年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)」、議案第139号「平成20年度西予市上下水道事業会計補正予算(第3号)」について、両議案の説明の中で、繰上償還による簡易水道で昨年と本年度で約3,800万円、上水道でも1億4,000万円の節約が見込まれるという説明に対して、見込まれる金額はどのように対応されるのかと質疑に対して、これは長期的に公債費負担額が軽減されることになるもので、今後の水道事業の健全経営に効果があらわれてくるものであるとの答弁でございました。

議案第140号「平成20年度西予市病院事業会計補正予算(第2号)」につきまして、燃料費の補正内容の詳しい説明の質疑があり、今回不足額は本年夏場に燃料が高騰し、年間の予算が不足の見込みのためとの答弁でした。

また、意見として、燃料納入業者の選定については、市外業者の見積もり等なども参考にし、厳しく入札を行い、経費節減に努力するよう発言がありました。

以上、慎重に審査いたしましたので、報告いたします。

平成20年12月16日、厚生常任委員会委員長酒井宇之吉。

議長 次に、元親産業建設常任委員長の報告を求めます。

元親産業建設常任委員長。

元親孝志産業建設常任委員長 産業建設常任委員会審査報告書。

去る12月4日の本会議において、当委員会に審査を付託されました議案6件、陳情2件について、12月5日に審査を行いました。

審査の結果は、お手元に配付の委員会審査報告書のとおり、いずれも原案可決決定いたしました。

議案、陳情の審査並びに所管事務事業の調査の中で、委員会から特に強い意見、要望、さらに調査結果について概要を取りまとめご報告を申し上げます。

初めに、議案第131号「平成20年度西予市

一般会計補正予算(第3号)」のうち、農林水産課所管分の質疑の中で、委員より、水産業の現状について報告がありました。特に明浜町における養殖業については、真珠の需要低下による販売不振、またタイ、ハマチ、ヒラメ等の養殖業においては、飼料の高騰、円高による輸入業の増加によって価格が大幅に下落しており、想像以上に厳しい経営を強いられております。

また、愛媛県下では、漁業協同組合の統廃合が進んでおり、明浜漁協においても八幡浜漁協との合併が議論されております。

しかし、合併には負債の整理が条件であるため、組合内で返済の長期計画を立て、県漁連と協議がなされているところであります。組合長からも返済に対する利子補給の陳情が当委員会にありました。委員会としては、厳しい漁協の現状を理解し、西予市としてもできる範囲の支援をさせていただきますよう強く要望いたします。

同じく議案第131号「平成20年度西予市一般会計補正予算(第3号)」のうち、商工観光課所管分の質疑の中で、玉春日引退記念事業費補助金140万円についてであります。申し上げるまでもなく元関脇玉春日が、9月28日体力の限界を理由に日本相撲協会へ引退届を提出され、翌日の持ち回り理事会で年寄り楯山の襲名が承認されました。今後は片男波部屋つきの親方として後進の指導に当たるといふこととあります。玉春日関は、幕内力士として平成8年から平成20年秋場所までの13年間、西予市の期待を一心に背負って頑張っていただきました。西予市としても玉春日関の健闘をたたえ、有終の美を飾っていただきたいと、所管の委員会といたしましても強く希望するものであります。

あわせて2月には乙亥会館において、また5月30日には東京の国技館において引退セレモニー及び断髪式がとり行われます。多くの方の参加を心から期待するものであります。

次に、議案第137号「平成20年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)」において、今後下水道事業特別会計が経営の健全性を確保するためには、供用を開始した工区において、どれだけの世帯数が加入していただけるのかにかかっています。宇和・野村処理区において、それぞれ独自の加入促進に努力をいただいていることは十分に認めながらも、さらなる努力を期待し

たいとの意見がありました。参考までに現時点での加入率は、宇和・野村を平均すれば約50%であります。

次に、陳情第5号「ミニマムアクセス米の輸入停止を求める陳情について」は、採択といたしました。

採択の理由については、今回の一連の汚染米事件については、もともと必要でなかった輸入米を年間77万トンも輸入は義務だとする理由で輸入したことにより処理に困り行き場を失い、事件に結びついたものと考えられます。食の安全・安心の確保のため、信用を回復する上においても輸入を停止して、違った方法で国際貢献できる手段を検討すべきであるという考えで採択と決定いたしました。

次に、陳情第6号「(旧)城川町森林組合事務所及び現西予市森林組合城川支所の建物賃借に関する陳情について」も採択と決定いたしました。

陳情書にも記載されているように、長引く森林不況によって組合も大変厳しい経営環境を強いられているのは、9月の委員会所管事務事業調査で確認をしてきたところであります。今回正式に建物を森林組合から西予市に譲渡することを機に、一連の陳情案件について陳情のとおり善処していただきたいと委員会からも強く要望いたします。よって、陳情を採択決定といたしました。

次に、会期中の所管事務事業の調査について報告をいたします。

産業建設常任委員会では、12月8日と9日の2日間にわたって、野村町カロト温泉の指定管理者制度についてと久万高原町の林業活性化プロジェクトの組織運営について調査を実施いたしました。

初めに、野村町カロト温泉の指定管理者制度について報告をいたします。

野村町カロト温泉の指定管理者は、現在西予市商工会が指定管理者となって管理運営を行っていただいております。契約期限が来年3月31日になっていることから、次年度以降どうするのか、西予市商工会会長及び事務局、そして西予市商工会野村支部の理事の出席をいただき、経営の実態、経営努力、将来の目標等について意見を求めました。これらの調査結果において、野村町の理事の方々には強い危機意識があり、積極的な営業

努力をしている実態がわかりました。委員会の結論としては、今後さらなる営業努力はもちろんのこと、経営者としての自覚を持ち、市民の満足度を高めるよう西予市商工会に要望をいたしました。

また、今後カロト温泉を継続していくためには、施設の構造上、入浴者数には限界があり、市からの委託料は最低限必要であることを認めました。

しかし、指定管理者である以上、行政に甘えるのではなく、独立採算という基本を再認識した上でしっかりとした管理運営をしていただきたいとします。同時に、行政においても、任命権者としての責務を果たしていただきますよう要望いたします。

次に、久万林業活性化プロジェクトの視察について報告をいたします。

今回の視察の目的は、林業行政において全国でも先端に行く久万森林組合の組織機構について学ぶことを目的といたしました。西予市の林業は、ここ近年の価格低迷によって経営が一段と厳しくなっております。また、高齢化に伴い後継者育成が大変厳しくなっております。

また一方では、地球温暖化で森林が持つ多面的機能について改めて再評価を受けている現状であります。このような状況の中で、行政の役割と森林の管理運営を行っていただいている西予市森林組合、株式会社エフシー、林業研究グループの事業体との役割分担をどのように明確化すればいいのか研修を行いました。

研修の成果として、久万森林組合が行っているように、行政が先頭に立って担当職員を配置して、造林業に対する積極的な国・県の補助の確保及び将来の展望を描いていくべきではないかという結論に達しました。

また、その上で各事業体のすみ分けを明確にして、行政と事業体が一体となって取り組むべきではないかと結論づけました。基幹産業としての林業に対し、行政のリーダーシップに期待するものであります。

以上で産業建設常任委員会の報告を終わります。

平成20年12月16日、産業建設常任委員会委員長元親孝志。

議長 以上で各委員長の報告は終わりました。

これより各委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 以上で質疑を終結いたします。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

まず、議案第123号「西予市大野ケ原集落環境管理施設条例制定について」を採決いたします。

ただいまの委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席願います。

起立全員であります。よって、議案第123号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第124号「西予市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について」から議案第130号「西予市居宅介護支援事業所設置条例を廃止する条例制定について」までの7件を一括採決いたします。

ただいまの委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第124号から議案第130号までの7件は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第131号「平成20年度西予市一般会計補正予算(第3号)」を採決いたします。

ただいまの委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席願います。

起立全員であります。よって、議案第131号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第132号「平成20年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)」から議案第141号「平成20年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第1号)」までの10件を一括採決いたします。

ただいまの委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席願います。

起立全員であります。よって、議案第132号から議案第141号までの10件は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第142号「西予市営土地改良事業の施行について」を採決いたします。

ただいまの委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席願います。

起立全員であります。よって、議案第142号は原案のとおり決定いたしました。

次に、陳情第5号「ミニマムアクセス米の輸入停止を求める陳情について」及び陳情第6号「(旧)城川町森林組合事務所及び現西予市森林組合城川支所の建物賃借に関する陳情について」の2件を採決いたします。

まず、陳情第5号は、ただいま委員長報告のとおり採択することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、陳情第5号は採択することに決定いたしました。

次に、陳情第6号は、ただいまの委員長報告のとおり採択することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、陳情第6号は採択とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。(休憩 午後2時36分)

議長 再開をいたします。(再開 午後2時50分)

お諮りいたします。

ただいま市長から提出されました議案第143号「西予市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について」から議案第145号「西予市情報基盤整備事業第1期センター施設整備工事請負契約について」までの3件と意見書案第6号を本日の日程に追加し、議題といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件を本日の日程に追加し、議題とすることに決定いた

しました。

(追加)

議長 まず、追加日程第1、議案第143号「西予市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

炭倉生活福祉部長。

炭倉生活福祉部長 議案第143号「西予市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、平成21年1月1日に創設される産科医療補償制度にあわせ、健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行により、出産育児一時金の引き上げを定めるものであります。

産科医療補償制度は、分娩に係る医療事故により脳性麻痺となった小児及びその家族への経済的負担を速やかに補償するとともに、紛争の防止、早期解決や事故の分析、再発防止を目的とするものとなっております。分娩時における医療事故は、医師の過失の有無の判断が難しいことから、裁判で争われる傾向が強く、訴訟リスクの高さからも産科医不足の理由と見られているため、この制度により安心して産科医療を受けられる環境整備を行うとともに、分娩に係る医療事故により脳性麻痺となった方に対して3,000万円の補償金を支払うこととなっております。その保険料として分娩機関は1分娩当たり3万円を支払う必要があることから、妊婦へのお産費用増加が懸念されるため、出産育児一時金を現行の35万円から38万円に引き上げるものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 暫時休憩をいたします。(休憩 午後2時54分)

議長 再開をいたします。(再開 午後3時03分)

理事者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

酒井宇之吉君。

17番酒井宇之吉君 この案件につきまして、多分少子化対策の国の政策の緊急上程の案件

の改正だと思いますが、西予市における少子化対策というものを市長どのように考えておられますか。この際でございますので、お聞きさせていただきたいと思えます。

議長 三好市長。

三好市長 それでは、酒井議員の質問についてお答えさせていただきます。

少子化対策、今ほどは国のほうの出産に対する対策について施行令の改正に伴って3万円の追加をすると、35万円から38万円にするということでございますが、国のほうもご案内のとおり、45万円ぐらいまで今後ふやそうかなというような案が出ております。非常に私どもとしてもありがたいことでもあります。そういうことを受けながら、まず私どもの西予市においては、今出産が非常に少ない、いわゆる200人台の後半、真ん中から後半ぐらいの段階でありまして、出産ができる前段として、やはり結婚対策等々も踏まえながら出産を控えたお母さん方等々の、何ていいますか、この議会にも出ておりましたとおり、検査っていいですか、ああいうのもふやして無料化をなるべくしていくような体制づくり、それから後の子育て支援については、なお一層努めていきたい、このような考えであります。

以上、回答をさせていただきます。

議長 ほかに質疑はございませんか。  
小野正昭君。

6番小野正昭君 議案第143号の件について、ちょっと確認をしたいのでお聞きをいたしますが、先ほど3万円を上限というふうなことで書いておられますけれども、上限ということは、3万円が限度であって、1円から3万円までの間を指すのか、あくまでも3万円言い切りなのか、それによって解釈が変わってくると思いますが、その辺の解釈をお聞きしたらと思えます。

議長 炭倉生活福祉部長。

炭倉生活福祉部長 3万円であります。

議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 質疑を終結とします。

お諮りいたします。

議案第143号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なし認め、そのように決定いたしました。

これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 討論を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第143号「西予市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について」は原案のとおり決定をすることに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席願います。

起立全員であります。よって、ただいまの議案第143号は原案のとおり決定いたしました。

(追加)

議長 次に、追加日程第2、議案第144号「西予市情報基盤整備事業第1期伝送路施設整備工事請負契約について」及び議案第145号「西予市情報基盤整備事業第1期センター施設整備工事請負契約について」の2件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

清水企画総務部長。

清水総務企画部長 議案第144号「西予市情報基盤整備事業第1期伝送路施設整備工事請負契約について」提案理由のご説明を申し上げます。

西予市情報基盤整備事業におきましては、市内の難視聴の解消及び高速通信網の整備を目的とし、平成22年度の完成を目指して、センター設備としまして、情報の送受信機の設置及びスタジオ設備の整備、伝送路の整備としまして光ファイバーを敷設するものであります。

伝送路施設整備工事は、宇和地区と野村地区の中心部において光ファイバー指示材料及びクロージャ類の敷設などの伝送路整備を発注するもので、去る11月28日に一般競争入札を行い、四電エンジニアリング株式会社松山支店宇和島事業

所、所長宮本彰一郎氏と工事請負金額1億2,390万円で工事請負仮契約を締結いたしました。本契約につきましては、予定価格が議決要件を超える2億790万円でありますので、議会の議決を求めるものであります。

続きまして、議案第145号「西予市情報基盤整備事業第1期センター施設整備工事請負契約について」提案理由のご説明を申し上げます。

本工事は、先ほどご説明いたしました情報基盤整備事業において、宇和地区と野村地区のセンター施設整備としまして、スタジオ施設、情報送受信機及び監視装置等の設備の整備を発注するもので、去る11月28日に一般競争入札を行い、四国通建株式会社宇和島営業所、所長越智伸一氏と工事請負金額5億516万5,500円で工事請負仮契約を締結したので、議会の議決を求めるものであります。

以上、2議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 理事者の説明は終わりました。

これより2件に対する一括質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第144号及び議案第145号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 討論を終結といたします。

これより採決を行います。

採決は議案ごとに行います。

お諮りいたします。

まず、議案第144号「西予市情報基盤整備事業第1期伝送路施設整備工事請負契約について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席願います。

起立全員であります。よって、議案第144号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第145号「西予市情報基盤整備事業第1期センター施設整備工事請負契約について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席願います。

起立全員であります。よって、議案第145号は原案のとおり決定いたしました。

(追加)

議長 次に、追加日程第3、意見書案第6号「ミニマムアクセス米の輸入停止を求める意見書(案)の提出について」を議題といたします。

事務局長に朗読いたさせます。

岩本事務局長 ミニマムアクセス米の輸入停止を求める意見書(案)。

米穀加工販売会社三笠フーズに端を発した、いわゆる汚染米の食用への転用事件は、食の安全・安心をおどかす許されない事件です。その影響は各地の学校給食や病院、福祉施設まで及びとどまるところを知りません。この事件はもうけのためなら国民の命も健康も顧みない一部企業と事故米穀を主食用として卸売業者に売却する場合の処理方法を定め、食用売却を容認してきた政府・農水省の責任です。

この事件の背景に国民に需要のないミニマムアクセス米、MA米を年間77トンも輸入は義務だとして輸入し続けてきたことがあります。そのため、食品の輸入検査で問題があれば、輸出国に戻すか廃棄処分すべきところを食用に切りかえてでも輸入実績を積み上げてきました。しかも政府は、規制緩和の一環として、米流通を原則自由化してきました。このことも今回の事件を引き起こし、かつ全容解明を困難にしている理由です。

これ以上、日本が不必要なMA米の輸入を継続することは、国際的な穀物価格の高騰に加担し、途上国の食糧を奪うこととなります。国内では生産過剰が米価下落の原因であるとして、4割もの生産調整が拡大されていることからしても、MA米の輸入は許されるものではありません。政府は輸入があたかもWTO農業協定上の義務であるかのように言いますが、本来輸入は義務ではなく、

輸入機会の提供にすぎません。99年11月の政府答弁、事実2007年度最後の入札、ことしの4月では、価格高騰で初めて不落札となり、最低輸入義務を果たせませんでした。どこの国からも義務違反の声は上がっていません。よって、国におかれては、食の安全・安心の確保と世界の食糧危機解決、国内農業を守るため、下記の事項について強く要望します。

記。

1、ミニマムアクセス米の輸入を停止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年12月16日、愛媛県西予市議会。

提出先、衆議院議長河野洋平、参議院議長江田五月、内閣総理大臣麻生太郎、農林水産大臣石波茂。

以上であります。

議長 ただいま議題となっております本案は、会議規則第37条第2項の規定により提案理由の説明を省略することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 討論を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

意見書案第6号を決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席願います。

起立全員であります。よって、意見書案第6号は原案のとおり決定いたしました。

以上で全日程を終了いたしました。

三好市長から定例会閉会のごあいさつがありません。

三好市長。

三好市長 平成20年第4回西予市議会定例会の閉会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

去る12月3日から開会いたしました本定例会におきましては、議員各位には、本会議並びに各常任委員会を通じまして慎重なご審議を賜り、衷心から敬意と感謝の意を表する次第でございます。

おかげをもちまして、平成20年度一般会計補正予算を初め、多数の重要案件につきましていずれも原案のとおりそれぞれ可決いただくことができました。特に庁舎建設事業関連の案件につきましては、基本設計のご承認や仮庁舎改修工事費の補正予算を可決いただきましたことに重ねてお礼を申し上げる次第でございます。

また、このたびさまざまな角度からご意見、ご質問がありましたが、私は改めて人には顔形が違うように、いろいろな考え方、とらえ方があることを再認識した次第でございます。

また、今までの事業推進の過程において、十分説明をしながら、そして審議を重ねてきたつもりでございますが、今回の質問等を受け、まだ説明の手法に工夫が必要かなど、自問自答を繰り返しておりますとともに、これからの本格的な事業推進に当たっては、さらに慎重かつ詳細にご説明、ご報告を申し上げてまいりたいと存じますので、何とぞご協力を賜りますようお願い申し上げます。

ことしも残すところ半月足らずとなりました。この1年を振り返りますと、4月には市政運営の大きな節目である市長並びに市議会議員選挙があり、私を含めこの議場におられる議員の皆様方には、市民からの新たなもしくは改めての負託を負われて市政運営に務めることになった年でもありました。

一方、国においては、突然の首相交代劇やその後の政府・与党内の混乱、またサブプライムローン問題に端を発した未曾有の経済不況など、現在の社会経済情勢は全世界的に混迷をきわめており、まさに激動の年となりました。新たな西予市政の船出の年にこのような状況になるとは想像すらしなかったところであり、今後の市政運営については、全く楽観できない非常に厳しいものが予想されますが、皆様のお力添えをいただきながら着実な市勢発展のため努力する所存でありますので、どうぞよろしくお願いをいたしたいと思えます。

一方、そうした明るい話題に乏しい社会情勢が

ら市内の出来事に目を向けますと、当市では、平成19年度から市民に夢と希望を与えるなど、豊かな西予市をつくっていくことに大きく貢献した方を表彰するキラリ西予大賞を設けておりますが、ことしは4名の方に賞を贈らせていただきます。

まず、第30回全国ジュニアオリンピックカップ春季水泳競争大会男子200メートル自由形で優勝された三瓶町の三好悠介君、そして、第31回全国消防職員意見発表会に最優秀賞に選ばれた消防署勤務の加藤光夫消防士長であります。お二人には先に賞を授与させていただいております。

また、第1回世界聾者陸上選手権大会やり投げの部で銀メダルを獲得した文化体育振興課の嘱託職員に今なっていたいておりますが、佐藤将光さん、さらには、警察犬として優秀さを競う第59回日本訓練チャンピオン決定競技会足跡追及の部でございますが、に出場し、351頭の中から見事優勝したクイーン号を育成指導された城川の浦部安弘さんについては、来る12月26日に表彰式を行う予定としております。

このように4名の方々は、日々の精進を積み重ねながら日本一の座をしとめ、または世界に名をはせれるような成績をおさめられました。これらのことは本当に偉大であるとともに、我々の身近にそのような方々がおられるということは、西予市民にとっては何かしらの励みにもつながる、明るく夢の持てる事柄ではなかるうかと思ひながら、この1年を静かに顧みているところでございます。

いよいよ年の瀬となりました。何かと気ぜわしいことと拝察いたしますが、本年がつつがなく終え、来る平成21年を輝かしく迎えられることを切に願ひ、閉会のごあいさつとさせていただきます。1年間、どうもありがとうございました。

議長 これをもって平成20年第4回西予市議会定例会を閉会といたします。

閉会 午後3時25分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

西予市議会議長

同 議員

同 議員

平成20年第4回西予市議会定例会議決結果表

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
議案第121号	建物の取得について	20.12.3	原案可決
議案第122号	財産の無償譲渡について	20.12.3	原案可決
議案第123号	西予市大野ケ原集落環境管理施設条例制定について	20.12.16	原案可決
議案第124号	西予市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について	20.12.16	原案可決
議案第125号	西予市税条例の一部を改正する条例制定について	20.12.16	原案可決
議案第126号	西予市衛生センター条例の一部を改正する条例制定について	20.12.16	原案可決
議案第127号	西予市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例制定について	20.12.16	原案可決
議案第128号	西予市特別養護老人ホーム条例を廃止する条例制定について	20.12.16	原案可決
議案第129号	西予市軽費老人ホーム条例を廃止する条例制定について	20.12.16	原案可決
議案第130号	西予市居宅介護支援事業所設置条例を廃止する条例制定について	20.12.16	原案可決
議案第131号	平成20年度西予市一般会計補正予算(第3号)	20.12.16	原案可決
議案第132号	平成20年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	20.12.16	原案可決
議案第133号	平成20年度西予市老人保健特別会計補正予算(第3号)	20.12.16	原案可決
議案第134号	平成20年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)	20.12.16	原案可決
議案第135号	平成20年度西予市介護保険特別会計補正予算(第3号)	20.12.16	原案可決
議案第136号	平成20年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)	20.12.16	原案可決
議案第137号	平成20年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)	20.12.16	原案可決
議案第138号	平成20年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)	20.12.16	原案可決
議案第139号	平成20年度西予市上水道事業会計補正予算(第3号)	20.12.16	原案可決
議案第140号	平成20年度西予市病院事業会計補正予算(第2号)	20.12.16	原案可決
議案第141号	平成20年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第1号)	20.12.16	原案可決
議案第142号	西予市営土地改良事業の施行について	20.12.16	原案可決
議案第143号	西予市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	20.12.16	原案可決
議案第144号	西予市情報基盤整備事業第1期伝送路施設整備工事請負契約について	20.12.16	原案可決

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
議案第145号	西予市情報基盤整備事業第1期センター施設整備工事請負契約について	20.12.16	原案可決
陳情第5号	ミニマムアクセス米の輸入停止を求める陳情について	20.12.16	採 択
陳情第6号	(旧)城川町森林組合事務所及び現西予市森林組合城川支所の建物賃借に関する陳情について	20.12.16	採 択
意見書案第6号	ミニマムアクセス米の輸入停止を求める意見書(案)の提出について	20.12.16	原案可決